平成十年政令第四百十二号

内閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三条第二項、第七条第三項第二号及び第二

六十七条第一項及び第二項、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条第一項、第百五条、第百六五十七条第八項、第五十八条第四項、第五十九条第一項第三号、第六十六条第一項及び第三項、第第二号、第五十三条第四項、第五十四条第一項第四号、第五十五条第七項、第五十六条第八項、第五条第八項、第四十六条第七項、第四十七条第一項第三号、第四十八条第八項、第四十九条第一項 目次 四項まで並びに第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。 第二項及び第百九十五条並びに介護保険法施行法第十条、第十六条第一項第一号及び第二項から第 条、第百二十九条第二項、第百三十一条、第百三十四条第一項第一号並びに第百三十五条第三項 項、 介護保険法第百三十八条第二項(介護保険法施行法第十六条第四項において準用する場合を含む。) 第三十八条第三項において準用する場合を含む。)、第二十条、第三十条第二項、第三十一条第二 (介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十六条第四項において準用する場合を含む。)、 十三項、第十五条第一項(同法第三十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十七条(同法 介護保険法第百四十条第三項、第百四十一条第二項、第百八十五条第一項第三号、第百九十四条 第三十四条第二項、第四十二条第一項第四号、第四十三条第七項、第四十四条第八項、第四十

総則(第一条—第四条)

介護認定審查会(第五条—第十条)

保険給付

第一節 他の法令による給付との調整(第十一条)

第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定(第十一条の二―第十 条の十一)

認定 (第十一条の十二―第十四条)

予防給付(第二十三条―第二十九条の五) 介護給付(第十五条―第二十二条の五)

介護支援専門員並びに事業者及び施設 保険給付の制限等(第三十条―第三十五条)

第四章 第一節 通則 (第三十五条の二―第三十五条の十四)

第二節 介護支援専門員(第三十五条の十五・第三十五条の十六)

第四節 第三節 介護医療院(第三十七条の二・第三十七条の二の二) 介護老人保健施設(第三十六条・第三十七条)

第五節 介護サービス情報の公表(第三十七条の二の三―第三十七条の十二)

第五章の二 手数料 (第三十七条の十七・第三十七条の十八) 第五章 地域支援事業 (第三十七条の十三―第三十七条の十六)

第六章 保険料 (第三十八条—第四十五条の六)

第七章 審查請求 (第四十六条—第五十一条)

第八章 雑則(第五十一条の二・第五十一条の三)

第九章 施行法の経過措置に関する規定(第五十二条―第五十九条)

第一章

(特別会計の勘定)

第一条 介護保険法 (以下「法」という。) 第百十五条の四十九に規定する事業として指定居宅サ 護予防サービス 定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)、指定介 サービス (法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)、指 ビス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型 (法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指 2

下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定防支援をいう。以下同じ。)の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村(特別区を含む。以 及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。 定地域密着型介護予防サービス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サ .ビスをいう。以下同じ。) 及び指定介護予防支援 (法第五十八条第一項に規定する指定介護予

生労働省令で定める精神疾患を除く。)により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低患、脳血管疾患その他の疾患(特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚第一条の二 法第五条の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾 下した状態とする。

(特定疾病)

(認知症)

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

判断したものに限る。) がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと

関節リウマチ

筋萎縮性側索硬化症

後縦靱帯骨化症

骨折を伴う骨粗鬆

七六五四 初老期における認知症 (法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。

九八 進行性核上性麻痺、 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

脊柱管狭窄症 脊髄小脳変性症

早老症

多系統萎縮症

糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜

糖尿病性神経障害、

閉塞性動脈硬化症 脳血管疾患

慢性閉塞性肺疾患

(法第八条第二項の政令で定める者) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、 う。)

以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。 定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。)に係る共生型居宅サービス(法第七十二条 の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをい 訪問介護(同項に規

を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。) 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該介護員養成研修事業者 行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の

二 居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律 規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(同法第二十九条第一項に規定 第百二十三号)第五条第二項に規定する居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(同条第三項に する指定障害福祉サービスをいう。)を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

により、 前項第一号ロの事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請 次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

2

3

- 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認めら
- 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- を都道府県知事に送付すること。 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、 及びこれ
- 事に届け出ること。 は再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、 は再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しく
- 都道府県知事は、 内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。 介護員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の 介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくな

3

- 4 - 前三項に規定するもののほか、養成研修修了者に関して必要な事項は、ったと認められるときは、第一項第一号ロの指定を取り消すことができる。 養成研修修了者に関して必要な事項は、厚生労働省令で定め

(福祉用具の貸与の方法等)

専門相談員」という。)から、 居宅要介護者をいう。)又は居宅要支援者(法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう 又は販売とする。 定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び第四項において「福祉用具 。)が福祉用具(法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。)を選 政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者(法第八条第二項に規定する 法第八条第十二項若しくは第十三項又は法第八条の二第十項若しくは第十一項に規定する 福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与 3 2 2

- 看護師 保健師
- 准看護師 理学療法士
- 社会福祉士 作業療法士

介護福祉士

義肢装具士

- から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者 具専門相談員指定講習」という。)の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者 指定講習事業者」という。)により行われる当該講習(以下この項及び次項において「福祉用 者として都道府県知事が指定するもの(以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員 福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う 5
- 前項第九号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請に 福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められること。 次に掲げる要件を満たすと認められるものについて、当該都道府県知事が行う。
- 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- 簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。 前項第九号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名
- は再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しく 十日以内に、その旨を都道府県知
- ができなくなったと認められるときは、 都道府県知事は、 供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。 福祉用具専門相談員指定講習の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提 福祉用具専門相談員指定講習事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすこと 第一項第九号の指定を取り消すことができる。

4 売の方法に関して必要な事項は、 前三項に規定するもののほか、 福祉用具専門相談員に関することその他の第一項の貸与又は 厚生労働省令で定める。

販

(介護認定審査会の委員の定数の基準)

第五条 法第十五条第一項に規定する認定審査会(以下「認定審査会」という。) の委員の定数に 係る同項に規定する政令で定める基準は、認定審査会の要介護認定(要介護更新認定、要介護状 態区分の変更の認定及び要介護認定の取消しを含む。第四十六条において同じ。)又は要支援認 (委員の任期) 九条第一項に規定する合議体を認定審査会に設置することができる数であることとする。 て同じ。) に係る審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の第 定(要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定及び要支援認定の取消しを含む。同条にお

第六条 委員の任期は、二年(委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場 合にあっては、当該条例で定める期間)とする。ただし、 間とする。 補欠の委員の任期は、前任者の残任期

- 委員は、再任されることができる。
- (会長)
- | 第七条 | 認定審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する
- (会議) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 第八条 認定審査会は、会長が招集する。
- 2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、 これを開き、 議決をすることができ
- 3 ところによる。 認定審査会の議事は、 出席した委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、 会長の決する
- 第九条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体 おいて「合議体」という。)で、審査及び判定の案件を取り扱う。 (以下この

条に

- 2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める
- 3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。
- 4 きない。 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることがで
- による。 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、 長の決するところ
- とする。 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、 合議体の議決をもって認定審査会の議決
- 都道府県介護認定審査会に関する読替え)

6

- 第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会に ついて準用する。この場合において、第五条、第六条第一項及び前条第三項中 は、「都道府県」と読み替えるものとする。 「市町村」とある

第一節 他の法令による給付との調整

(法第二十条に規定する政令で定める給付等)

第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、 度とする。 定する政令で定める限度は、 同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、 同表の下欄に掲げる限

員法(昭和二十二年法律第百号)の規定による療養補償に相当するよ 船員保険法 のに限る。) (昭和十四年法律第七十三号)の規定による療養の給付 (船)受けることができる給付

労働基準法 る場合を含む。)の規定による療養補償 (昭和二十二年法律第四十九号。 他の法律において例によ

|労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号) 養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付 の規定による療

船員法 (他の法律において例による場合を含む。) の規定による療

|害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)の規定による療 災害救助法 養扶助金に限る。) (昭和二十) 二年法律第百十八号) の規定による扶助金

|常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養 |補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 補償に限る。) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の規定による損害の補償 消防組織法 一年政令第三百三十五号)の規定による療養補償に限る。 (昭和二十二年法律第二百二十六号) の規定による損害の (昭和1

常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養 補償に限る。) |水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の規定による損害の補償

おいて準用し、 |国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。 の規定による療養補償 又は例による場合を含む。 以下この表において同じ。 他の法律

|年法律第二百四十五号) の規定による療養給付 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和二十七

|海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 年法律第三十三号)の規定による療養給付 (昭和二十八

|証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百 公立学校の学校医、 る法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の規定による療養補償 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関

療養扶助金に相当するものに限る。) |害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規 |災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の規定による損 |号) の規定による療養給付 定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による

療養の給付及び更生医療の給付 |戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の規定によろ

地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号) の規定によ

|原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号| の規定による医療の給付

|する法律(平成十五年法律第百十号)の規定による医療 |心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関

> |武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 限る。) もの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当する 十六年法律第百十二号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等

新型インフルエンザ等対策特別措置法 の規定による損害の補償 (災害救助法施行令の規定による療養扶助 (平成二十四年法律第三十一号)

に相当するものに限る。

消防組織法の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補て介護を受けた部分に限護給付及び介護給付 |労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介|受けることができる給

償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。

|基準を定める政令の規定による介護補償に限る。] 消防法の規定による損害の補償 (非常勤消防団員等に係る損害補償の

|基準を定める政令の規定による介護補償に限る。) 水防法の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の

国家公務員災害補償法の規定による介護補償

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による

|海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による 介護給付

る法律の規定による介護補償 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関す

証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付

害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限

(非常勤消防団員等に係る損

災害対策基本法の規定による損害の補償

法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十 五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同 よる介護料 に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)第八条の規定に

地方公務員災害補償法の規定による介護補償

政令の規定による介護補償に相当するものに限る。) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定 による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定

(指定市町村事務受託法人の指定)

第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事 務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、 (以下「市町村事務」という。)を受託しようとする者の申請により、市町村事務を行う事務所務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務 (以下「市町村事務受託事務所」という。) ごとに行う。

十四条の二第一項の指定をしてはならない。 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、 次のいずれかに該当するときは、 法第二 至ったとき

- 数を満たしていないとき(法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限 当該申請に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員
- 申請者が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って適正な市町村事務 運営をすることができないと認められるとき。
- が認めたときは、この限りでない。 申請者が、居宅サービス等(法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号、 条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号において同 。)を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事 第十
- 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、 その
- しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、 その取消
- 五年を経過しないものであるとき。 ないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした者 年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をし (当該市町村事務の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五
- 行為をした者であるとき。 (法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。) に関し不正又は著しく不当な 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務 2
- 申請者の役員等(法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。 以下同じ。)のうちに
- 次のいずれかに該当する者があるとき。
- 第四号又は前号に該当する者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの 該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当
- 定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等) 前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの(当該市町村事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした法人
- 地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村事務を廃止し、休第十一条の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在 でに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前ま 2
- に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。 (指定市町村事務受託法人による報告) 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、 指定市町村事務受託法人
- 第十一条の五 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その (指定市町村事務受託法人の指定の取消し等) その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。 都道府県知事は、市町村事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとき
- 指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができ
- 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。 指定市町村事務受託法人が、第十一条の二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに

- について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員
- 適正な市町村事務の運営をすることができなくなったとき。 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従って
- 指定市町村事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、 又は虚偽の報
- (当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき (以下「指定都道府県事務受託法人」という。) の指定を受けている場合にあっては、
- る法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 の手段により同項の指定を受けたときを含む。)。 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に掲げ
- けている場合にあっては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。) 不当な行為をしたとき(当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、市町村事務に関し不正又は著しく
- 務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき 力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の
- 通知しなければならない。 すると認めるときは、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に 市町村は、市町村事務を行った指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当
- (指定市町村事務受託法人の指定等の公示)
- 第十一条の六 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
- 法第二十四条の二第一項の指定をしたとき。
- 二 第十一条の三第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同 に規定する市町村事務の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。
- は一部の効力を停止したとき。 前条第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しく
- (指定都道府県事務受託法人の指定)
- 県事務を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所(以下「都道府県事務受第十一条の七 指定都道府県事務受託法人の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府 託事務所」という。)ごとに行う。
- 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、 -四条の三第一項の指定をしてはならない。
- 事務の運営をすることができないと認められるとき、 申請者が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県
- 二 申請者が、居宅サービス等を提供しているとき。ただし、 があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。 厚生労働省令で定める特別の事情
- 三 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、 その取
- 理由がある者を除く。) で、 条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした者(当該都道府県事務の廃止について相当 による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの 申請者が、第十一条の十の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定 当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき

- 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき
- 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 第三号又は前号に該当する者
- 役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの 該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にそ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、
- (指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等) 六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの 都道府県事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日 第五号に規定する期間内に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした法人(当

第十一条の八 日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三 所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃 指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及

(指定都道府県事務受託法人による報告)

きは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができる。第十一条の九 都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認める

(指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等)

- 第十一条の十 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、 の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがで
- 法第二十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。 指定都道府県事務受託法人が、第十一条の七第二項第三号又は第七号のいずれかに該当す
- って適正な都道府県事務の運営をすることができなくなったとき。 指定都道府県事務受託法人が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に

に至ったとき。

- 報告をしたとき、 指定都道府県事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽
- ては、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたときを含む。)。 き(当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあ 指定都道府県事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の三第一項の指定を受けた
- 七 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、都道府県事務に関し不正又は げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 を受けている場合にあっては、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを しく不当な行為をしたとき(当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に
- 事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府 指定都道府県事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部

(指定都道府県事務受託法人の指定等の公示)

- 第十一条の十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。 法第二十四条の三第一項の指定をしたとき。
- する都道府県事務の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき 第十一条の八の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規

 \equiv 前条の規定により法第二十四条の三第一項の指定を取り消し、 効力を停止したとき。 又は指定の全部若しくは一部

第三節

(要介護状態区分の変更の認定に関する読替え)

請 当該認定	当該申請	規定
があると認める	った	
申請があ第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要	第二十七条第二項 前項の	
	える規定字句	
えられる 読み替える字句	法の規定中読み替読み替えられ	
法第三十条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第十二条 法第三十条第二	州県 一
_	第二十八条第八項 第五項	
第二十九条第二項において準用する前項	前項	
第二十九条第二項において準用する次項	次項	を :
第二十九条第二項において準用する第五項	第二十八条第七項 第五項	信(定)
いて準用する前項	項	著
	第二項の	†
の前条	準用する前条	曷
前項において要介護状態区分の変更の認定に係る	第二十八条第五項 前項に	Ø.
第二十九条第二項において準用する前項	前項	5 73 5 E
第二十九条第二項において準用する第一項	第二十七条第十二第一項	1点 の
第二十九条第二項において準用する次項	次項)
1917年 1918年	項第二十多第一二第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	従
第二十九条第二頁こおって集用計る第一頁 第二十九条第二項に求いて選手でを第三項	第二十七条第十一第一頁 第三月	
第二十九条第二頁こおいて集用する第三頁 第二十九条第二項に対し、選手でお登二項	第三頁	9 る
第二十九条第二頁こおいて準用する第二頁	第二頁	
、第二十九条第二項において準用する第	第二十七条第十項 、第一項	
	第一項	でき
	要介護者	そ
第二十九条第二項において準用する第五項	第二十七条第九項 第五項	
第二十九条第二項において準用する第五項	第二十七条第七項 第五項	
第二十九条第二項において準用する第三項	第三項	ら と
第二十九条第二項において準用する前項	第二十七条第六項 前項	
第二十九条第二項において準用する前項	第二十七条第五項 前項	-
	該当	- <i>1</i>
状態に 現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状 	要介護状	e D L C
、第二十九条第二項において準用する第一項	、第一項	Ķ
第二十九条第二項において準用する前項	前項	
第二十九条第二項において準用する第二項	第二十七条第四項 第二項	前
第二十九条第二項において準用する第一項	第二十七条第三項 第一項	該
第二十九条第二項において準用する前項	第二十七条第二項 前項	:
法第二十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第十一条の十二 法第二十	
	and the second of the second of the second of	

項第		項	第	項第		項第	替法		第二		第一	第	第	前第	<u>5</u>	1 第				第一	-	第
項前段 第二十七条第五			二十七条第四	二十七条第三		項第二十七条第二	替える規定中読み	第十三条 法第三十一	(要介護認定の短第二十八条第八項		第二十八条第七項	第二十八条第六項	第二十八条第五項	十七条第	一十多分アゴ	第二十七条第五項				第二十七条第四項		第二十七条第三項
前項	のであること。	区分 での該当する要介護状態でその該当すること及第一項の申請	1第二項 当該申請	の申請があっ		前項の申請があった	み読み替えられる字句	十一条第二項の規定	で関する読替	前項	項	_	する前条第二項の前項において準用西	七項第五項 第	項	前項	部北龍に該当	犬焦こ亥 当			当该申请	項の申請があ
第三十一条第二項において準用する前項	生じたも :上の障害 :上の障害 (次態区分 (状態区分	護状態第三十一条第一項の要介護認定の取消し第三十一条第一項の要介護認定の取消し第三十一条第一項において準用する前項	第三十一条第二項において準用する第二項当該取消し	と認めると認定の取消しのため条第一項の要介護認定の取消しのため	当該取消し	要があると認める第三十一条第一項の要介護認定の取消しのため	読み替える字句	条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	三十条第二項において準用する第	おり	第三十条第二頁こおって集用する欠頁 第三十条第二項において準用する第五項	第三十条第二項において準用する前項	要介護状態区分の変更の認定に係る	第三十条第二項において準用する第五項		第三十条第二項において準用する前項 第三十条第二項において準用する前項	・	分以下の	おいて準用する前項	第三十条第二項において準用する第二項	当该忍官	の要介護状態区分の変更の認定のために
	第二十八条第五項 前項において準要支援状態区分 第十三条の三 法の規定中読み替え読み替えられる読み替える字句 る規定 字句 高規定による 第三十三条の三第二項の規定による 第三十三条の二第 第三十三条の二第	接項項者	要支援状態に現に受第一項第二	、第第	第五項	に必 前項 第三十	項	1 1	第二十八条第五項 前項において要支援	る規定る字句		-	第二十八条第八第五項	前項項	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	第二十八条第七第五頁	二十八条第六前		前段	第二十七条第七第五項	第三頁	.必要 第二十七条第六前項
	項 前項において準要支援状態区分の変更の認定に係る	おります。 東支援者又は要支援状態区分の変更を認定すべき者 第三十三条の二第二項において準用する第四項 第三十三条の二第二項において準用する第四項 第三十三条の二第二項において準用する前項			第三十三条の二第二項において準用する第五項	第三十三条の二第二項において準用する前項第三十三条の二第二項において準用する次項	第三十三条の二第二項において準用する第五項第三十三条の二第二項において準用する前項		準用する前条 準用する前条		·替え読み替えられ読み替える字句 法第三十三条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。		第三十一条第二項において準用する第五項	第三十一条第二項において準用する前項第三十一条第二項において準用する次項		第三十一条第二頁こはハて集用する第五頁	第三十一条第二項において準用する前項	て準用する前条第要介護認定の取消しに係る		第三十一条第二項において準用する第五項	第三十一条第二頁こおいて隼用する第三頁	第三十一条第二項において準用する前項

_		・一隻合士	
二同	第三十四条第二項において準用する第四項	ハ項前第四項	段第三十二条第六項前第四項
域な	第三十四条第二項において準用する前項	四項前前項	段及び第五項第三十二条第四
7	てあること	て生じたもの	
頂	79 : - ; 。	に岩が上の障害が	
_	は背申こう寛景が守三長方によう要支援状態の原因である身体上又	要支援状態の原	
げる		該当する要支援	
第十六	てほど かえが 100 要支援状態に該当しなくなったこと。	要支援状態に該当すること	
(居宅		の該当する要支援状態区分	
又	当すること及びそ要支援状態に該当しなくなったこと。	要支援状態に該当すること及び	
ビ	第三十四条第一項の要支援認定の取消し	第一項の申請	
<i>+-</i>	第三十四条第二項において準用する前項	項前項	第三十二条第三項
= ,	同項の要支援認定の取消し	同項の申請	
た見	第三十四条第一項の要支援認定の取消し	一項前項の申請	第三十二条第二項
- 軽	第三十四条第二項において準用する第五項	八項 第五項	第二十八条第八
- Z	第三十四条第二項において準用する前項	前項	
第 5。十 3。王	第三十四条第二項において準用する次項	次項	
1 年 6	第三十四条第二項において準用する第五項	項第五項	第二十八条第七項
第匹十	第三十四条第二項において準用する前項	八項 前項	第二十八条第六項
第匹十		の	
;]	て準用する前条第二項 要支援認定の取消しに係る	前項におい	第二十八条第五項
			る規定
第匹十	, 読み替える字句	の規定中読み替え読み替えられる字句	中
;]	法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	岩三十四条第二項の規定	第十四条 法第
	ス)	(要支援認定の取消しに関する読替え)	- 1
第四			段
き り り 対	第三十三条の三第二項において準用する第四項	ハ項前第四項	第三十二条第六項前第四
ち 第 1 月 月 月			び第五項
· 地	第三十三条の三第二項において準用する前項	項 及	第三十二条第四
しまき	援状態区分に該当		
: 外	現に受けている要支	要支援状態に該	
トた	第三十三条の三第一項の要支援状態区分の変更の認定	第一項の申請	
Ξ	第三十三条の三第二項において準用する前項		第三十二条第三項
: 业	同項の認定	同項の申請	
、を	第三十三条の三第一項の要支援状態区分の変更の認定	一項前項の申請	第三十二条第二項
由	て準用する第	項	第二十八条第八
=	第三十三条の三第二項において準用する前項	前項	
受	第三十三条の三第二項において準用する次項	次項	
1,	第三十三条の三第二項において準用する第五項		第二十八条第七項
_	第三十三条の三第二項において準用する前項	八項 前項	第二十八条第六項

受けた場合において、必要があると認めるとき。じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスをじ。)が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅 以下同居宅要介護被保険者 (法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同

必要があると認めるとき。をいう。次号、第二十二条の五及び第二十九条の五において同じ。)を受けた場合において、をいう。次号、第二十二条の五及び第二十九条の五において同じ。)を受けた場合において由により基準該当居宅サービス (法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス由により基準該当居宅サービス (法第四十二条第一項第二号に、緊急その他やむを得ない理一居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理

き。 外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めると外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以一 法第四十二条第一項第三号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じ

域密着型介護サービス費及び指定地域密着型サービス事業者に関する読替え)

〒五条の二 法第四十二条の二第九項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

-	Like	=		_			Lili	N. I	1
第四十一	第四十一			第四十一			第四十一	法の規定	
条第十一項	条第十項			条第八項			条第三項	中読み替える規定	
前項	前項	居宅要介護被保険者	、指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	居宅要介護被保険者	指定居宅サービスを	読み替えられる字句	
第四十二条の二第九項こおいて準用する前項	第四十二条の二第八項	要介護被保険者	、指定地域密着型サービス	指定地域密着型サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者	要介護被保険者	指定地域密着型サービスを	読み替える字句	

例地域密着型介護サービス費を支給する場合)

る。 R十五条の三 法第四十二条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとす

た場合において、必要があると認めるとき。緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型サービスを受け緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型サービスを受け要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)が、

又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。ビス(法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)た日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サーた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス以外の地域密着型サービス以外の地域密着型サービスは、国家の三第一項第二号に規定する要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じ

▼六条─法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

四節 介護給付

(特例居宅介護サービス費を支給する場合)

| 第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

三 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えるこ 四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た 二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額か えることとなる場合 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サー ととなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超 た額のうちいずれか大きい方の額を控除して得た額 額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得 ビス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第 ビス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第 当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サ

第十七条 法第四十四条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条 得た額を控除して得た額とする。 第十三項に規定する特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該 ける法第四十四条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して 額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅介護福祉用具購入費として支給するものとした場合にお (居宅介護福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第十八条 法第四十五条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修 の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。 修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分 に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る居宅介護住宅改 (居宅介護住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

(居宅介護サービス計画費に関する読替え)

法第四十六条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする

			3
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	1 3
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定居宅介護支援を	_ 4
第四十一条第八項	指定居宅サービスその他のサービス	指定居宅介護支援その他のサービス	
第四十一条第十項	前項	第四十六条第六項	

(特例居宅介護サービス計画費を支給する場合)

第二十条 法第四十七条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊 急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合にお いて、必要があると認めるときとする。

(施設介護サービス費及び介護保険施設に関する読替え)

第二十一条 法第四十八条第七項の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

	で ラグル・・ 芸行 日言 ラール	11 (11 (1) 1)
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定施設サービス等を
	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第八項	、指定居宅サービス	、指定施設サービス等

	居宅要介護被保険者	要介護被保険者
第四十一条第十項	前項	第四十八条第六項

(特例施設介護サービス費を支給する場合)

第二十二条 法第四十九条第一項第二号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、 設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。 その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第四十八条第一項に規定する指定施

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二条の二 法第四十九条の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係 おいて同じ。)とする。 る。第五項、次条第五項、第二十九条の二第一項及び第四項並びに第二十九条の二の二第五項に 金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とす 条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条 三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四 金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除し 当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した 第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び 得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法 るサービス(以下「介護給付対象サービス」という。)のあった日の属する年の前年(当該介護 イにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。) には、当該合計所得 の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合(第四項第一号及び第三十八条第一項第六号 て得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法(昭 給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。第四 前項の特別控除額は、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第 第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一

2 により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とす 渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、 る。 項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲 項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定 第三十四条第

法第四十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない

計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合 び第四号イにおいて同じ。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得 十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及 条第九項、第二十九条の二第三項第一号及び第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三 控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一号、 除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法 の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控 与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三 第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び同年の合 当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法 をいう。以下同じ。)及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、 による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特別控除額を 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者

い場合 該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、二百八十万円)に満たなた額(その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が三百四十六万円(当

- 二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属 か 非統付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属 のとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三 のとし、同法第三百二十八条の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むも する年度(当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあっ
 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属
- 「被保護者」という。)である場合いて生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者(以下に)のでは、「対策をは対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日にお
- の前年の合計所得金額とする。 5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあった日の属する年
- と 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。
- ・ 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- いない場合にあっては、三百四十万円)に満たない場合を控除して得た額の合計額が四百六十三万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者が年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額の第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全て
- 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

(高額介護サービス費)

- 要介護被保険者が受けた居宅サービス等(次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除して同じ。)を乗じて得た額合を第三市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合を第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第十項におして得た割合、次項、第四項及び第十項におして得た割合、次項、第四項及び第十項におして得た割合、次項、第四項及び第十項におして得た割合。次項、第四項及び第十項におして得た割合、次項、第四項及び第十項において同じ。)を乗じて得た額
- こ、号とNEVと受女よ食者(去色工トニを育し真こ見足下ら号ANEVと受女よ食者という。以下司該の力護被保険者がなお負担すべき額護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費 という。)を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス費(居宅介護サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス費」という。)き居宅サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。)き居宅サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。)をの他厚生労働省令で定める給付が行われるべて、要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給二、要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 三 居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。 特例割合で除して得た割合、法第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百かの二の二第一項において「第二市町村特例割合」という。)を控除して得た割合を第二市町村 割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分 八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十、法第六十条第一 計額」という。)に九十分の十(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては 防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額(以下「介護予防サービス費合 までにおいて同じ。)が受けた介護予防サービス等(次号に規定する特定給付対象介護予防サ じ。)(被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の二第二項、第三項及び第五項から第七項 十項において同じ。)を乗じて得た額 得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三項、第四項及び第 この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という。)を控除して ら同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下 の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第二十九条 以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下この号及び第二十九条の二の二第一項にお 項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の九十を超え百分の ービス等を除く。)に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予 て「第一市町村特例割合」という。)を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た
- 四 居宅要支援被保険者がなお負担すべき額四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給の他第二号に規定する厚生労働省令で定四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給の他第二号に規定する厚生労働省令で定四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生労働省令で定四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生労働省令で定
- 額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。 乗じて得た額が四万四千四百円を超えるときは、当該得た額から四万四千四百円を控除して得た同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が
- た居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超え、要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受け

4

6

被保険者に支給する。 るときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護

5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条 条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五 の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の 四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。) の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十 第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等 項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の 則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条 五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三 若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十 附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項 三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法 条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四 規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第 山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五 による控除をした後の金額 十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附 十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に 二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一 (同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号 / 、第二十九条の二の二第五項第一号並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二条第 項第三号イにおいて同じ。)に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税 (をいう。以下同じ。) の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定 規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項 おいて準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所 額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則 9 8

二万円に乗じて得た額の合計額 二万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十 除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控

とする。 日本満であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「九万三千円」円以上六百九十万円未満であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「九万三千円」字サービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第一号被保険者のいずれかの居第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居

| 万四千四百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。| 7 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中

四四

である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)免除された者(当該市町村民税をよる市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税をサービス等のあった月の属する年度(居宅その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあった月の属する年度(居宅

じ。)を必要としない状態となるものと、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービスの場でが適用されたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同及び第二十九条の二の二第二項中「四万四千四百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、第二項(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、第二項(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)

四千四百円」とあるのは、「一万五千円」とする。必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「四万万四千四百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護をス等があった月において要保護者である者であって、同項及び第二十九条の二の二第二項中「四ス等があった月において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービ

要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税を含する。
 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税をする。

おすべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。 一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の支払が行われなかったときは、市町村は、当該居宅サービス等に
のる給付(第二十九条の二の二第十項において「特定公費負担給付」という。)が行われるべき
居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス事業者等に
居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス事業者等に
居宅サービス事業者等」という。)について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定 第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定 第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定

- | る高額介護サービス費の支給があったものとみなす。| 11 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し、第三項又は第四項の規定によ

防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例とみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予での規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったもの介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第二項から前項まで、要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要に

す。 域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみな域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地

- (高額医療合算介護サービス費) 「高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- る。) 項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とすー 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額(同第二十二条の三 法第五十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。
- 場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)二船員保険法第八十三条第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される
- して得た額とする。) 担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第五十七条の二第一項に規定する一部負
- 額を控除して得た額とする。) る一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第六十二条の二第一項に規定す
- 当する額を控除して得た額とする。)第二十五条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相第二十五条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相家公務員共済組合法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する国
- 額を控除して得た額とする。) る一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する七 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第八十四条第一項に規定す
- う。)を乗じて得た額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額又は第七号及び第五号に掲げる額の合算額から七十歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をい から次項の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合における当該支給額の算定定基準額を控除した額に医療合算按分率(同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額 号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。 次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第二号、第四 額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に被保険者医療合算按分率(第一号に掲げる額から 項において「七十歳以上世帯支給額」という。)を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合算 算定基準額を控除した額に同項に規定する七十歳以上医療合算按分率を乗じて得た額(以下この に係る同項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する七十歳以上医療合算 基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算 額」という。)が医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算 合又は当該七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合 厚生労働大臣が定める支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。)以下である場 控除した額(当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して (次項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の七十歳以上医療合算算定基準額を 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上医療合算支給総額
- いて「計算期間」という。) において、計算期間の末日(以下この条において「基準日」とい一 毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間(以下この条及び第二十九条の三第三項にお

- 控除した額とする。)の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額をの合算額(同項の規定により高額介護サービス等に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる額被保険者」という。)が受けた居宅サービス等に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる額う。)において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者(以下この条において「基準日う。)において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者(以下この条において「基準日
- 費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。) び第四号に掲げる額の合算額(第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービスニ 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第二項第三号及
- 合計額を控除した額とする。)
 第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、これらの支給額の第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合又は第二十九条の二の二額の合算額(同項の規定により高額介護サービス等が支給される場合又は第二十九条の二の二けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる一計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受
- あった間に受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額「計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者で
- あった間に受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者で

Ŧi.

兀

- 七 次のイからりまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからりまでに定める額あった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第三号に規定する合算額六 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者で
- 原領 「日本の地域とは、 「日本の地域とは、 「日本の地域とは、 「日本の地域とは、 「日本の地域とは、 「日本の地域とは、 「日本の地域とは、 「日本の地域とは、 「日本の地域と、 「日本の域と、 「日本の域と 「日本のは 「日本の域と 「日本の域と 「日本の域と 「日本のは 「日本の域と 「日本の域と 「日本の域と 「日本の域と 「日本の域と 「日本のは 「日
- 号に掲げる額の合算額行令第四十三条の二第一項第一号、第三号及び第五行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号、第三号及び第五る被扶養者をいう。同項において「日雇特例被扶養者」という。) である者 健康保険法の規定によ雇特例被保険者をいう。第四項において同じ。) 又はその被扶養者(健康保険法の規定によ基準日において日雇特例被保険者(健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日基準日において日雇特例被保険者(健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日
- 十一条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額験被扶養者」という。)である者、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第う。)又はその被扶養者(船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第四項において「船員保険被保険者」とい、基準日において船員保険法の規定による被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員
- 額の合算額 第の合算額 第二十二号)第二十九条の四の二第一項第一号から第五号までに掲げる和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四の二第一項第一号から第五号までに掲げるく。)のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資験被保険者」という。)である者(基準日において同法第六条各号(第九号及び第十号を除険被保険者」という。)である者(基準日において同法第六条各号(第九号及び第十号を除
- を含む。同項において「国共済被扶養者」という。)である者 国家公務員共済組合法施行員」という。)又はその被扶養者(同法の規定による被扶養者をいい、自衛官等の被扶養者衛官等(以下この条において「自衛官等」という。)を除く。第四項において「国共済組合に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条の三第一項に規定する自ホ 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等

げる額の合算額令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲

- 六の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額へ 基準日において自衛官等である者 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の
- 共済組合員」という。)又はその被扶養者(同法の規定による被扶養者をいう。同項においト 基準日において地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員(第四項において「地

- う。)を乗じて得た額に七十歳以上被保険者医療合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係 生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額(以下この項において「七十歳以上医(以下この項において「七十歳以上合算対象サービス」という。)に係る額に相当する額として厚 るときは、この限りでない。 項第七号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額が零であ 働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同 歳以上合算対象サービスに係る同項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労 を乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に支給する。ただし、七十 額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額で除して得た率をいう。) 七十歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する る同項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、 り算定した額を合算した額を、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をい 準額を控除した額に七十歳以上医療合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一 た額を超える場合は、七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から七十歳以上医療合算算定基 療合算利用者負担世帯合算額」という。)が七十歳以上医療合算算定基準額に支給基準額を加え 若しくは介護予防サービス等又は同項第七号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等 第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところによ
- 該各号に定める者とする。 第二項の基準日被保険者の合算対象者は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、当
- 条において同じ。)である者 船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者又は私学共済被扶養者をいう。以下この 船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者(健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、 いて同じ。)である者 基準日においてその被扶養者(健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、 保険者、国共済組合員、自衛官等、地共済組合員又は私学共済加入者をいう。以下この条にお 基準日において被用者保険被保険者等(健康保険被保険者、日雇特例被保険者、船員保険被
- 外の者 被保険者等である者又は基準日において当該被用者保険被保険者等の被扶養者である当該者以 被保険者等である者又は基準日において当該者がその被扶養者である被用者保険
- る当該者以外の国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属す三 基準日において国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属す

- 属する当該者以外の後期高齢者医療の被保険者である者と問じおいて当該者と同じの世帯に四、基準日において後期高齢者医療の被保険者である者、基準日において当該者と同じの世帯に四、基準日において当該者と同じの世帯に
- 額医療合算介護サービス費の支給について準用する。あった者(基準日において当該市町村が行う介護保険の被保険者である者を除く。)に対する高5 第二項から前項までの規定は、当該計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者で
- よきしてるいに按判が長さなような手がなまっている。 てい、このではずに場げ準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 第二項(前項において準用する場合を含む。)の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基
- る者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額 生準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからホまでに掲げ
- 口からホまでに掲げる者以外の者 六十七万円

1

- 万円(はいて同じ。)が八十三万円以上の被用者保険被保険者等又はその被扶養者(二百十二項において同じ。)が八十三万円以上の被用者保険被保険者等又はその被扶養者(二百十二名標準報酬月額、標準報酬の有額、 給料の額及び標準給与の月額をいう。以下この項及び次基準日の属する月の標準報酬月額等(医療保険各法(国民健康保険法を除く。)に規定す
- 者等又はその被扶養者「百四十一万円」基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険
- 扶養者(ホに掲げる者を除く。) 六十万円 基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその
- 被用者保険被保険者等又はその被扶養者(口及びハに掲げる者を除く。) 三十四万円日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。次項において同じ。)であるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度。以下この項及び次項目とみなした場合にあっては、当該基準日の属する年の三月三十一日までのいずれかの日を基準市の開発機能の前年度(第九項の規定により当該基準日の属ホー市町村民税非課税者(基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により当該基準日の属ホー市町村民税非課税者(基準日の属する年度の前年度(第九項の規定により当該基準日の属ホー市町村民税非課税者(基準日の属する年度の前年度)
- れぞれイからホまでに定める額 一次のイからホまでに掲げる場合に応じ、二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからホまでに掲げる場合に応じ、

そ

- 1 ロからホまでに掲げる場合以外の場合 六十七万円
- る基準所得額を合算した額が九百一万円を超える場合 二百十二万円年。ハ及びニにおいて同じ。)の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定すいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前に第九項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日までの属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について当該基準日の属する年の前々年ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の
- 万円を超え九百一万円以下の場合「百四十一万円国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について当該基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の
- 十万円以下の場合(ホに掲げる者を除く。) 六十万円国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について当該基準日の属する年の前々年の二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の
- ところにより当該市町村民税が免除される場合(これらの者のいずれかが当該市町村民税のの前年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定める区分に従い、それぞれ(1)及び(2)に定める者の全てについて当該基準日の属する年度ホー基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、(1)及び(2)に掲げる

賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において「市町 民税国保世帯非課税の場合」という。) 三十四万円

- 府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者である者 保険の被保険者である場合 当該国民健康保険被保険者が都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康 当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する当該都道
- 属する世帯に属する当該組合の組合員及びその世帯に属する当該組合が行う国民健康保険 の被保険者である者 当該国民健康保険被保険者が組合が行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の
- 応じ、それぞれイからへまでに定める額 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからへまでに掲げる者の区分に
- ロからへまでに掲げる者以外の者 五十六万円
- おいて「第三号適用者」という。)であって、所得の額(同号に規定する所得の額をいう。 を受けることとした場合に同法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者(ハ及びニに ハ及びニにおいて同じ。) が六百九十万円以上であるもの 二百十二万円 基準日において療養の給付(高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。
- 第三号適用者であって、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの 白四
- 第三号適用者であって、所得の額が三百八十万円未満であるもの 六十七万円
- 三号の市町村民税世帯非課税者をいう。)(へに掲げる者を除く。) 三十一万円 市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項第
- た間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とす 所得と区分して計算される所得の金額がない者 十九万円(計算期間において、当該基準日十五条第一項第六号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。)及び他の の規定による市町村民税に係る各種所得の金額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該基準日の属する年度の前年度分の地方税法基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険 被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であっ
- 号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 第三項(第五項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定基準額は、 次の各
- る者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからへまでに掲げ
- 口からへまでに掲げる者以外の者 五十六万円
- 学校教職員共済法第二十五条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)又は地方公務 船員保険法第五十五条第一項第三号、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号(私立 る療養の給付をいう。)を受けることとした場合に、健康保険法第七十四条第一項第三号、 教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法によ 十三万円以上のもの又はその被扶養者 二百十二万円 員等共済組合法第五十七条第二項第三号の規定が適用される被用者保険被保険者等(ハ及び 二において「第三号適用者」という。)であって、基準日の属する月の標準報酬月額等が八 基準日において療養の給付(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(私立学校
- 未満のもの又はその被扶養者 百四十一万円 第三号適用者であって、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円未満のもの又 第三号適用者であって、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万
- に掲げる者を除く。) 三十一万円 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者(ロからニまで又は

六十七万円

- 保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあってにおいて、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護 保険被保険者等又はその被扶養者(ロからニまでに掲げる者を除く。) 十九万円(計算期間 町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者 は、三十一万円とする。) の被扶養者である者の全てが当該基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてそ
- れぞれイからへまでに定める額 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからへまでに掲げる場合に応じ、 そ
- ロからへまでに掲げる場合以外の場合 五十六万円
- する所得の領をハう。ハ及びニにおいて同じ。)が六百九十万円以上のものであるとき。 二される者 (ハ及びニにおいて「第四号適用者」という。) であって、所得の額 (同号に規定 付をいう。)を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付(国民健康保険法による療養の給
- 第四号適用者であって、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものであると 百四十一万円
- 第四号適用者であって、所得の額が三百八十万円未満のものであるとき。 六十七万円

市町村民税国保世帯非課税の場合(へに掲げる場合を除く。) 三十一万円

- 他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合・十九万円(計算期間において、 基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円 基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者 (2) に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2) に定める者の全てについて当該 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第二号ホ(1)及び
- 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第三号に定める額
- 及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。 る場合における第二項から第四項まで(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。) 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有す
- 9 働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、この条の規定 定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日(当該厚生労 を適用する。 いて新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、 その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の当該計算期間にお
- 10 る 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、 厚生労働省令で定め
- (特定入所者介護サービス費及び特定介護保険施設等に関する読替え)

第二十二条の四 法第五十一条の三第八項の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

	^	ĺ	は		月
	第四十一条第八項			第四十一条第三項	法の規定中読み替える規定
、指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	居宅要介護被保険者	指定居宅サービスを	読み替えられる字句
、特定介護サービス	特定介護保険施設等	特定介護保険施設等	特定入所者	特定介護サービスを	読み替える字句

	ン	― ごって むことならしい 易気コン	一 (寺列寺)三人斤針/隻ナ	
	第五十一条の三第八項において準用する前項	前項	第四十一条第十一項	
第	第五十一条の三第七項	前項	第四十一条第十項	
法の	特定入所者	居宅要介護被保険者		
ĺ			-	

は、こうだとのかに引きるとなった。と思うられていることのうなどであった。というが、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。 特定入所者(法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同第二十二条の五 法第五十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

○ 大田 できます。
 ○ 大田 できますます。
 ○ 大田 できますます。
 ○ 大田 できますます。
 ○ 大田 できますます。
 ○ 大田 できまります。
 ○ 大田 できまります。
 ○ 大田 できまりますます。
 ○ 大田 できまりますます。
 ○ 大田 できまりますます。
 ○ 大田 できまりますますます。
 ○ 大田 できまりますます。
 ○ 大田 できまりますますますます。
 ○ 大田 できまりますますますますますますますます。
 ○ 大

ビス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。)を受けた場合において、三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サー

四 ・寺主入听者が、 当该要介護認定の効力が主じ - 必要があると認めるとき。

- 蠖予坊サービス費及び指定介蠖予坊サービス事業者こ期: 第五節 予防給付

二十三条(去第五十三条第七頁の見定こよる支持的売替えよ、欠の長のとおのとす(介護予防サービス費及び指定介護予防サービス事業者に関する読替え)

_									_
第四十一条第十一頁	第四十一条第十項			第四十一条第八項			第四十一条第三項	法の規定中読み替える規定	第二十三条 法第五十三条第
竹頁	前項	居宅要介護被保険者	、指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	居宅要介護被保険者	指定居宅サービスを	読み替えられる字句	七項の 規定に よるお休食
	第五十三条第六項	居宅要支援被保険者	、指定介護予防サービス	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業者	居宅要支援被保険者	指定介護予防サービスを	読み替える字句	訪権 えに めの 老のとおりとする

(特例介護予防サービス費を支給する場合)

ービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。サービスをいう。次号において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。由により基準該当介護予防サービス(法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防工 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理

第二十四条の二 法第五十四条の二第九項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。(地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読替え)

以である		限る。	て同			前項		
第四十一条第十一項	第四十一条第十項			第四十一条第八項			第四十一条第三項	法の規定中読み替える規定
前項	前項	居宅要介護被保険者	、指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	居宅要介護被保険者	指定居宅サービスを	読み替えられる字句
第五十四条の二第九項において準用する前項	第五十四条の二第八項	居宅要支援被保険者	、指定地域密着型介護予防サービス	指定地域密着型介護予防サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービス事業者	居宅要支援被保険者	指定地域密着型介護予防サービスを	読み替える字句

(特例地域密着型介護予防サービス費を支給する場合)

第二十四条の三 法第五十四条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定

認めるとき。 域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地一 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が一 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に(介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

一 法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額を控除して場合における法第五十五条第一項に規定する百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費をいては百分の七十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)に相当する額を超えることとなる場合(第三号の場合を除く。) 当該介護予防サービス費をしては特別介護予防サービス費の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費をしては時別介護予防サービス費の九十に相当する額を控除して得た額が同項に規定する百分の九十(法第五十九条の二第一十に相当する額を控除して得た額

十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とととなる場合(次号の場合を除く。) 当該介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給すの九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の九十に相当する額を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各ととなる場合(次号の場合を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各ととなる場合(次号の場合を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各ととなる場合(次号の場合を除して得た額

第二十六条 するものとした場合における法第五十六条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十 る額から、当該額を当該特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給 条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当す に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。 (介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法) | 5 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八 6

(介護予防住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十七条 法第五十七条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改 分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。 改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百 修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る介護予防住宅

(介護予防サービス計画費及び指定介護予防支援事業者に関する読替え)

第二十八条 法第五十八条第	第七項の規定による技術的詩	読替えは、次の表のとおりとする。	
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定介護予防支援を	
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者	
	指定居宅サービス事業者	指定介護予防支援事業者	2
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定介護予防支援事業者	
	、指定居宅サービス	、指定介護予防支援	
	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者	
第四十一条第十項	前項	第五十八条第六項	
第四十一条第十一項	前項	第五十八条第七項において準用する前項	

(特例介護予防サービス計画費を支給する場合)

第二十九条 法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、 緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合に いて、必要があると認めるときとする。 3

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる予防給付に係 第一号、第四項及び第六項第一号において同じ。)の合計所得金額とする。 給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。第三項 るサービス(以下「予防給付対象サービス」という。)のあった日の属する年の前年(当該予防 5

- 法第五十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。
- 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- を控除して得た額の合計額が三百四十六万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者が 年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額 の第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的 いない場合にあっては、二百八十万円)に満たない場合 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全て
- 定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合 する年度(当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあっ ては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあった日の属
- 三 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあった日にお いて被保護者である場合
- 4 の前年の合計所得金額とする。 法第五十九条の二第二項に規定する所得の額は、予防給付対象サービスのあった日の属する年

- 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 法第五十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。
- 年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額 いない場合にあっては、三百四十万円)に満たない場合 を控除して得た額の合計額が四百六十三万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者が の第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全て
- 二 第三項第二号又は第三号に掲げる場合

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、 は百分の百を第三市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。 百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあって 分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては 適用される場合にあっては七十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百 宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の (法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サ

担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。四号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負四号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。) 援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第三号及び第 利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支 に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、 - ビス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が四万四千四百円を超える場合 その額は、

ス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。 四百円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。 合計額に九十分の十を乗じて得た額が四万四千四百円を超えるときは、当該得た額から四万四千 援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費 いて受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が 一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護予防サービ 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月にお 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支

じ。)が六百九十万円以上であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百する者にあっては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同 年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有 日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同 いて、第一号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一 七月までの場合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。)の所得につ の介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が一月から 円」とする。 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいず

- 分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後 の金額 係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に
- の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の を十二万円に乗じて得た額の合計額 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満

- 万三千円」とする。 百八十万円以上六百九十万円未満であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「九 の介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第一号に掲げる額が三 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれか
- 「四万四千四百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中
- 者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。 町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない | | 去の規定中読み替 法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市 (介護予防サービス等のあった月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度
- 者である者であって、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「四万四千四百円」とあるの なるもの 「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保
- 防サービス等があった月において要保護者である者であって、第二十二条の二の二第二項及び 項中「四万四千四百円」とあるのは、「一万五千円」とする。 らば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、 二項中「四万四千四百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用された。 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護 第
- るときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第七項 規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超え 担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。 の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負 担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の 居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負 の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該 額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額 課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非
- して居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支護予防サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費と 払うものとする。 について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サ ービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等 定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サ 居宅要支援被保険者が法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五 ビス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介 四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指
- による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第三項又は第四項の規定
- 宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、 宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定(居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居)
- (高額医療合算介護予防サービス費) 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、 厚生労働省令で定める。
- 第二十九条の三 法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、 号に掲げる額とする。 第二十二条の三第一項各

- |2 高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第二十二条の三(第一項及び第八項を除 く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第 二号に掲げる」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる」とあるのは、「同項第二号に掲げる」 と読み替えるものとする。
- 3 る場合における前項において読み替えて準用する第二十二条の三 (第一項及び第八項を除く。) の規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有す

(特定入所者介護予防サービス費及び特定介護予防サービス事業者に関する読替え)

第二十九条の四 法第六十一条の三第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	第四	第	予	第四	とる	と 記	第四	没の
一十一条第十一項	十一条第十項			十一条第八項			[十一条第三項	規定中請み 替える 規定 詩み 替えられ
前項	前項	居宅要介護被保険者	、指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	居宅要介護被保険者	指定居宅サービスを	る字句
第六十一条の三第八項において準用する前項	第六十一条の三第七項	特定入所者	、特定介護予防サービス	特定介護予防サービス事業者	特定介護予防サービス事業者	特定入所者	特定介護予防サービスを	訪み 程える字句

(特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合)

第二十九条の五 法第六十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 特定入所者(法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同

以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。

- 二 特定居宅サービス (法第六十一条の三第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この あって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サー 条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域で に係るものに限る。第五号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合にお ビス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護
- 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サー ビスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 て、必要があると認めるとき。
- 基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により
- Ŧi. 相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに 第二号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを

第六節 保険給付の制限等

(法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情)

- 第三十条 法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険 料を納付することができないと認められる事情とする。
- いて著しい損害を受けたこと が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者 家財又はその他の財産につ
- たこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し 収入が著しく減少したこと。 若しくは長期間入院したことにより、その者

(法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情) その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。

保険者等に係る滞納額の著しい減少又は前条に規定する事情とする。 法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、 同項に規定する要介護被

(法第六十七条及び第六十八条に規定する政令で定める特別の事情)

する政令で定める特別の事情について準用する。 第三十条の規定は、法第六十七条第一項及び第二項並びに法第六十八条第一項に規定

に係る未納医療保険料等の著しい減少又は第三十条に規定する事情とする。 法第六十八条第二項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

介護被保険者等が認定(同項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)消滅期間」という。)は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった各年度(要 に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数 の条及び次条第二項において「算定対象年度」という。)について、第二号に掲げる額を第一号 を受けた日の十年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下こ 法第六十九条第一項に規定する保険料徴収権消滅期間(次条において「保険料徴収権

度の末日に至るまで当該市町村の第一号被保険者であったものとみなして算定するものとす 介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者となり、又は当該市町村の第一号被保険者でな算定対象年度において当該要介護被保険者等が当該市町村に対して納付すべき保険料額(要 くなった年度においては、当該年度の賦課期日に当該市町村の第一号被保険者となり、当該年

二 前号に掲げる保険料額(認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受け 時効によって消滅している保険料額の合計た日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。)のうち、保険料を徴収する権利がた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。)のうち、保険料を徴収する権利が

(給付額減額期間の算定方法)

げる数を乗じて得た数の二分の一に相当する数に十二を乗じて得た数を厚生労働省令で定めると<三十四条 法第六十九条第一項に規定する給付額減額期間は、第一号に掲げる期間に第二号に掲 ころにより算定して得た数に相当する月数とする。

保険料徴収権消滅期間

保険料徴収権消滅期間を保険料徴収権消滅期間と保険料納付済期間を合計した期間で除して

定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。 算定対象年度について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で前項第二号の保険料納付済期間は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった

前条第一号に掲げる保険料額

を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。)のうち、 前条第一号に掲げる保険料額(認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定 納付済の保険料額

(法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情)

第三十五条 法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由 用を負担することが困難であると認められる事情とする。 くは地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は住宅改修に必要な費 サービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若し により居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当する

その他これらに類する災害により、 この他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災

- 心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者
- その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

(登録の拒否等に係る法律)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号(法第七十条の二第四 第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 用する場合を含む。)、第百七条第三項第五号(法第百八条第四項において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。)、第九十四条第三項第五号 (法第九十四条の二第四項において準 の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項第三号(法第八十六条の二第四項 七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。)、第七十九条第二項第四号(法第七十九条 て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第四項第五号(法第 (法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一にお 第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の二十二第二項

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)

栄養士法 (昭和二十二年法律第二百四十五号)

医師法 (昭和二十三年法律第二百一号)

歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号)

五四 歯科衛生士法 (昭和二十三年法律第二百四号) 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

七六 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)

十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 生活保護法 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) (昭和三十五年法律

薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号)

第百四十五号)

十 五 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号) 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号)

高齢者の医療の確保に関する法律

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)

義肢装具士法 (昭和六十二年法律第六十一号)

精神保健福祉士法 (平成九年法律第百三十一号)

言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

一十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 二十四号) (平成十七年法律第百

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年 法律第七十七号)

十四四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

から第十九項までの規定に限る。) 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。 第十一 二条の五第十五項及び第十七 項

難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号)

二十七

公認心理師法 (平成二十七年法律第六十八号)

一十九 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 十八年法律第百十号) (平成)

臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)

(労働に関する法律の規定)

第三十五条の三 第四号の二の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。 五条の二第二項第五号の二、第百十五条の十二第二項第五号の二及び第百十五条の二十二第二項 合を含む。)、第百七条第三項第六号(法第百八条第四項において準用する場合を含む。)、第百十 する場合を含む。)、第九十四条第三項第五号の二 (法第九十四条の二第四項において準用する場 て準用する場合を含む。)、第八十六条第二項第三号の二 (法第八十六条の二第四項において準用 において準用する場合を含む。)、第七十九条第二項第四号の二(法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第四項第五号の二(法第七十八条の十四第三項 百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。) 法第七十条第二項第五号の二(法第七十条の二第四項(法第七十八条の十二、

用される場合を含む。) 等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く。)の規定により適 百二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護 び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第 一十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びに当該規定に係る同法第 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条、第百十八条第一項(同法第六条及 項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。)及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第 四十二条の規定

の規定に係る同法第二十条の規定 賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条

第三十五条の四 法第七十条第二項第六号 (法第七十条の二第四項 (法第七十八条の十二、第百十 が開設した施設を管理する者とする。 む。)に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者 する場合を含む。)及び第百七条第三項第十四号(法第百八条第四項において準用する場合を含 いて準用する場合を含む。)、第九十四条第三項第十一号 (法第九十四条の二第四項において準用 五条の十一、 (指定の拒否等に係る使用人の範囲) 第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。)にお

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、 四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 条の九第一項第九号、第百十五条の十九第十一号、第百十五条の二十九第九号及び第百十五条の 号、第九十二条第一項第十号、第百四条第一項第九号、第百十四条の六第一項第九号、 第八十四条第 第百十五 一項

健康保険法

栄養士法

保健師助産師看護師法

身体障害者福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

児童福祉法 (国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。)

医師法

歯科医師法

医療法 歯科衛生士法

生活保護法

社会福祉法

知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)

医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律

薬剤師法

老人福祉法

理学療法士及び作業療法士法

高齢者の医療の確保に関する法律

社会福祉士及び介護福祉士法

義肢装具士法

干 精神保健福祉士法

十二 言語聴覚士法

十三 発達障害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号)

十四四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

十十六 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十七

二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

二十九 国家戦略特別区域法(第十二条の五第七項の規定に限る。)

三十 難病の患者に対する医療等に関する法律

三十二 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律三十一 公認心理師法

三十三 臨床研究法

(指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読替え)

第三十五条の六 去第七十八条の十二の規定こよる支折的読替えよ、 欠の表のとおりとする。

	三十五第六項
第七十八条の十	第七十七条第一項若しくは第百十五条の第七十八条の十
第四十二条の二第一項本文	第四十一条第一項本文
	局にあっては居宅療養管理指導
	で定める種類の居宅サービスに限り、薬
生労働省令で定めるものに限る。)	は居宅療養管理指導その他厚生労働省令生労働省令で定めるものに限る。
って地域密着型サービス(複合型サービス(厚	居宅サービス(病院又は診療所にあって
保険医療機関	保険医療機関又は保険薬局
	一項
病院又は診療所	第七十一条第病院等
	第四項
第七十八条の十二において準用する第一項	第七十条の二第一項
	三項
	第二項及び第
第七十八条の十二において準用する前項	第七十条の二前項
	第一項
第四十二条の二第一項本文	第七十条の二第四十一条第一項本文
	み替える規定
読み替える字句	法の規定中読読み替えられる字句
が的 詩	第三十五条の六 法第七十八条の十二の規定による技術的影響えに

(A)) 八 第	二項		条十の八	七	規定	える	み 替			法の読み	る。	第三十五条						三項	条の十三	第七十八	える規定	中読み替	法の規定	る。 こ	第三十五条の七	(公募)		Į	第七十二			一項一二多質	育コトニ				二第七十一	_
	一項の申請があった場合において、				第四十二条の二第一項本文の指定						み替えられる字句		の八)肩給)系当該市町村長指定期間当該拡張又は追加の		期巡回・随時対応型訪問介護	定期巡回・随時対応	域・サービス事業所 生ずる日の前日まで	町村長指定区	の開始日の前日までに	当該市町村長指定期間			∠読み替えられる字句 読み替える字句	第第十一 ノシの一 三季見り		うる読替え)	一項本文	旨定呂名サービス事業者	十二条第前項	第四十一条第一項本文	類	厚生労働省令で定める居宅サービスの 多寶 尾宮サービス(無男万房頻素介語ネの			第四十一条第一項本文	宅サービ	条第前項	
_	当該公募指定に係る応募が				公募指定						読み替える字句		規定こよる支析的読替えは、欠の表のとおりとす	の効力が生ずる際		受看護等に係る市町村長	、護看護等となる第一項	生ずる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長指定	凹・随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が	刺たに市町村長指定区域となる区域又は当該市	は域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされ				次 6 酒	の規定こよる技術的読替えは、欠の表のとおりとす	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	一 項	旨主也或密曽型サービス事業者	第七十八条の十二において準用する前項	文		種生労働省令で定めるものに限る。) 低地域智精型は、セン(著名型は、セ	也也成密管型ナーデス(复合型ナーデスー・保険医療機関	病院又は診療所		サー	第七十八条の十二において準用する前項	
	条十の八	七第	係	者申	指	辞	あ	係	の	又	若			主又					第七				第				第	除,	入月	1	、護	五.			<u> </u>	i F	第	四二第	
		一項の申請があった場合において、	定の申請者を除く。)が、法人	者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居応募者が、	申請前		`	係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由が	14	又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当で、	しくは当該届	七十八条の八の規定による指定の辞退	退の日	定り辛良こつ、て目当り里自ぶある皆を余く。)で、当亥虽出又又は第七十八条の八の規定による指定の話退をした者(当該指で		à †	• 7-	. +-	十八条の五第二項		ż	条	第五号までを除く。)の規定による	0			までを除く。)の規定により指定を		入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者をる者『詩書』の報告の書館の書	申请者と 密接な関系を自する者(地域密管型介養を人畐止施役 芯募者と 密接な関系を自す 人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。		号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介により読み替えて適用される	る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第8名)があります。	皆主舌介蒦又は也或玄廥塱介蒦ど人畐址奄殳入所皆主舌介蒦之(()申請者(認知症效応型共同生活介護)地域密着型料定施設入屋床	11		条の二第一項本文の指定を		
		当該公募指定に係る応募が		心募者が、法人						て、当該届出の日	文は当該届出	届出		当該届出の日	いて同じし	む。以下この項及び第六項に	. 🗀	-八条の十七の規定により読	第七十八条の五第二項(第七	の規定による	~て適用される場合を含む。	条の十七の規定により読み替	第五号までを除き、第七十二	の規定により指定を	えて適用される場合を含む。)	条の十七の規定により読み替	R五号までを除き、第七十二		2者(名打2月付えて)	応募者と密妾な関系を有と指定	??! 物合を含む。)の規定により	より読み替えて適用される	5、第七十八条の十七の規定	第二号から第五号までを3元募者が一第七十八条の5	T に		当該応募に係る応募者を選考		

20	1 44		_	/s	_	Appen 1				fala																											L:
える規定	第三の	八項	二第	条 · の <i>,</i>		第七	七二項 貿	ち or) 八	七							_																				万二
る規定 読み替えられる字句 読み替える字句	第三十五条の九 法第七十八条の十五第五項の規定による技術的読替えは					第四十二条の二第一項本文の指定		<u>、</u> しき	** 第匹号の規定により	第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項公募指定を行おうとするとき	係る指定の申請者を除く。)が、法人	者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居宅	辞退の日	あるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の	係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由が	の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に	又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当で	若しくは当該届出	条の八の規定による指定の辞退	J. 9		基づき第七十八条の十		定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又	十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指		除く。)	入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者をる者	申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設官	入所者生活介護に係る指定を除く。)	着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設む。以下この項において同長までの規定により推定(認知症素原型却同生活介護・地域密型えて適用される場合を含	けいぎ)見ざい、「音ぎ」(Ranith Reliation には、趣、如文では係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十第二号から第五-	者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に	申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居民	第四十二条の二第一項本文の指定を	<u></u>
						公募指定				を行おうとするとき			、法人					当該届出の日	当該届出	届出	む。)のおれてもある。	規定により読	一 (急の一言)見ぎにに 憲 基づき第七十八条の十(第七			で、当該届出の日	応募者が			す				二号から第五号まで(第七十		当該応募に係る応募者を選考	
									+		七		項	九第	条	第七	る規定	み替え		法のに	第 規 三 末	5							第四項	条の上	第七十	第三項十	第七十			第二項	条第り七十十
第三号の四まで第二号の四まで	(第五号の三 又は第十二号	号(第五号の三に該当する者)	ものであるときを除く。)、第一	(第五号の三に該当する者の)	のであるときを除く。)、第一	第五号の三に該当する者のあり	第七十/余の二第四項第四号の二第七十/糸の二第四項第四号の二第七十/糸の	等に一人会の二等回頁等回去 その指定		<u>の</u>	の二第	当該指定を		<u> </u>	<u>n</u>	十第七十八条の二第八項		<u> </u>			規定による技術的読替えは、次の表第三十五条の十一法第七十八条の十四時		開始の際	村長指定期間の		条の		ービス事	た市町村の	五開始日の前日までにされれた	八当該市町	<u> </u>	八指定期間	指定期間開始時有効指定指字	第七十八	======================================	近の祭 八市町村長指定期間
二第六項第三号又は第三号の三	号	号(第五号の三に該当する者であ	十一いて 準用する 第七十八条の 二第四項第五号の 三	(第五号の三に該当する者のあるを除く。) 又は第十一号 (第七十八条の十四第三項におり) アード・ドー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十号二第四項第五号の三に該当する者のあるものであるとき	るも第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の	二第四項第四号の の二第七十ノ系の の二第七十ノ系の	一旦等に置いる、	77 Lk 0H		条の十四第一	第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を			二第八項	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の				読み替える字句	表のとおりとする。四第一項に規定する公募指定についての法第七十八条の十七の四第一項に規定する公募指定についての法第七十八条の十七の	五項において単用する第二項		当該拡張又は追加の効力が生ずる際	村長指定区域・サービス事業所	の十三第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護	長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等となる第七十八	力が生ずる日の前日までにされた当該追加により新たに市町	- 長指定区域・サ該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の追加の	た当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当			定区域拡張時等有効指定	開始時有効指定指定区域拡張時等有効指定	七十八条の十三第四項において準用する同条第三項	音手 2 音 3 音を で 3 才 で 3 ~ 3 人 2 ~ 8 P	型方引作蒦手蒦等り自加り効力が上げる祭の開始市町村長指定区域の拡張又は市町村長指定定期巡回・随時対応

文	才気が記っています。	打気 見年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第七十条の二第一項 第四十一条第一項本第五十八条第一項	旨官工隻予方ナーデス事業者	1
る規定	へて 単月 から 前頁	
第三十五条の十四 法第百十五条の三十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第五十三条第一項本文	-
(新に関する読替え)	介護予防居宅療養管理指導	養管理指
第一項		第七十一条第一項居宅サービス
前条第百十五条の十二	十一において準用する第一項	第一項
第七十条の二第二項及び第三項前項第七十条の二十一において準用する前項	第百十五条の二	第七十条の二第四項 前条
文	第百十五条の十一において準用する前項 第七	項第七十条の二第二項及び第三前項
える規定 読み替えられる字句 読み替える字句	第五十三条第一項本文	七十条の二第一項第
第三十五条の十三 法第百十五条の二十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句第	る規定 読み替え
,護予防サービス事業者の指定の更新に関する読替え)	の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第三十五条の十一 法第百十五条の十一の規定によ
前項 第百十五条の十二第七項において準用する前項	特例に関する読替え)	(指定介護予防サービス事業者の指定の更新及び特例に関する読替え)
を含む。)(同条第五項において準用する場合	0	十一項 される場合を含む。)
八条の十五第一項若しくは第三項	第七十八条の十(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用	第七十八条の十の
第七十条の二第一項若しくは第七十の二第一項第七十八条の十二において進用する第七十条	日を含む。)	
第17 人参の一言ので、進月に、の第17 一気の一角ので、進月に、の第17 を第27 の第一人参の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の	八条の十七の規定により読み替え	基づき第七十八条の十
真 ・ 寛田十二条の二第一頁は女 寛正十四条の二第一月多の二第十十月多の十の 第百十五条の十十の	「この項において同じ。) 第十一	項 ら第五号まで
人をの二角二十八条の上の	定により読み替えて適用される場合を含む。	二第七十八条の十第二号か
から第5十五条の十二第	が、第七十八条の十第二号から第五号まで(第	七十八申請者を除く。)が、第申請者を除く。)
ス事業地域密着型介護予防	て適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)	 て適用される場
条の二第一項本文第	第七十八条の五第二項(第七十八条の十七の規定により読み替え	第七十八条の五第二項第七十八条の五年
	らむ。) の規定による	規定による用される場合を含む。)
第四項第四号 同条第二項第四号	第七十八条の十七の規定により読み替えて適	第五号までを除く。)の第五号までを除き、
		項
八条の二前項	の規定により読み替えて適用される場合を含む 第七十=	の二第
第四項第四号 同号	除く。)が、第七十八条除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除き、第	七十八
じ。 		
四号の市町村長をいう。以下この条において司と所在地市町村長	第九項	中読み替えられる字句読み替える字句
八条の二第一項		する。
	次の表のとおりと	週用する場合にお
の規定中読み読み替えられる字句 読み替える字句	第二項及び第七十八条の十の規定を読み替 法	八条の十七
	0	指定の当該公募指定
法第百十五条	の規定により読み替えて適用する前条	第
(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の特例に関する読替え)		
第四十一条第一項本文 第五十三条第一項本文	第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する第七	第七十八条の五第二項 第七十二
第七十二条第二項	写に規定する公募指定	十一 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
第四十一条第一項本文	1 (max - 1 = 1 + 1)	七 十当該指定に
短期入所療養介護介護予防短期入所療養介護	秀指定を	当該指定を当該公募指定を
第七十二条第一項 居宅サービス 介護予防サービス		二第八項
第四十一条第一項本文 第五十三条第一項本文	第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の	第七十八条の二第八項 第七十二

	Ĺ	
第百十五条の三十一において準用する第一項	第一項	
第百十五条の二十二	前条	第七十条の二第四項
第百十五条の三十一において準用する前項	前項	第七十条の二第二項及び第三項

(指定試験実施機関の指定の要件等)

第三十五条の十五 法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関(以下この条におい 者について、当該都道府県知事が行う。 区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められるて「指定試験実施機関」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の

- を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。 試験事務(法第六十九条の二十七第一項に規定する試験事務をいう。次号ニにおいて同じ。)
- 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- 都道府県知事の承認を受けること。 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじ 当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、
- び理由を都道府県知事に届け出ること。 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及
- 業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事
- 変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。 試験事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、 当該事業の内容の
- 六十九条の二十七第一項の指定を取り消すことができる。 都道府県知事は、指定試験実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 法第
- 不正な手段により法第六十九条の二十七第一項の指定を受けたとき
- 法第六十九条の二十八第一項の規定に違反したとき。
- 法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。
- 前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
- 3 を行ったときは、その旨を公示しなければならない。 都道府県知事は、法第六十九条の二十七第一項の規定による指定及び前項の規定による取消し
- 前三項に規定するもののほか、指定試験実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定め

(指定研修実施機関の指定の要件等)

第三十五条の十六 法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関(以下この条にお 者について、当該都道府県知事が行う。 て「指定研修実施機関」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の 域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる

- を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。 研修事務(法第六十九条の三十三第一項に規定する研修事務をいう。次号ホにおいて同じ。)
- 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- 都道府県知事の承認を受けること。 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじ 当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、
- び理由を都道府県知事に届け出ること。 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、 時期及
- に規定する更新研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修及び法第六十九条の八第二項 及びこれを都道府県知事に送付すること

- 業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、 及び当該事
- 研修事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、 当該事業の内容の
- 都道府県知事は、指定研修実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

2

- 一十九条の三十三第一項の指定を取り消すことができる。 不正な手段により法第六十九条の三十三第一項の指定を受けたとき
- 二 法第六十九条の三十三第二項の規定により準用する法第六十九条の二十九の命令に違反した
- 前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき

- を行ったときは、その旨を公示しなければならない。 都道府県知事は、法第六十九条の三十三第一項の規定による指定及び前項の規定による取消し
- 前三項に規定するもののほか、指定研修実施機関に関して必要な事項は、 厚生労働省令で定め

第三節 介護老人保健施設

4

る。

3

(介護老人保健施設に関する読替え)

第三十六条 法第百五条の規定による技術的読替えは、	次の表のとおりとする。
医療法の規定中読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える規定	
第十五条第一項 歯科医師、薬剤師その他の従業者	看護師、介護支援専門員及び介護その他
	の業務に従事する従業者
第三十条 第二十三条の二、第二十四条第一項、第	5介護保険法第百一条、第百二条第一項、
二十四条の二、第二十八条又は第二十4	又は第二十九第百三条第三項又は第百四条第一項
条第一項若しくは第三項	

(法第百六条ただし書の政令で定める規定等)

- 第三十七条 法第百六条ただし書の政令で定める規定は、 次に掲げるとおりとする。
- 薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)の規定 健康保険法、健康保険法施行令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険
- 船員保険法及び船員保険法施行令の規定
- 三 和三十四年政令第三百六号)の規定 消防法、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)及び危険物の規制に関する政令 昭
- 医師法の規定(同法第十六条の二第一項及び第十六条の五に限る。)
- 五. 兀 歯科医師法の規定(同法第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。)
- 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の規定
- t 二十九条第四項に限る。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十 年政令第百五十五号)の規定(同令第二条の三第一項に限る。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定(同法第十九条の五、第十九条の十及び第 五.
- 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)の規定
- 生活保護法の規定
- 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定
- .限る。) 地方税法の規定 (同法第五百八十六条第二項第五号及び第七百一条の三十四第三項第九号
- 十三 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の規定 十二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定 十五条第一項、 第二十七条第一項及び第二項並びに第四十四条の二第一項に限る。)及び自衛 (同法第二十四条第一項第三号、第二 (同法第十条第一項第一号に限る。)

隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の規定

奄美群島振興開発特別措置法

和三十三年政令第二百二号)の規定 百十六号)及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第

国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法施行令の 規定

政令(昭和三十四年政令第四十一号)の規定 国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する

地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法施行令の規定

山村振興法 (昭和四十年法律第六十四号)の規定

水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)及び水源地域対策特別措置

(昭和四十九年政令第二十七号)の規定

齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二二十一 高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高 十五号)の規定

二十二 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) 限る。) の規定 (同法第九十条第一項第一号に

二十三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 |十条第一項第一号に限る。) (令和三年法律第十九号) の規定 (同

二十四 法の規定

一十五 介護保険法施行法(以下「施行法」という。)の規定

一十六 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)の 規定

一 十 七 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定

一十九 十八 防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)の規定

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の規定 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)

の規定

三十 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の規定

において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされていない三十三 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定 三十二 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の規定(同令第四条第五号、 十三条第四号、第五号及び第七号並びに第三十四条第二号に限る。) 第

政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句に法第百六条ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条ただし書の ついて、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護老人保健施設とする。

(昭和二十五年法律第二百一号)及び建築基準法施行令病院 入所定員十九人以下

律(昭和四十二年法律第百十号)及び公共用飛行場周辺における航空診 療入所定員二十人以上公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法病院 入所定員十九人以下 |年政令第三百五十五号) 号)及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令 |特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六病院||入所定員十九人以下 |機騒音による障害の防止等に関する法律施行令 |建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) (昭和二十五年政令第三百三十八号) |百八十四号| (昭和四十二年政令第)所 (昭和五十三 診 病院 療入所定員二十人以上 療入所定員二十人以上 入所定員十九人以下

(昭和二十九年法律第百八十九号)の規定(同法第二十一条 | がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)及び病院 法施 昭 るもの 号) 駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号) 又は「診療所」とあるのは、 勅令及び政令以外の命令であって、当該命令の規定において「病院」 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和四十八年政令第三百二十七病院 がん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十 三号) 水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 介護老人保健施設を含むものとされてい 病院 病院 病院 所 診 療 老人保健施設を含むも
所」とあるのは、介護
て「病院」又は「診療 老人保健施設を含むも所」とあるのは、介護て「病院」又は「診療 当該命令の規定にお のとされているもの 当該命令の規定にお |入所定員十九人以下 入所定員十九人以下 入所定員十九人以下 入所定員一人以上

第四節 介護医療院

のとされているもの

(介護医療院に関する読替え)

第十五条第 規定 中読み替える |医療法の規定|読み替えられる字句 |医療法の規定読み替えられる字句 |読み替える字句 |読み替える字句 | 法第百十四条の八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第三十条 歯科医師、 第二十四条の二、第二十八条又は第一 |第二十三条の二、第二十四条第一項 薬剤師その他の従業者 第一項、 看護師、 |介護保険法第百十四条の三、 務に従事する従業者 第百十四条の五第三項又は第百十四、法第百十四条の三、第百十四条の四 介護支援専門員及び介護その他

の

(法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定等)

十九条第一項若しくは第三項

条の六第

一項

第三十七条の二の二 法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定は、 次に掲げるとおりとす

第三十七条第一項第一号、第二号及び第四号から第三十二号までに掲げる規定

危険物の規制に関する政令の規定

の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下この号において則第十六条第一項の規定により同法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約(同法第二条) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附 の効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定 「旧簡易生命保険法」という。)第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。)についてなおそ

兀 いて「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定にお

だし書の政令で定める介護医療院は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句法第百十五条第一項ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同項た について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護医療院とする。

建築基準法及び建築基準法施行令 病院 診療所入所定員二十人以上 |入所定員十九人以下

才 カ	めるもの	戸
者が	当該命令を発する者	寮折
	定めるもの	介護医療院を含むものとされてい
者 が 3	当該命令を発する者が	病病院
, ,	入所定員十九人以下	病院
	入所定員十九人以下	病院
2	入所定員二十人以上	診療所
9	入所定員十九人以下	病院
	入所定員十九人以下	病院
3		
<u> </u>	入所定員一人以上	の推進に関する法律及びがん登録等の推進に関する法律病院
上	入所定員二十人以上	診療所
2	入所定員十九人以下	辺航空機騒病院
上 第	の防止等診療所入所定員二十人以上	可診療所
	入所定員十九人以下	ける病院
	入所定員十九人以下	病院

第五節 介護サービス情報の公表

(介護サービス情報の報告に関する計画等)

- 他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。 三十五第一項に規定する介護サービスをいう。)の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その4 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス(法第百十五条の

- 申請者が法人でないとき。
- 令で定める基準に適合していないとき。を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省二 申請者が、調査事務(法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)
- 査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調
- 労働省令で定める基準に適合していないとき。四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生
- 六 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消なった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく
- ない者であるとき。 七条の十一において同じ。)の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過し七条の十一において同じ。)の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないで準用する第三十七条の十第一項の規定により指定情報しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

- (指定調査機関の指定の公示等) 用請者の役員のうちに、第五号に該当する者があるとき。
- び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。|三十七条の四| 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及
- なハ。 るときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならるときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なげればなら、 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとす
- 「調査の方法) 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。
- める事項を記載するものとする。規定する介護サービス事業者をいう。)の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定規定する介護サービス事業者をいう。)の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定
- すべきことを命ずることができる。 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善
- 响査事務規程)
- 変更しようとするときも、同様とする。 関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを第三十七条の六 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に
- できる。上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることが上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- (調査員の要件)
- 知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。 り行う研修(以下この条において「調査員養成研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県員」という。)の要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところによ第三十七条の七 法第百十五条の三十七第二項の政令で定める調査員(以下この条において「調査
- 査員に交付しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調
- | 該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。| は、第一項の調査員名簿から消除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当|3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するとき
- 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者
- 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者
- 前二号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 者について、当該都道府県知事が行う。 区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる4 第一項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の
- 法人であること。
- 一 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。
- 二次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- 商県知事の承認を受けること。当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道へ厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、
- び理由を都道府県知事に届け出ること。ロー厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及ロー厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及

- 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、 調査員養成研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した 及びこれを都道府県知事に送付すること。
- お、閲覧員餐及研多の実面ご関して都質付限和事が当亥事業に関する青銀の是供、当亥事業の業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。二、毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該専
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、と認められるときは、第一項の指定を取り消すことができる。5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくな
- ・ 有を負さればならない。 | 「一角を入っている。」では、「一角を入っている。」では、「一角のです。」である。 | 「一角のでは、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」では、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のでは、「一角のです。」」は、「一角のです。」は、「一角のです。」は、「一角のです。」。」は、「一角のです。」。」は、「一角のです。」は、「一角のでは、「一角のです。」は、「一角のでは、「一角のでは、「一角のでは、「一角のでは、「一角のでは、「一角のでは、「一角のでは、「一角
- 7 前各項に規定するもののほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

かに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するため第三十七条の八 都道府県知事は、指定調査機関が第三十七条の三第二号から第四号までのいず(改善命令)

を命ずることができる。 定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは、第三十七条の十 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは

(指定調査機関の指定の取消し等)

一 指定調査機関が、不正の手段により、法第百十五条の三十六第一項の指定を受けたとき。を命ずることができる。

『「新聞を後見ぎ、第三十七条の四第三項又は第三十七条の六第三項では第三十七条の人)見至「指定調査機関が、第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。に至ったとき。 「指定調査機関が、第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号のいずれかに該当する

- 旨を凋皙幾期が、第三十七条の六第一頁の忍可を受けた凋皙事务見呈こよらないで凋皙事客による命令に違反したとき。| 指定調査機関が、第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八の規定

を行ったとき。
五 指定調査機関が、第三十七条の六第一項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務

指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

(指定情報公表センターの指定等についての準用) を命じたときは、その旨を公示しなければならない。 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞの六、第三十七条の八並びに第三十七条の九の規定は指定情報公表センターについての六、第三十七条の八並びに第三十七条の九の規定は

公表センターの指定について、第三十七条の四第二項及び第三項、第三十七条の五、

第三十七条の三、第三十七条の四第一項及び第三十七条の十の規定

第三十七条の十一

 三項
 第三十七条の四第前項
 第三十七条の十一において準用する前項

 第三十七条の四第調査事務
 情報公表事務

 第三十七条の四第調査事務
 情報公表事務

 第三十七条の四第調査事務
 情報公表事務

 第三十七条の四第調査事務
 情報公表事務

計	てい司長の下一	て隼用ける。 第三十七条	足は指定情報			は一部の停止		いで調査事務	ラ () () () () () ()	ボの八の規定したしたと	又したとき。	かに該当する	けたとき。	一部の停止	のは、当該指し		を分別した。	コンバン・コー		声するために	までのいずれ			断省令で定め	こきは、その	されくなった	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	当該事業の		及び当該事	に名簿を作成
	Ī													一項 用語画書務の 開三十七条の十第調査事務の		第三十七条の九			第三十七条の八			二項	第三十七条の六第前項		十七条の	三項第三十七条の五第			二項	第三十七条の五第前	一項
	調査事务	前項	調査事務に	調査事務を	調査事務規程	第三十七条の戸第一項	-	三十七条の六第二項又は第	第三十七条の五第三項、第	第三十七条の六第一項	第三十七条の四第二項又は	五号、第七号及び第八号第三十七条の三第一号				第百十五条の四十一	調査事務		*の三第二号から	調査事務の	調査事務規程			調査事務規程	六第調査事務の	第調查事務	調査を	調査事務		前項	調査事務
十幸/1	青報公長事务	第三十七条の十一において準用する前項	情報公表事務に	情報公表事務を	情報公表事務規程	第一項第三十七条の十一において挙用する第三十七条のプ)	第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八	第三十七条の五第三項、第第三十七条の十一において準用する第三十七条の五		第三十七条の四第二項又は第三十七条の十一において準用する第三十七条の四	第一号、第五号、第六号及び第八号第三十七名の十一において当月する第三十七名の三	第百十五条の四十二第一項	情報公表事務の	五条の四十	第百十五条の四十二第三項において準用する法第百	情報公表事務	第二号から第四号まで	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三	情報公表事務の	情報公表事務規程		第三十七条の十一において準用する前項	情報公表事務規程	情報公表事務の	情報公表事務	公表を	情報公表事務		第三十七条の十一において準用する前項	情報公表事務

(指定情報公表センターに関する読替え)

する。 第**三十七条の十二** 法第百十五条の四十二第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりと

_			
	第百十五条の四十第二項 前項	第百十五条の三十八第一項次項	法の規定中読み替える規定 読み替えられる字句
	第百十五条の四十二第三項において準用する前項	第百十五条の四十二第三項において準用する次項]	句 読み替える字句

第五章 地域支援事業

『域支援事業の額』

- 大号こ掲げる市灯寸以外の市灯寸 欠のイ又はコこ掲げる顔のうちいずれが高い顔は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。常生活支援総合事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)に係る部分に限る。)する地域支援事業(以下「地域支援事業」という。)のうち同条第一項に規定する介護予防・日第三十七条の十三 平成二十七年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額(同条に規定第三十七条の十三 平成二十七年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額(同条に規定
- イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額に 名言甲材につき その名号に非じる言語の
- ① 平成二十六年度特定予防給付費額及び平成二十六年度介護予防等事業費額の合算額に平イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- (2) 平成二十七年度の経過的特定予防給付費額

成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

- ロー当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- | 二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 | 1 平成二十六年度の予防給付費額及び平成二十六年度介護予防等事業費額の合算額に平成
- 平成二十七年度の予防給付費額
- ちいずれか高い額 | 二 平成二十七年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又は口に掲げる額のう |
- 掲げる額を控除して得た額 | 日本の一番では、「おいっぱ」のでは、「おいっぱ」のでは、「おいっぱ」のでは、「おいっぱ」のでは、「おいっぱ」のでは、「おいっぱ」のでは、「おいっぱ」のでは、「おいっぱ」のでは、
- 掲げる額を控除して得た額 出げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に
- の区分になど、当亥各号に居める質とする。
 の区分になど、当亥各号に掲げる市町村防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。)は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る
- イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額、次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- ごて导と頁 (1) 前項第一号イ(1) に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗り 前項第一号イ(1) に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗
- (2) 平成二十八年度の経過的特定予防給付費額
- 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- じて得た額(1)前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗
- (2) 平成二十八年度の予防給付費額
- は口に掲げる額のうちいずれか高い額 平成二十七年度又は平成二十八年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又 -
- 掲げる額を控除して得た額・出する。というにおける額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)にイ・当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に
- 掲げる額を控除して得た額 場げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に
- の区分に応じ、当該各号に定める額とする。防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。)は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の、平成二十九年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額(地域支援事業のうち介護予
- イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又は口に掲げる額のうちいずれか高い額

- ご号と頁前項第一号イ(1)に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗
- 平成二十九年度の経過的特定予防給付費額
- 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- じて得た額) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗
- 平成二十九年度の予防給付費額
- れた市町村 次のイ又は口に掲げる額のうちいずれか高い額 平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認めら
- 掲げる額を控除して得た額・・当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に
- 掲げる額を控除して得た額 掲げる額を控除して得た額から同号ロ(2)に 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に

口

1

- げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 うち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。) は、各市町村につき、次の各号に掲り、平成三十年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額(地域支援事業の
- 次号に掲げる市町村以外の市町村、次のイ又は口に掲げる額のうちいずれか高い額
- (1) 前項第一号イ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

上被保険者数変動率を乗じて得た額

- 接に係る保険給付に要する費用の額2 当該年度の当該市町村の被保険者に対する法第八条の二第十六項に規定する介護予防支
- ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- 上被保険者数変動率を乗じて得た額(1)前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以
- (2) 当該年度の予防給付費額
- れた市町村 前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額 平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認めら
- 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- て导と領 合算額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じ合算額に平成三十年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の1) 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の
- (2) 前号イ(2) に掲げる額
- 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- 成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額⑴ 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平
- 前号ロ(2)に掲げる額
- 回る市町村による将来における当該費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の七十五歳以上被保険者数変動率が一を下介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)の数の増加、法第八条の二第二項に規定する 前各項の規定にかかわらず、災害による居宅要支援被保険者等(法第百十五条の四十五第一項

各項に規定する額に当該市町村における当該事由により増加する介護予防・日常生活支援総合事で定める額(地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。)は、前 業費額の範囲内において厚生労働大臣が認める額を加えて得た額とする。 額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における同年度の法第百十五条の四十五第四項の政令 働大臣が定める事由により当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額が前各項に規定する

- 6 る額(地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。) 3頃(也或支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。)は、平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定め、1944(4年)に、「・・ 町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 第一号被保険者数変動率を乗じて得た額 - 平成二十六年度介護予防等事業以外上限額に平成二十七年度から当該年度までの各年度の次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額
- 口 当該年度において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村1 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- 次のイからハまでに掲げる額の合算額 当該市町村における
- ()・五)を乗じて得た額 ンター標準的利用第一号被保険者数で除して得た率(当該率が○・五未満であるときは、 地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者数を地域包括支援セ任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額
- 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- うち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。)は、各市町村につき、 の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 平成三十年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額(地域支援事業の 次
- 第一号被保険者数変動率を乗じて得た額 次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額 平成二十六年度介護予防等事業以外上限額に平成二十七年度から当該年度までの各年度の
- 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- おける次のイからハまでに掲げる額の合算額 平成二十九年度において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村 当該市町村に
- 任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額
- ンター標準的利用第一号被保険者数で除して得た率(当該率が○・五未満であるときは、地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者数を地域包括支援セ ○・五)を乗じて得た額
- この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ハー当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- 二 第三号旧介護保険法 医療介護総合確保推進法附則第九条に規定す法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)をいう。 医療介護総合確保推進法 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係

医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法を

- 第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第七項に規定する介護予防通所介護及び三 平成二十六年度特定予防給付費額 各市町村における平成二十六年度の第三号旧介護保険法 同条第十八項に規定する介護予防支援に係る予防給付に要した費用の額をいう。
- 法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業 (第十一号において「介護予防等事業 平成二十六年度介護予防等事業費額(各市町村における平成二十六年度の第三号旧介護保険 いう。)に要した費用の額をいう。
- して厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。 七十五歳以上被保険者数変動率 各市町村における七十五歳以上の被保険者の数の変動率と
- 給付に要する費用の額の合算額をいう。 経過的特定予防給付費額
 各市町村における次のイからハまでに掲げる法の規定による保険

- 条の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第八条の二第一項、 第二項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定に係る保険 当該市町村の医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する同
- なおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第八条の二第一項、第二項及び第七当該市町村の被保険者に対する医療介護総合確保推進法附則第十四条第二項の規定により 項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定に係る保険給付(イに掲げ る保険給付を除く。)
- 当該市町村の被保険者に対する法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援に係る保険
- 予防給付費額
 各市町村における予防給付に要する費用の額をいう。
- 第二項第一号又は第三項第一号に定める額の範囲内にすることが困難な事情があると厚生労働 該市町村における当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額を同年度の第一項第一号、 事情がある市町村その他平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において当 大臣が認める市町村をいう。 特定事情市町村 介護予防・日常生活支援総合事業を効率的に実施する体制の確保が困難な
- 除して得た率(当該率が一未満であるときは、一)をいう。 調整率 百分の百十を各市町村における平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率で

九

- に要する費用の額をいう。 介護予防・日常生活支援総合事業費額(各市町村における介護予防・日常生活支援総合事業
- 村にあっては、同号の地域支援事業(介護予防等事業を除く。)に係る政令で定める額)をいに係る政令で定める額(平成二十六年度において同条第三項第一号の規定の適用を受けた市町 条の規定による改正前の第三十七条の十三第一項の地域支援事業(介護予防等事業を除く。) 行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百三十八号)第二 ける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施 平成二十六年度介護予防等事業以外上限額(各市町村における平成二十六年度の地域にお
- 十二 第一号被保険者数変動率 各市町村における第一号被保険者の数の変動率として厚生労働 省令で定めるところにより算定する率をいう。
- 十三 特定包括的支援事業費額 の額をいう。 号までに掲げる事業及び法第百十五条の四十八第一項に規定する会議を行う事業に要する費用 各市町村における法第百十五条の四十五第二項第四号から第六
- 推進していることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると厚生労働大臣が認める市 村をいう。 介護給付費等適正化推進市町村
 介護給付及び予防給付に要する費用の適正化を積極的
- の第一号被保険者一人当たりの一年間の全国の平均額として厚生労働省令で定める額をいう。-五 任意事業平均的費用額 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業に要する費用の額
- ころにより算定する数をいう。 支援センター(次号において「地域包括支援センター」という。)一施設当たりの一年間の 第一号被保険者数 各市町村における第一号被保険者の数として厚生労働省令で定めると
- (地域包括支援センターに関する読替え) の第一号被保険者の利用者数の全国の標準的な人数として厚生労働省令で定める数をいう。 地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数 地域包括支援センターー

営に要する費用の額の全国の平均額として厚生労働省令で定める額をいう。

第三十七条の十四 とする 法第百十五条の四十六第十一 項の規定による技術的読替えは、 次の表のとお

法の規定中読	法の規定中読読み替えられる字句	読み替える字句	
み替える規定			(H
第六十九条の	の 厚生労働大臣	市町村長	第三
十四第一項			百
	第六十九条の十一第一項の登録を	当該市町村又は第百十五条の四十七第一項の委託	同
		を受けた者が地域包括支援センターを設置	す
	登録を受けた者	地域包括支援センターの設置者	で
	主たる事務所	当該地域包括支援センター	2
	登録をした日	地域包括支援センターを設置した日	だ
第六十九条の	登録試験問題作成機関	地域包括支援センターの設置者(第百十五条の四	金
十四第二項		十七第一項の委託を受けた者に限る。)	; ; ;
	主たる事務所	当該地域包括支援センター	第 · 三
	厚生労働大臣及び第六十九条の十	市町村長	<u> </u>
	一第一項の規定により登録試験問		_
	題作成機関にその試験問題作成事		
	務を行わせることとした都道府県		
	知事(以下「委任都道府県知事」		
	という。		
0	厚生労働大臣	市町村長	
9 三寸		核丁丁丁等表面 二角张马克克克	三
	J	くは所在地に変更があるとき	
		,は第百十五条の四十六第十一項にお	9
		る前項	2 四

- (住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金) 前項の研修は、厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事が行うものとする。
- 第三十七条の十六 法第百二十四条の三の規定による負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特第三十七条の十六 法第百二十四条の三の規定する権政所在市町村をいう。以下同じ。)の所在する施設所在市町村(法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。)の所在する施設所在市町村(法第十三条)が関連を収入所文は入居(次項において「入所等」という。)をしている住所地特例対象施設(法第十三条例適用被保険者(法第十三条第三項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。)が第三十七条の十六 法第百二十四条の三の規定による負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特
- 事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の合算額とする。 適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援2 法第百二十四条の三の規定により市町村が負担する額は、市町村が行う介護保険の住所地特例
- 令で定めるところにより算定した費用(当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。)四十五の三第一項に規定する指定事業者によるものを除く。)に要する費用として厚生労働省二 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業(法第百十五条の

第五章の二 手数料

丁数彩の 額等)

- 手数料の免除) 一等をいう。次条第三項において同じ。)に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。当時をいう。次条第三項において同じ。)に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。たにし、法第百十八条の十に規定する支払基前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。た
- 一十七条の十八 法第百十八条の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。
- 都道府県その他の法第百十八条の三第一項第一号に掲げる者
- が交付する助成金を充てて行うものに限る。)を行う者という方式のでは、それぞれ同項第二号又は第三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により当二百九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二日号に定める業務(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十号に定める業務(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十号に定める業務(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十号に定める業務(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十分に定める業務(昭和三十年法律第百七十分に定める業務(昭和三十年法律第1年)
- 受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者一号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。)を三 法第百十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第
- 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体
- ╎ には、法第百十八条の十一第一項の手数料を免除する。 □ 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合
- 財連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等)に提出しなければならな関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等)に提出しなければならな働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第百十八条の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報利用者は、当該免除3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名介護保険等関連情報利用者は、当該免除3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名介護保険等関連情報利用者は、当該免除

第六章 保険料

(保険料率の算定に関する基準)

- 第三十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準第三十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政会で定めるで定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合では、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に第二十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準
- 一 次のいずれかに該当する者 十分の四・五五
- する者を除く。) する者を除く。)
- て「市町村民税世帯非課税者」という。) 地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(以下この項及び次条第一項におい、 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の

- されたならば保護を必要としない状態となるもの2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用
- こ 要呆隻皆であって、その皆が果される呆倹斗頂こつってこの号の区分こよる剥合を適用され、ロ又はニに該当しないものお一五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得稅法第三八.市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金
- 十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。)第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第十号ロ、第れたならば保護を必要としない状態となるもの(イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、二 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ

t

ロ

- プリナ忌免せき上界免許であって、自友保食 次のいずれかに該当する者 十分の六・八五
- つ、前号に該当しないもの十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、か十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、か等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金一十一町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金
- 次のいずれかに該当する者 十分の六・九
- 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの
- 次のいずれかに該当する者 十分の九
- 当しないもの 場別の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該場げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該保険料の賦課期日の属する年の前年の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該い者であって、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていな 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていな
- 次のいずれかに該当する者 十分の十
- い者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていな

U

- 次のいずれかに該当する者 十分の十二
- 第十三号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項)

- 同じ。)が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イにおいて第十号イ、第十一号イ及び第十二号イ並びに次条第一項各号列記以外の部分、第六号イ、第とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ、第八号イ、第九号イ、には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額
- 次のいずれかに該当する者 十分の十三号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十号ロ、第十号ロ、第十号ロ、第十号ロ、第十号ロに該当する者を除く。)、次れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ ((1) に係る部分を除く。)、次要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- り、かつ、前各号のいずれにも該当しないものというであると、「は、「なって、前名号のいずれにも該当しないものというでは、「おいまである者である」というでは、「おいま」というでは、「おいま」というでは、「
- 号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次1 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であ次のいずれかに該当する者 十分の十五
- 号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- 次のいずれかに該当する者 十分の十七
- り、かつ、前各号のいずれにも該当しないものイ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であ
- 号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者・十分の十九
- り、かつ、前各号のいずれにも該当しないものイ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であ
- 号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 一 次のいずれかに該当する者 十分の二十一
- り、かつ、前各号のいずれにも該当しないものイ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であ
- 次号口に該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)又はれたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)又は要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ

ロ

- 一 次のいずれかに該当する者 十分の二十三
- り、かつ、前各号のいずれにも該当しないものイ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であ
- 当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)に該れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)に該要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 二 前各号のいずれにも該当しない者 十分の二十四

- じ。)ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で 前項の基準額は、計画期間(法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同 して得た額を基準として算定するものとする。
- 額の合算額とする。 《の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た前二項の保険料収納必要額(以下「保険料収納必要額」という。)は、計画期間における各年
- にその他の介護保険事業に要する費用(介護保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額の に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業 .の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並び 9
- 一 法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金、 第二項の予定保険料収納率は、計画期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算 よる補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入(法第百二十四条の二第一項の規定 百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第百二十七条及び第百二十八条の規定に 要する費用に充てるべき部分に限る。)、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第 第四項の規定による交付金、法第百二十二条の三第一項の規定による交付金(介護保険事業に 法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに第百二十三条第三項及び による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。)の額の合算額
- 割合)を乗じて得た数を合計した数を当該計画期間について合算した数とする。 第一号被保険者数の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、それぞれ当 該各号に定める標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該 で定める基準に従い算定される率とする。 第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度について第一項各号の区分ごとの

額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として厚生労働省令

- いと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保するこられること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でな 当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要 に係る同項第六号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同項第一項第六号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額未満の額であって、全ての市町村 保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均衡が図 数と、全ての市町村に係る第五号から第十一号までに掲げる規定に該当することとなる第一号被 同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。 第七号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚 第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第四号までに掲げる規定に該
- 第一項第一号 十分の五・四五

る額とすることができる。

とができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定す

- 一項第二号
- 一項第三号 十分の三・一
- 第一項第四号 十分の一 一項第六号及び第七号 十分の二・
- 項第八号 項第九号 項第十号 十分の五 十分の七

第一項第十二号 十分の十三

第一項第十三号 十分の十四

- 8 められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することがで こと等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認 村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と、全ての市町村に係る同 きるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額と 項第九号から第十三号までに該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られる することができる。 第一項第八号の基準所得金額は、同項第七号の基準所得金額を超える額であって、全ての市
- 号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。 合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が第 額を加えた額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場。 次の各号に掲げる基準所得金額は、前項の規定により定める額に、それぞれ当該各号に定める
- 一 第一項第九号の基準所得金額 百万円
- 第一項第十号の基準所得金額 二百万円
- 第一項第十一号の基準所得金額 三百万円
- 第一項第十二号の基準所得金額 四百万円
- 財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるの 業(法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同 じ。)により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは「補助金、市町村相 する事業実施期間をいう。」と、第三項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」と、同項第 第一号に規定する計画期間をいう。」とあるのは「事業実施期間(法第百四十八条第二項に規定 から第五項までの規定を適用する場合においては、第二項中「計画期間(法第百四十七条第二項 一号中「償還に要する費用の額」とあるのは「償還に要する費用の額、市町村相互財政安定化事 「事業実施期間」とする。 法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第二項
- 11 合を設定するときは、当該割合)から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割 る政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割 合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定す
- 12 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定す 合を設定するときは、当該割合)から十分の二を超えない範囲内において市町村が定める割合を る政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割 減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- る政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割13 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定す 合を設定するときは、当該割合)から十分の○・○五を超えない範囲内において市町村が定める 割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。 (特別の基準による保険料率の算定)
- 第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準 ぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、 合計所得金額に基づいて更に区分し、 額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それ することができる。 :町村は、第十三号に掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の 当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率と
- 次のいずれかに該当する者 十分の四・五五を標準として市町村が定める割合

- する者を除く。) 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(ロに該当
- 市町村民税世帯非課税者
- (2)されたならば保護を必要としない状態となるもの 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用
- 等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三 十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、 イ、ロ又はニに該当しないもの 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金 かつ、
- 第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第 十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(イ((1) に係る部分を除く。)、次号ロ、 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 十分の六・八五を標準として市町村が定める割合
- 等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三- 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金 つ、前号に該当しないもの 十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、か
- れたならば保護を必要としない状態となるもの(前号イ((1)に係る部分を除く。)、次号 ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) 口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 十分の六・九を標準として市町村が定める割合
- 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの
- 号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次 二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合
- 当しないもの 掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該 保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に い者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていな
- 第十三号口に該当する者を除く。) 号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 十分の十を標準として市町村が定める割合
- い者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていな
- 号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次 に該当する者を除く。) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ

次のいずれかに該当する者 十分の十を超える割合で市町村が定める割合

六

- であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者
- 口 号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

t

- 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合 号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。)、次 であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 口 れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。)、次 であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額
- 号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- 口 号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの- 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額 れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合 であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額
- 号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。)、次 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額 れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、 であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 十二 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合 ロ イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額 号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。) 次号口に該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。) 又は であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないも 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

- 当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。) に該ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- ては、呆倹斗区的必要領を呆倹斗こより確呆することができるようでするものとする。 いて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当だに掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づ第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに規定する額並びに同項第十三号2 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ、主、計算のの規定により、同項各号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合土四 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
- 市町村について前項の規定を適用する場合において準用する。
 4 前条第十項の規定は、法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う
- 市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。 る政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・七を超えない範囲内において5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定す
- 村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。 る政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の二を超えない範囲内において市町6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定す
- (Missing Control of Control of
- 一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第九条の三第第四十条 法第百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。(法第百三十一条に規定する政令で定める年金給付等)
- 「旧国民年金法」という。)による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(第四十二条において項による老齢年金
- 三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金及び遺族厚生年金「旧国民年金法」という。)による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- 金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金いて「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年四、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(第四十二条にお
- 「旧船員保険法」という。)による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(第四十二条において 法第百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。
- 年法律第百二十九号)による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三共済組合法(第四十二条において「旧国共済法」という。)及び昭和六十年国共済法等改正法四、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下この号に四、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下この号に三、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

- 済年金五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共五五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共
- なが重章貴を下む というでは、ア成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十年法律第百五十三号)による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金、第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第四十二条において「旧地共済法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等おいて「昭和六十年地共済法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等おいて「昭和六十年地共済法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等、以下この号に、 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下この号に、 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

t

- ・ 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため・ 移行農林共済年金(原生年)のうち障害共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。次号においの農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。次号においる。 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため
- (特別徴収の対象となる年金額)いう。)のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金十一 移行農林年金(平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金を
- は、十八万円とする。 第四十一条 法第百三十四条第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額

(年金保険者の市町村に対する通知の経由の順序)

- 第四十一条の二 法第百三十四条第七項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項及び第四十五条の三第一項及び第四十五条の三第一項においては、法第百三十四条第七項に規定する場合を含む。)及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第百三十八条第四項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項とおいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合第四十一条の二 法第百三十四条第七項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五
- 2 法第百三十四条第九項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項と 法第百三十四条第九項(法第百三十七条第二項(第四十五条の三第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する場合を含む。)並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)といる。
- 。)に規定する場合においては、法第百三十四条第八項に規定する地方公務員共済組合は、地方五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含むおいて準用する場合を含む。)がびに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び多び第四十五条の三第一項(法第百三十四条第十項(法第百三十七条第九項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項

合会に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。 公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に経由して行われるよう地方公務員共済組合連

第四十二条 せている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。なったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収さなるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることと 以下この条において同じ。)について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位と げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付(法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。 険者について同条第六項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲 法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保

国民年金法による老齢基礎年金

旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金

旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金

旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金

五. 則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに 正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。)附 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(厚生年金保険法等の一部を改 三十七

国民年金法による障害基礎年金

厚生年金保険法による障害厚生年金 (政府が支給するものに限る。)

旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金

旧船員保険法による障害年金

れたものに限る。) 年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとさ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金 (平成八

十二 旧国共済法による障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保 険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

国民年金法による遺族基礎年金

厚生年金保険法による遺族厚生年金(政府が支給するものに限る。)

旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金

旧船員保険法による遺族年金

年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとさ れたものに限る。) 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金(平成八

十九 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(第五号に掲げる年金を除 十八 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

2

二十 厚生年金保険法による障害厚生年金(同法第二条の五第一項に規定する実施機関(同項第 二号に定める者に限る。第二十四号において「第二号厚生年金実施機関」という。)が支給す

一十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金 るものに限る。) 一号に掲げる年金を除く。) (第十

平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金 旧国共済法による障害年金 (第十二号に掲げる年金を除く。) (第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

> 二十五五 七号に掲げる年金を除く。) 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金

旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(第十八号に掲げる年金を除く。)平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金

移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

移行農林共済年金のうち障害共済年金

移行農林年金のうち障害年金 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金

三十二

三十三 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。) するものに限る。) 厚生年金保険法による障害厚生年金(同法第二条の五第一項に規定する実施機関 が支給

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金

三十六 旧私学共済法による障害年金 三十五

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金(第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

三十九 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金

旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

するものに限る。) 第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。) 厚生年金保険法による障害厚生年金(同法第二条の五第一項に規定する実施機関 が支給 同

平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金

四四四四四四十十十十十十七六五四三二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 旧地共済法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金(第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。)

旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

(市町村の年金保険者に対する通知の経由の順序)

第四十二条の二 法第百三十六条第四項(法第百三十八条第二項(法第百四十条第三項(第四十五 会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してし項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)の通知は、連合 合を含む。)、第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場 条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十五条の二 なければならない。 する場合を含む。)及び第百四十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一

五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)の通知は、連合会、指定法人 む。)及び第百四十一条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十第百四十条第三項(第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含 十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)、及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十五条の二第一項、第四法第百三十六条第五項(法第百三十八条第二項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項 及び厚生労働大臣の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由して なければならない。

及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十五条の二第一項、 法第百三十六条第六項(法第百三十八条第二項(法第百四十条第三項(第四十五条の二第一項 兀

3

第百四十条第三項(第四十十五条の三第一項及び第四・ らを経由してしなければない 及び地方公務員共済組合連合 五条の四から第四十五条の・ む。)及び第百四十一条第二

替え) (特別徴収対象被保険者が被

第四十三条 当するに至ったときは、速ぬ象被保険者が被保険者資格な 条第八項中「前項」とあるのは「第百三十八条第二項(第百四十分 を含む。)において準用する前項」と読み替えるものとする。 条第二項(第百四十条第三項 項(第百四十条第三項にお 合を含む。)」と、「当該年度 での規定中「第一項」とある による法第百三十六条第四項 法第百三十八条

(仮徴収に関する読替え) 三十六条第第 による。 による。 による。 に第五項及び 第一項に係る。 第一項に係る。 第一項に係る。 第一項に係る。 の方に限る。) ようとすると 険料を徴収し 険料額 支払回数割保支払回数割保険料額に相当する支払 一項の規定特別徴収の方法によって保険料別徴百三十四条第百四十条第一項の規定により第百 係る場合) 第一項の規定による特別徴収に二項 事に認(当

一第項百

が10一年二十八条第一度(第二世十条第二度で、て単年する場合))は「第111111111111111111111111111111111111	『真こおいに進用しつ場合に合め、こおいに進用しつ等に真正しい引ないて準用する場合を含むし」と「第五項」とあるのは「第百三十八		19 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			「「こう」 「	*第二項(法第百四十条第三項において準用する場合を含む。) の規定		被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読	らない。	答会の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これ	い六までにおいて準用する場合を含む。)の通知は、連合会、指定法人	二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十	-五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含	四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。)、 第百三十六条第第一項
	一項	第百三十七条第前条第一	八項	第百三十六条第前			七項	第百三十六条第第一項		まで	四項から第六項	第百三十六条第第			三項	第百三十六条第
		前条第一項		前項		第五項		第一項	一日まで	年の七月三十		第一項	一日まで	年の八月三十		第一項
	する前条第一項	第百四十条第三項において準用	する前項	第百四十条第三項において準用	五項	同条第三項において準用する第	する第一項	第百四十条第三項において準用		の七月三十年の前年の七月三十一日まで	する第一項	第百四十条第三項において準用		の八月三十年の前年の八月三十一日まで	する第一項	第百四十条第三項において準用
	る前条第一項	第百四十条第三項において準用す	る前項	第百四十条第三項において準用す	項	同条第三項において準用する第五	る第一項	第百四十条第三項において準用す		年の四月二十日まで	る第一項	第百四十条第三項において準用す		年の四月二十日まで	る第一項	第百四十条第三項において準用す

する 以下 同じ	ら。 从: 同() () を勘案して市町村が定める額いては、所得の状況その他の	7別な事情がある場合ることが適当でないと	払回数割保険料額に相当する額											うとする場合において		十条第二頁の規定こより寺	が規定によ	える字句(法第百四十条	仏の表のとおりとする。		-条第三項において準用する場合	する第五項」と、同るのに「第五項」と、同	「角冝三十八三十八条第一		でに」とあるのは「特別徴収対」「多質三式にはいて、近月であるのは「特別徴収対」	7十条第三頁こおいて集用する場ででは、「同多第四項がは第プ項す」	ては、司尽寛四頁11つ寛に頁ま (準用する場合を含む。)の規定		る市町村こよる通知こ関する読)の通知は、連合会、指定法人	の三第一項及び第四十	第一項において準用する場合を含
	一項 二十八条第	-		九項	三十七条第	- - - - - -	百三十七条第	七項第百三十七条第			第百三十七条第第		第百三十七条第前	三項三十七条第	111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	三十七条第						一項 第百三十七条第前		第百三十六条第		七項	第百三十六条第第	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	匹項から第六項	百三十六条第			三項
料額回	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		十二項		第五項]	前項	第一項	料額数割保		項		項	第一項	-	前項		十 5 一 3 日 4	年の日月	料額	払回数割保	条第一項		前項	第五項	Ī	項	-		第一項	日まで	年の八月三十	
1 木 ì	数削呆検料質に相当計百三十六条第一項 十条第三項において進	十条第三項において準用	百三十四条第十二項		十条第三項において準用	る前項	十条第三項において準用	する第一項第百四十条第三項において準用	払回数割保険料額に相当ま	る第一項	十条第三項において淮	る前項	十条第三項において準用	する第一項	百回一 きぎに見こる こまる前項	十条第三項において準用			子る手の丘月三十一日まで、一番一番の一番である。	;	険料額に	する前条第一項第百四十条第三項において準用	項	四十条第三項において淮	五項 同条第三項において準用する第	る第一項	十条第三項におい	の育在の日子三一日から	下の ゴ目三十一 目長で	第三項において準用		の八月三十一日まで	する第一項
7. 才 回 参 書 化 B 米 答 し 木 兰 で そ 答	を支払回牧削保険料項に間当する項 る第百三十六条第一項 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	東京三原において準用	十四条第十二項	項	第百四十条第三項において準用す	項	兀 -	――る第一項 +用第百四十条第三項において準用す	数割保険料額に相当する	項	兀	項			国一 だちに見こうへに進月項	第百		70 07	まだ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		相当する支払回数割保険料額に相当する額	あ前条第一項 第百四十条第三項において準用す	項	+ 用第百四十条第三項において準用す	項目条第三項において準用する第五		第百四十条第三項において準用す	[] [] [] []	月二十日	第百		年の四月二十日まで	る第一項

第六項(同条		令第四十五条の二第一項において準用する前項	前項	第百三十六条第八項
Fi -			Į J	
一頁並び		一頁この、て集月する第五頁	五一頁	25 II
ハて、竹ん		令第四十五条の二第一項こおいて準用する第一項		第百三十六条第七頁
ħ.		十月二十二	七月三十一日	ら第六項まで
る通知が	写 - エ	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	第一項	第百三十六条第四項か
第一項の規	- 7	十月二十日	八月三十一日	
	4	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	第一項	第百三十六条第三項
	上 み		年の十月	
の名可の一月から毎日から第一項の四部の表表の名詞の表表の名詞の表表の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表記の表表表記の表記の表	大春なら見る		を控除して得た額を	
読み替えられ読み替える字句(前頂こおい	去の規定中読		る保険料額の合計額	
至月でも発覚正見一多食三式の実気による社が自言者 さいころのころも	る。 。 ドリ		までの間に徴収され	
↑に進用ける芸育百円を尊三頁の見配こにる支持り売替とは、欠り長〜「季」」で、「季」」で、「季」」で、「季」、「季」、「季」、「季」、「季」、「季」、「季」、「季」、「「季」、「	頁		一日から九月三十日	
二頁 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			により当該年の四月	
前項の第四十五条の二第一			項及び第二項の規定	
項 第一項 令第四十五条の二第一項にお、	第百四十条第四		十条	
項 前二項 令第四十五条の二第一	第百四十条第三	を、当該年の十二月一日	ら、前条第三項並	
項前項	第百四十条第二	二第一項において準用する前項		
条第一項	<u>の</u>	施行令(以下「令	前項	第百三十六条第二項
第百三十六条第一項			条第一項	
項 十月一日	第百四十条第一		項	
項 前項	— 第百三十八条第四	明·5 转,有		第百三十六条第一項
条第三項 第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一項	第百三十八条	毎日 一〇年	「毎日二一四小等一頁」の一種に掛ける写在に	写写三十六次第一頁
たときは、速やかに」と読み替えるものとする		に売み替える 3つ いてる。 どの表の工権に推ける法の規策中同表の中権に推ける学	この場合におりて が	一 てときに準用する
規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至っ	Z 7	KO 長の二闌二曷げる長の見至戸司長の戸闌二曷げる. (4)	11つ場合とおいて、12首分に附る) の規定に	(同条第二項に使る数
被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に	項	- 17) 時川敦又の万忠二につて最後科で敦又して)でおりて「治第百三十五条第二項並びに第五項及び第六	で分こ艮(う) つ見言に	(司が等二頁に終る記二項の規定による追
年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収	第二	に買り見ぎによら頭叩ぶ行のルに腸がたるいに、ほぼ頂に一足に等に頂きがに等に頂えばられ真第九項(同条第五項に係る部分に限る。)を除く。)及ひ第百四十条の規定は「法第百三十四条第	「口が行っしこ場合こと」	第九項(同条第五項
	手 に 	第二章(別売第五章二条の3分に限り8~~6~~8~~8~~8~1章目11号の記述は、記憶記述11号目15号四十五条の二~23第百三十六条から第百三十八条まで(法第百三十七条第四項及び第五項並び	で三十六条から第百三	第四十五条の二 法第
たとあるのは「令第四十五条の二第一項において準		ニー人がぶり、は写面ニーコル等回頁をが写立真をがって通知等の取扱い)	┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	「四月一日後の事項で
し第百三十六条第四項から第六項までの規定中		質の角の唇の女女い	(別一一一般)) 耳頂) 通口に続いた川女な準用する前項」と訪み替えるものとする	「個月一日後の耳頁に 単用する前項」と読
条第二項 前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項	て 第百三十八条第二項	9年「前項」とあるのは「第百匹十一条第二項におい	五項」と、同条第八項	重月一 の角質 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		「おい」『『一』とあるのは「第百四十一条第一項」と、「第五項」とあるのは「同条第二	とあるのは「第百四-	第七項中「第一項」
三十六条第一項令第四十五条の二第一項におい	第百三十	「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「速やかに」と、同条	の初日の属する年の七	項」と、「当該年度の
第六項 令第四十五条の二第一項において準用する第六項		同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百四十一条第	、第四項から第六項ま	用については、同条
、同条第十二項	準	四項から第八項までの規定の	十一条第二項の規定に	第四十五条 法第百四
による通知について		(介護保険施設に入所中の被保険者の特例に関する技術的読替え)	所中の被保険者の特例	(介護保険施設に入る
規定は第五項の規定				十九条第三項
から第十三項までの	-	る前項	する前項	
第百三十四条第七項第百三十四条第十二項	第百三十	第三項において準用第百四十条第三項において準用す	第百四十条第三項に	第百三十八条第前項
前項 令第四十五条の二第一項において準用する前項	第百三十七冬	険料額	る保険料額	
第一項及び第四項 令第四十五条の二第一項において準用	第百三十	って徴収す別徴収の方法によっ	特別徴収	保険料
第一項 令第四十五条の二第一項において準用する第一	第百三十	一項の規定により第百四十条第二項の規定	対象	特別徴収
令第四十五条の二第一項において準用する第一	第百三十七冬	る第一項	する第一項	三項
令第四十五条の二第一項において準用	すの第百三十七条	おいて準用第百四十条第三項において準用		第百三十八条第第一項
十月一日 十二月一日		る前項	する前項	
条第一項 前条第一項 令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項	す 第百三十七条第一	四十条第三項において準用第百四十条第三項において準用す	第百四十条	第百三十八条第前項
				_

十七	第五項第二十七名	-	七七	第二項第二十七年						第一項	七	第八項第二十六年		第 日	第百三十六	六項まで	から	, 十		第三項	十六											
第一項	<u>条</u> 前項	-	条第一頁	条 前項	まで	三月三十一日	一日から翌年	当該年の十月	支払回数割児		条前条第一項	条 前項	[第	到上前	条第一項	年の七月三十年		第	年の八月三十年		条第一項				険料額	回数割	き。	ようとするい	法によって保	特別徴収の古	の規定により	部分に限る。
項の二第一項におい	準用する前項の二第一項におい	I I V	条の二第一項こおハ	準用する前項令第四十五条の二第一項におい		<u>H</u>		からその日の	保支払回数割保険料額に相当する	項	項におい	項におい	一項におりて準用する	と 第一頁に 30~に 生月上の月でです。	1頁条の二第一項におい	─ 年の前年の十月二十日まで	用する第一項	令第四十五条の二第一項におい	- 年の前年の十月二十日まで	用する第一項	条の二第一項におい					保支払回数割保険料額に相当する額			/	<u>))</u>	9_	<u> </u>
	用する前項 て令第四十五条の二第一項において準	用する第一項	て令第四十五条の二第一項こおいて準	用する前項				属す当該年の六月一日から九月三十日	相当する額支払回数割保険料額に相当する額	用する前条第一項	て令第四十五条の二第一項において準	用する前項 一項において準	同条第一項において準用する第	一頁こうへに生月	片る 育一	年の四月二十日まで		て合第四十五条の二第一項において準	年の四月二十日まで		邪ー	る。以下司じ。)を勘案して市町村が定める額とす	おいては、所得の状況その他の事情	認められる特別な事情がある場合に	(当該額によることが適当でないと							
るまで	に項な	びた	(1)	第百三十六条第二項			第百三十六条第一	•	(同条第二項に係る部分に	三項の規定による通知が		第三	一百三十九条第二年の項及び第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十				特別徴収対	第三項	十 八 冬	第百三十八条前項	一	第一項第一項	第百三十八条第百三十六		第六項	同条第十二	第九項第五項第五項	八項 二	五	七項	第百三十七条第一項	
体険料額の合計額での間に徴収されの間に徴収されり三十日	り当該年の四月び第二項の規定		前条第三頁をと、当亥目の別	三第一項におい 介護保険法施行	項	第一項 前条第二項	項 第百三十四条第一項 第百三十四条第三項	欄に掲げる字句に読み替えるものなった。	易分において、欠り長り上闌に曷がに限る。)の規定により特別徴収の+	行われた場合において、法第百三-	る部分に限る。)を除く。)及び第三	十六条から第百三十八条まで(法笠	準用する前項	一一令第四十五条の二第一項において	収する保険料額	により特別徴収の方法によって準用する第百四十条第一項の規	象令第四十五条の二第一項において	準用する第一項	令第四十五条の二第一項にお準用する前項	令第四十五		準用する第百三十六条第一項	条令第四十五条の二第一項において			項第百三十四条第十二項	準用する第五項 年間は1900年3月1日第一項において	更にない			令第四十五条の二第一項において	
		の 翌年 の 二 月 一 目 が ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	-17	、て準用する前項ニ含(以下「令」という。) 第四十五条の			項	のとする。 打ける浴の鬼気に同家の口材に払ける	らこまに集用ける。こう場合において、欠り長りに闌こ曷げる去り見定り司長り中闌こ曷げる字(同条第二項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとす	-五条第二項並びに第五項及び第六	四四十条の規定は、法第百三十四条	プロラード とのである できます できます できます できます できます かいりょう かいり	用する前項	○令第四十五条の二第一項において準	保険料額	徴り特別徴収の方法によって徴収する 定用する第百四十条第二項の規定によ	・令第四十五条の二第一項において	する第一項	令第四十五条の二第一項にお用する前項	令第四十	型芝払巨数害傷隊米額に村当する名	日本日本党上日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	て令第四十五条の二第一項において準	用する第六項	令第四十五条の二第	第百三十四条第十二項	用する第五項		中	項	て令第四十五条の二第一項において準	額

一日から翌年 3年の五月三十一日まで まで 当該年の十月当該年度の初日からその日の属す 当該年の六月一日から九月三十日	て準用する法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとす	4円する法第百四十条第	2 前項において
有	3/Hz	第二項	
支払回数割保支払回数割保険料額に相当する額支払回数割保険	一項において準用する前項	前項	
準用する前条第一項 用する前条第一項 用する前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	第一項	第百四十条第四項
	一項において準用する前二項	前二項	第百四十条第三項
第1	十五条の三第一項において準用する前項	前項	第百四十条第二項
五項	条第一項へ予加十五条の三第一項において準用する第百三十六	第百三十六条第一項	
第五項 同条第一項において準用する第同条第一項	翌年の二月一日から	から翌年	第百四十条第一項
		前項	第百三十八条第四項
大条第一頁	項	第一項	第百三十八条第三百
一年			
準用する第一項 用する第一項			
六条第一項 令第四十五条の三第一項におい			
一日まで 年の八月三十年の前年の十二月二十日まで 年の匹月二十日まで	は、政令で定める る第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する」	は、政令で定める	
第四十五条の三第一項において			第百三十川条第二項
る。以下同じ。)	「見ころく、生見」の方	j	571111111111111111111111111111111111111
を勘案して市町村が定める額とす	令第四		第百三十八条第一項
おいては、所得の状況その他の事情	令第四十五条の三第一項におい	第六項	
		同条第十二項	
料額「養言化	`	による通知について、	
払回数割保支払回数割保険料額に相当する!		規定は第五項の規定	
J	0)	から第十三項までの	
ようとすると			第百三十七条第九項
食料を敷収し 溶ける。で	一項におい	前項	第百三十七条第八項
去 こ につご 呆 特別 徴収 の 方		第一	第百三十七条第七四
が見かれている。 かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん	一項において準用する第一	第一	第百三十七条第六項
) 見 ご に 。	一項において準用する第	第	第百三十七条第三項
第一項に係る	令第四十五条の三第一項において準用する前項	前項	第百三十七条第二項
第六項(同条		十月一日	
. #	一項において準用する前	^垻 前条第一項	第百三十七条第一項
条第一項並び	令第四十五条の三第一項において準用する前項		第百三十六条第八項
において、前いて	同条第一項において準用する第五項	第五項	
れた場合	令第四十五条の三第一項において準用する第一項		第百三十六条第七項
知が		七	ら第六項まで
項 第一項の規	条の三第一項において準用する第一項	か第	第百三十六条第四項
三十六条第百三十四条			
による特別徴収に係る場合) る特別徴収に係る場合)	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	第一項	第百三十六条第三項
み替える規定 る字句	<u>ስ</u> ነ	の十月一日	
) - -	_

住屋 7 末回巻書住屋米名の東義名	揘		に読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
<u>入</u> 領	到 数 割		により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとすこときに準用する。この場合においてにより特別徴収の法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合においていて、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項(同条第三項に係る部分に限る)の規定し
条第令第四十五条の四において準用する第百三十六条第一項 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	第百三十六条第八	第百三十八条第一項	
今等四十三条)四二分、で進用ける寛大貞			より当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法に一「『『『『『『『『『『『』』』』ですりに、『『『『』』ですりに、『『『』』ですりに
	て、同条第十二		十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(法第百三十五条第二項の規定に一第匹項及び第五項並びに第九項(同条第五項に係る部分に限る。)を除く。)の規定は「法第百三」
	よる通知につい		第四十五条の四 法第百三十六条から第百三十九条まで(法第百三十六条第二項及び第百三十七条)
	第五項の規定に		三項
	項までの規定は 七項から第十三		
- 1 条第第百三十四条第十二項	百三十四	第百三十七条第九項	ž +
令第四十五条の四において準用する前項 		第百三十七条第八項	「「「「「「「」」」」」「「」」「「」」」「「」」「「」」「「」」「」」「「」」「」」「「」」「」」「「」」「」」「「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」「」」「「
第四令第四十五条の四において準用する第一項	項ー項及び第四人	第百三十七条第七項	により特別徴収の方法によって徴 選用する第百四十条第一項の規定
			質 塩月~5.55~10~15~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~
込額	数割		準用する第一項 用する第一項
令第四十五条の四において準用する第一項	第一項	第百三十七条第六項	十八条第一項 令第四十五条の三第一項において令第四十五条の三第一項において準
て準用する第一		七条第三項	二項 準用する前項 用する前項
令第四十五条の四において準用する前項	前項	第百三十七条第二項	令第四十五条の三第一項において令第四十
	まで		額
	年三月三十一日		数割保 支払回数割保険料額に相当する額 支払回数割保険料額に相
四月一日から九月三十日まで	十月一日から翌四月		一項 準用する第百三十六条第一項 用する第百三十六条第一項
			百三十八条第百三十六条令第四十五条の三第一項において 令第四十五条の三第一項
	数割保険		準用する第六項 用する第六項
四において準用する前	第一項	三十七条第一	令第四十五条の三第一項において 令第四十五条の三第
十五条の四において		第百三十六条第八項	同条第十二項 第百三十四条第十二項
	第五項		第九項 準用する第五項 用する第五項
令第四十五条の四において準用する第一項		第百三十六条第七項	十七条第五項 令第四十五条の三第一項において
	十一日	六項まで	準用する前項 用する前項
令第四十五条の四において準用する第一項	第一項	第百三十六条第四項か	十七条前項 令第四十五条の三第一項において令第四十五
翌年の二月二十日	八月三十一日		七項 準用する第一項 用する第一項
一項			
介護保険法施行令(以下「令」という。)第四十五条の四に	第一項	第百三十六条第三項	
以下同じ。)	DI.		支払回数割保支払回数割保
の伏況その他の事青を勘案して市町村が定める額とする。	1		大須 準用する第一項 用する第一項 用する第一項
ないと認められる特別な事情がある場合においては、所得し、計[終管化暦署でしまる、「訓言者し、ごう」では、「言者し、ごう」では、「言語」	[{ {		十七条第一項 令第四十五条の三第一項において
支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当で	数割呆険		作用する前項 用する前項 用する前項
司条第三項	司条第一項		十七条前項 令第四十五条の三第一項において令第四十五
前条第三項	項		準用する第一項 用する第一項
条第四項 	, Agr		十七条第一項 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
徴収の方法によって徴収する場合を除く。) 又は第百三十四三 著名位隆和 対 対 対 対 対 対 対 対 対	int t		前項・三多の三第一項におい
寺皮呆倹旨こ时して果する当亥丰度の呆倹斗の一部を寺別――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- IJ		写三十七条前頁 合第四十五条の三第一頁こおって合第四十五条の三第一
つれた易合(前条第二頁り見定こよ)当亥重印と系る第一一第百三十四条第二項老しくに第三項の規定による通知が行	=	第百三十六条第一項	まで、三月三十一日
	5 1 1 1 1 5 5	-	-

や第四十五条の六において準用する第一項	一笛	第百三十六条第四項か	支払回数割保険料額の見込額	<i>‡</i> /. [−	- - - - -
六月二十日	八月三十一日		五において準用	第一項	第百三十七条第六項
六において準用する第一項			十五条の五において準用する第一		第百三十七条第三項
険法施行令(以下	第一項	第百三十六条第三項	令第四十五条の五において準用する前項	前項	第百三十七条第二項
する。以下同じ。)			-	三十一;	
所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とでないと認められる特別な事情がある場合においては、	額		<u>中</u> 六月一日から九月三十日まで ────────────────────────────────────	十月一日から翌年六月	
料	支払回数割保険		村支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料	
同条第三項	:		令第四十五条の五において準用する前条第一項	前条第一項	第百三十七条第一項
前条第三項	-		令第四十五条の五において準用する前項	前項	第百三十六条第八項
	1		同条において準用する第五項	第五項	
第百三十四条第一第百三十四条第六項	第百三十四条笆	第百三十六条第一項	令第四十五条の五において準用する第一項	第一項	第百三十六条第七項
欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	それぞれ同表の下爛	١,	四月二十日	七月三十一日	ら第六項まで
この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表	2準用する。この場	しようとするときに準用する。	令第四十五条の五において準用する第一項	第一項	第百三十六条第四項か
び第六項(同条第三項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収	一項に係る部分に四	び第六項(同条第三	四月二十日	八月三十一日	
われた場合において、法第百三十五条第三項並びにな	による通知が行わ	十四条第六項の規定	五において準用する第一項		
衆第五項に係る部分に限る。) を除く。) の規定は、;	並びに第九項(同条	第四項及び第五項並	介護保険法施行令(以下「令」という。)第四十五条の	第一項	第百三十六条第三項
第百三十九条まで(法第百三十六条第二項及び第百)	不百三十六条から第	第四十五条の六 法第	する。以下同じ。)		
	仅	び第百三十九条第三項	所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額と		
令第四十五条の五において準用する前項	<u>及</u> 前項	第百三十八条第四項及	られる特別な事	額	
て徴収する保険料額	料額			支払回数割保険料	
象保険第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法に	对		同条第三項	<u> </u>	
令第四十五条の五において準用する第一項	第一項	第百三十八条第三項	前条第三項	前条第一項	
かに」と読み替えるものとする				項	
労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、			第百三十四条第一第百三十四条第五項	第百三十四条第一	第百三十六条第一項
被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生			掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	れぞれ同表の下欄に	に掲げる字句は、そ
三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が	める		しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄	準用する。この場合	しようとするときに
で定十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月	替えは、政令で		る。)の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収	項に係る部分に限る	び第六項(同条第三項に係る部分に限る。)
とあるのは「令第四十五条の五において準用す	し必要な技術的読し		れた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及	による通知が行われ	十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、
界百三十六条第四項から第六項までの 	これらの規定に	-	(- 1	びに第九項(同条第	五項並
令第四十五条の五こおいて準用する前項	前領	第百三十八条第二項	で(法第百三十六条第一	法第百三十六条から第百三十九条ま	第四十五条の五法第一
	額 支払回数割保険料		令第四十五条の四において準用する前項	前項	び第百三十九条第三項第百三十八条第四項及び
一令第四十五条の五において準用する第百三十六条第	項 第百三十六条第	第百三十八条第一項	徴収する保険料額第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって	険料額	DA 114
令第四十五条の五におい	第六項		一項	一項	第百三十八条第三項
宋第:	十二項について、同条		えるものとする のな場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替		
型 知	の規定による通知での規定は第五項		格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定まてに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資	て定める	
(はま)	項から第十三項		- ***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	替えは、政	.L.
七第百三十四条第十二項	第百三十四条第		準用する第百三十	関し必要な技術あ	н
令第四十五条の五において準用する前項	項 - 100 000 000 000 000 000 000 000 000 0	七条第	条第四項から第六項までの	らの規定に	
頃 令第四十五条の五こ	第一項及び第四	第百三十七条第七項	令第四十五条の四において準用する前項 ーニーニー	項 	一第百三十八条第二項 💆

る数であることとする。

		角门 新江青文	
		十九条第三項	び第
めるところにより、都道宮	令第四十五条の六において準用する前項	百三十八条第四項及前項	第百
第五十一条の二 法第百九-	て徴収する保険料額	料額	
(事業の実施状況の報告)	徴収対象保険第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によっ	特別徴.	
_	項 令第四十五条の六において準用する第一項	第百三十八条第三項第一	第百
10	かに」と読み替えるものとする		
呾	労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速や		
第五十一条 都道府県が法第	⊘		
(関係人に対する旅費等)	三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が	める	
十 裁決の年月日	政令で定十八条第一項」と、「当該年度の初日の	-	
	な技術的	し必	
行政	これらの規定に関第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」	これ	
	令第四十五条の六において準用する前項	第百三十八条第二項前項	第百
六 裁決の主文 原外分をした保険者の		額	
٨	,回数割保険料支払回数割保険料額の見込額	払	
四 審査請求が代理人によ	百三十プ条第一个第四十五条のプルおいて発用する第百三十プ条第一項	第百三十/多第一項	穿置
若しくは居所又は事務所	てを第一分等四十五巻のドニの「生用」の第一分等回上五巻のドニの「生用」の第一十分等の「生物」を表現している。	百百	等
三 審査請求人が原処分の	頁 合第四十五条の六こおいて集用する第六頁 ゴーニー	育 一	
二 原処分の名宛人たる姓	Īī	<u> </u>	
又は名称及び住所若しく	、て、司条第 - 	 こ	
一 審査請求人及び参加-	7見)とこち (1)	つ 見 の	
く。)を記載しなければな	の見包は客互頁	でりかか	
条第三項の規定による徴収	三十四条第十二項 三十四条第十二項	百三十七条第九項 第百	第百
第五十条 法第百八十三条第		七条第八項 前	第百百
(裁決書の記載事項)	十五条の六において準用する第	七条第七項第一	第百
て行わなければならない。			
査法(平成二十六年法律等 ・	. 回数割保険料支払回数割保険料額の見込額	払	
筒里上した 長穹(する)道知)	項 令第四十五条の六において準用する第一項	第一	第百
保食行業に対しの通り	令第四十五条の六において準用する第一	第百三十七条第三項 第一	第百
第四十八条 法第百九十一条	令第四十五条の六において準用する前項	第百三十七条第二項 前項	第百
,	二十一日まで	三月三十	
の関係	一日から翌年八月一日から九月三十日まで	 	
二番査請求人が原処分の		額	
一 原処分の名宛人たる姓	:回数割保険料支払回数割保険料額の見込額	支払	
ればならない。	一項 令第四十五条の六におい	活三十七条第一項 前条第	第百
処分に係るものを除く。)	令第四十五条の六において準用する前項	百三十六条第八項 前項	第百
第四十七条 法第百八十三条		第五	
(審査請求書の記載事項等	項 令第四十五条の六において準用する第一項	第百三十六条第七項 第一	第百
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		;	

第七章 審查請求

(公益を代表する委員の員数の基準)

が必要と認める数の法第百八十九条第二項に規定する合議体を保険審査会に設置することができの要介護認定又は要支援認定に係る審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県する委員の員数に係る法第百八十五条第一項第三号に規定する政令で定める基準は、保険審査会第四十六条 法第百八十四条に規定する保険審査会(以下「保険審査会」という。)の公益を代表

査請求書の記載事項等)

ならない。 ?に係るものを除く。) においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなけ 七条 法第百八十三条第一項の審査請求(法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する

- 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号
- 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者と

ればならない。 八条 法第百九十一条第二項の規定による通知は、 移送の理由を記載した文書をもって行わ

わなければならない。 九条 法第百九十三条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審 (平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもっ

完項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあっては、第二号に掲げる事項を除条 法第百八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項(法第二十二) を記載しなければならない。

は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。)の氏名

原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号

しくは居所又は事務所の所在地及び被保険者との関係 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、 住所

又は総代の氏名及び住所又は居所 審査請求が代理人によってされたとき、 又は審査請求人が総代を互選したときは、

その代理

原処分をした保険者の名称及び事務所の所在地

行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨

係人に対する旅費等) 裁決の年月日

- 1条 都道府県が法第百九十四条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料につ は、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬に

-一条の二 法第百九十七条の二の規定による事業の実施の状況の報告は、厚生労働省令で定 業の実施状況の報告) 第八章 雑則 ては、条例の定めるところによる。

都市等の特例) ところにより、都道府県知事又は連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

2 第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。) 第二百三条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四 行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の三十一の四に定めるところによる。 において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法

条の四十九の十一の二に定めるところによる。

型デュラーで第一頁)なかでごりつ目) 第九章 施行法の経過措置に関する規定

(施行法第一条第一項の政令で定める日)

(適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する読替え)第五十二条 施行法第一条第一項の政令で定める日は、平成十八年三月三十一日とする。

法の規定中読み替え読み替えられる字句 読み替える字句 第五十二条の二 施行法第十一条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額)

(施行日前の特別徴収に係る年金保険者の市町村に対する通知に関する読替え) 第五十三条 施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額は、十八万円とする。

第五十四条 施行法第十六条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	从つ頁	芋川牧又つ豆枚7	(立 足 一 二 三 医 二 ら 上 の 上 の 上 の し の し の し の し の し の し の し の
	(第二項を除く。)		
三十六	百三十六条 施行法第十六条第四項において準用する法第百三十六条	第百三十六条 哲	第百三十四条第四項
	施行法第十六条第一項	第一項	第百三十四条第三項
	行法」という。)第十六条第一項	乍	
以下「施	介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号。	前項	第百三十四条第二項
		る字句	
	読み替える字句	読み替えられ読	法の規定中読み替える規定読み

(平成十二年度における特別徴収の仮徴収の額)

に条例で定める額とすることができる。 町村にあっては、当該市町村に係る第三十八条第一項の基準額の見込額等を勘案して市町村が別2 前項の規定にかかわらず、同項の厚生労働省令で定める額によることが適当でないと認める市

(平成十二年度における特別徴収の仮徴収に関する読替え)

第五十六条 施行法第十六条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 スプ 月一日 原じずじる 特別では でんだい にほうで 言する

二十一年の二月二十九日	する年の八月三十	項
	百三十六条第三当該年度の初日の	
 より算定した額		
 料額 施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところに	支払回数割保険料額	
 み替えて準用する第百三十五条第二項及び第三項		項
 施行法第十六条第三項並びに同条第四項の規定により読	米第一前条	第百三十六条第
		項
 施行法第十六条第一項	百三十五条第三前条第一項	第百三十五条
「施行法」という。)第十六条第三項		項
介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号。以下	未第二前項本文	第百三十五条第
		える規定
 字句 読み替える字句	の規定中読み替読み替えられる字句	法の規定中読

ル	<u> </u>									<u> </u>		1				
項	第百三十九条第二	項	第百三十八条第三	条第一項	項及び第百三十八	第百三十七条第七	項	第百三十七条第四第百三十五条				項	第百三十七条第一		項から第六項まで	第百三十六条第四
	三十九条第二徴収すべき保険料額	額	特別徴収対象保険料			十七条第七 支払回数割保険料額			まで	ら翌年三月三十一日	当該年の十月一日か	回数割保険料額	同項に規定する支払	日	する年の七月三十一年の一月三十一日	三十六条第四当該年度の初日の属施行法第十六条第一
	徴収することができる保険料額	って徴収する保険料額	特別徴収対象保険料施行法第十六条第三項の規定により特別徴収の方法によ		より算定した額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところに	る第百三十五条第二項及び第三項	施行法第十六条第三項並びに同条第四項において準用す			か 施行日から施行日の属する年の九月三十日まで	より算定した額	規定する支払施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところに		年の一月三十一日	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌

(平成十二年度における特別徴収の仮徴収に係る特別徴収対象年金給付の順位)

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第五十八条 施行法第四条の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一第五十八条 施行法第四条の規定により規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、その施行日前にした行第五十八条 施行法第四条の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一

(保険審査会の委員の任期の経過措置)

| 条の規定にかかわらず、同日までとする。| 第五十九条 平成十三年三月三十一日以前に任命された保険審査会の委員の任期は、法第百八十六

附則

(施行期日)

| の規定は、平成十一年十月一日から施行する。| 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第五十三条から第五十七条まで

(認定審査会の委員の任期の経過措置)

- 定にかかわらず、同日までとする。 第二条 - 平成十三年三月三十一日以前に任命された認定審査会の委員の任期は、第六条第一項の規

(保険料徴収権消滅期間及び給付額減額期間の算定方法に係る経過措置)

及び第三十四条第二項第二号中「保険料額(認定を受けた日の十年前の日の属する年度において十二年度」と、「、認定」とあるのは「、法第六十九条第一項に規定する認定」と、同条第二号か条及び次条第二項において同じ。)を受けた日の十年前の日の属する年度」とあるのは「平成は、第三十三条中「要介護被保険者が認定(法第六十九条第一項に規定する認定をいう。以下こ規定する要介護被保険者等について第三十三条及び第三十四条の規定を適用する場合において第三条。平成二十二年四月一日までに法第六十九条第一項に規定する認定を受けた法第六十二条に

額」とする。は、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。)」とあるのは「保険料」は、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。)」とあるのは「保険料」

(訪問介護員養成研修の経過措置)

第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

- た者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの修の課程を修了した者であって、厚生労働省令で定めるところにより、当該研修の事業を行っ一 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研
- 及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものあって、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識をおって、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識を という。)に従事した経験を有する者で 第三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業(施行法第二十条の規定による改正前の老人福

(介護支援専門員実務研修等の経過措置)

||**第五条**||次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了している者とみなし、介護支援専門員名||

- 程を修了した旨の証明書の交付を受けている者る研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行った者から交付された当該研修の課での政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認め
- ついて準用する。 常三十五条の二第二項の規定は、前項の規定により介護支援専門員名簿への登録を受けた者に事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者事業を行った者から交付された当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修のな研修を受講中であり、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修のは、この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認め
- (平成十二年度から平成十四年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)が認める試験に合格している者は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とみなす。。 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事
- ら第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。 条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項かは、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同第六条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十八条第一項の基準額

オレーシ月でそ今日一一多」とでえ

(平成二十年度における地域支援事業の額に関する特例)

(国の貸付金の償還期間等)

第七条 法附則第六条第三項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。第七条 法附則第六条第三項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。とする。第七条 法附則第六条第三項の政定による国の資付金(以下「国の資付金」という。)が会に係る法附一項の規定による資付けの決定(以下「資付決定」という。)がとに、当該貸付決定に係る法附一項の規定による資の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第れる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第間での規定による社会資本の整備の促進には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

- | 4 | 国は、国の財政状况を勘案し、相当と認めるときは、国の貸行。国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。4.国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前
- った場合とする。 った場合とする。 一次のではのでは、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(介護老人保健施設及び介護医療院に関する読替え)

第七条の二 法附則第十条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

研	医療法の読み替えられる字句 読え	読み替える字句の表気に見る技術的記載され、どの
: る	定中読	
を	替え	
å	定	
で福	第百十一第百七条	介護保険法附則第十条第一項において準用する第百七条
銭で	条	
菲	第百八条第一項	同項において準用する第百八条第一項
	同条第二項ただし書 同	同法附則第十条第一項において準用する第百八条第二
名	同条第八項 同	同法附則第十条第一項において準用する第百八条第八
	同条第六項	同法附則第十条第一項において準用する第百八条第六項
め	第百十二第百八条から第百十条☆	条介護保険法附則第十条第一項において準用する第百八条及び第百
課	条まで土	十条
	第百八条第一項	同項において準用する第百八条第一項
め	第百十条第一項本文 同	同法附則第十条第一項において準用する第百十条
0)	2 第三十六条及び第三十七条の	十六条及び第三十七条の二の規定の適用については、当分の間、第三十六条中
	条」とあるのは「附則第十条第	「附則第十条第二項の規定により読み替えられた法第百五条」と、
に	とあるのは「第百二十七条の規	とあるのは「第百二十七条の規定により読み替えられた第三十条」と、「又は第二十九条第一
}-	若しくは第三項」とあるのは「、	、第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第
事	条」と、「又は第百四条第一項」	条」と、「又は第百四条第一項」とあるのは「若しくは第百四条第一項又は同法附則第
	項において準用する第百十一条」	いて準用する第百十一条」と、第三十七条の二中「第百十四条の八」とあ
負	十条第二項の規定により読み替	項の規定により読み替えられた法第百十四条の八」と、「第三十条」とあるのは
可額	二十七条の規定により読み替え	の規定により読み替えられた第三十条」と、「又は第二十九条第一項若しくは
7 11	のは	「、第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第百二十六条」
/J	百十四条の六第一項」とあるのは	は「若しくは第百十四条の六第一項又は同法附則第十条第
Ē	│ おいて準用する第百十一条 とする。	する。

額(同項に規定する給付見込額をいう。以下同じ。)に百分の三・一五を乗じて得た額を超えてた、第三十七条の十三第一項の規定にかかわらず、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度の地域支援事業に要する費用の増加額を主要介護給付等費用適正化事業以外の地域支援事業に要する費用に充てる場合を除く。)は、同年度の同条第三項に規定する政令で定める額は、第三十七条の十三第一項の規定にかかわらず、当該変更後の市町村介護保険事業計画の変更によう。以下同じ。)を変更し、平成二十年度において法第百十五条の四十四第二項第一号に掲げるする。以下同じ。)を変更し、平成二十年度において法第百十五条の四十四第二項第一号に掲げるて定めた同年度の地域支援事業に要する費用の増加額を主要介護給付等費用適正化事業」という。)を拡け、第三十七条の十三第一項の規定にかかわらず、当該変更後の市町村介護保険事業計画をいる。以下同じ。)を変更し、平成二十年度において法第百十五条の四十四第二項第一号に掲げるで定めた同年度の地域支援事業計画(法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいる。

二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下同じ。)を除く。)に係る法第百十五条の四十四第2 前項に規定する場合における平成二十年度の地域支援事業(介護予防事業(法第百二十二条の

はならない。

額とする。

一次のでである額は、同年度の給付見込額に百分の二を乗じて得た予防事業に係る同項に規定する政令で定める額は、同年度の給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額)とし、同年度の介護の地域支援事業(介護予防事業を除く。)に要する費用の額(当該額が同年度の給付見込額に百三項に規定する政令で定める額は、当該変更後の市町村介護保険事業計画において定めた同年度

3 第一項に規定する場合において、第三十七条の十三第三項に規定する市町村にあっては、同項とすることができる。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が

三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

度」とあるのは「平成二十二年度」と、前項中「附則第九条第二項」とあるのは「附則第九条第の場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年の場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年の場合に関する基準について準用する。このでは、「100円)を持ていて、第一項の関策に関する基準について準用する。このでは、「100円)を持ていて、第一列の関策を関する基準について準用する。このでは、「100円)を持ていて、第一列の関策を関する基準について、第一列の関策を関する基準に対して、第一列の関策を関する基準について、第一列の関策を関する。

「附則第九条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第九条第二項」とあるのは用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十二年中」と、「平第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準

る。 めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとすめるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとす。 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特例標準割合を定

2

七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。 三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第は、計画期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第第十条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十八条第一項の基準額

度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十一年第十一条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十年中の公的年金等の

を定めることができる。により適用されることとなる割合を下回る割合(次項及び第五項において「特例割合」という。)

2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課さ2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課さ2 前項の規定により市町村が特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者」と、同つ第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人第二十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロ規定の適用については、第三十九条第一項の規定(他の法令においては、特例割合を適用することができる。こ成当する者とあるのは「若しくは第六号ロ規定の適用については、第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロ規定の適用される保険料額について特別割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者であって、その者が課さ2十九条第一項並びに附則第十条第二項」とする。

三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。度」とあるのは「平成二十二年度」と、前項中「附則第十条第二項」とあるのは「平成二十二年度」と、前項中「附則第十条第二項」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年の場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。こ前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。こ

「附則第十条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第十条第二項」とあるのは用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十二年中」と、「平第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準

5 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特例割合を定める 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特別割合を定める 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特別割合を定める 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特別割合を定める 東京 中国 は、計画期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定 保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十九条第二項の規定 は当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

第十三条 削除

(平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十年の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十年の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十年の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十年にある第一号被保険者の平成二十二十四条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等

- 四条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十四条第二項」とあるのは「附則第十四条第一項」と、「平成二十四の場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年)と、「平成二十四年中」と、「平成二十四年中」と、「平成二十四年中」と、「平成二十四年中」と、「平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。こ
- 「附則第十四条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十四条第二項」とあるのは用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準
- る。 めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとすめるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特例標準割合を定

2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特別標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 前項の規定により市町村が特別標準割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が2 に対した。

五条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。 年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十五条第二項」とあるのは「附則第十の場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。こ

「附則第十五条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十五条第二項」とあるのは用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平4.第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準1.第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準1.第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準1.1

る。めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとすめるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとす。 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特例標準割合を定

及び第五項において「特例割合」という。)を定めることができる。 規定により適用されることとなる割合を下回る割合(次項及び第五項並びに次条第一項、第二項四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十第十六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支できる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中は第六号口に該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例割合を適用することが者(第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、第三号口、第四号口、第五号口又れる保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険、前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課さ

るのは「、第三十九条第一項並びに附則第十六条第二項」とする。条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあ条第二項に規定する第一号被保険者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六ロ中「又は第六号ロに該当する者又は附則第十六接に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ又は第二号

六条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。 年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十六条第二項」とあるのは「附則第十の場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。こ

「附則第十六条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十六条第二項」とあるのは用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準

5 市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特例割合を定めることができる。

4 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課さ4 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課さ4 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であって、その者が課さるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十七条第二項に規定する第一項が帰国の保証がに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する第一月が保険和る保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項並びに附則第十七条第二項」とする。

七条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十七条第二項」とあるのは「附則第十四の場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。こ

「附則第十七条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十七条第二項」とあるのは用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準

(平成二十六年度における地域支援事業の額に関する特例)に当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。市町村は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により、特例割合を定める

第十八条 平成二十六年度において法第百十五条の四十五第三項第三号に掲げる事業のうち認知症 第十八条 平成二十六年度において法第百十五条の四十五第三号に掲げる事業のうち認知症 第十八条 平成二十六年度において法第百十五条の四十五第三項第三号に掲げる事業のうち認知症 第十八条 平成二十六年度において法第百十五条の四十五第三項第三号に掲げる事業のうち認知症 第十八条 平成二十六年度において法第百十五条の四十五第三項第三号に掲げる事業のうち認知症

を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし」と、同項第二号ロ中「百分の四を乗じて 得た額」とあるのは「百分の四を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額」とする。 大臣が相当と認める額)」と、同条第三項第一号中「三百万円とし」とあるのは「二千八百万円

(平成二十九年度における保険料率の算定に関する基準に関する特例)

第十九条 平成二十九年度においては、市町村(平成二十七年度及び平成二十八年度の保険料率を 該割合)を乗じて得た額を保険料率とすることができる。 号に定める同項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当 度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各 以下この項において同じ。)は、同条第一項の規定にかかわらず、同項の基準額に平成二十九年 第三十八条第一項に規定する基準に従い条例で定めるところにより算定している市町村に限る。

- 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第一号に定める標準割合
- する者を除く。) 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(ロに該当
- 市町村民税世帯非課税者」という。) る市町村民税が課されていない者(以下この項及び次条第一項において「平成二十九年度 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、平成二十九年度分の地方税法の規定によ

口

(2) されたならば保護を必要としない状態となるもの 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用

被保護者

- 円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの 額を控除して得た額とする。以下この項及び次条第一項において同じ。)の合計額が八十万 条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除 四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五 額及び同年の合計所得金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であって、平成二十八年中の公的年金等の収入金 九
- 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第二号に定める標準割合 第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの (イ ((1) に係る部分を除く。)、次号ロ、 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であって、平成二十八年中の公的年金等の収入金
- れたならば保護を必要としない状態となるもの (前号イ ((1) に係る部分を除く。)、次号 口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口又は第八号口に該当する者を除く。) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 三 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第三号に定める標準割合
- 号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。)、次 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第四号に定める標準割合
- り、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの 二十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であ 平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、平成
- れたならば保護を必要としない状態となるもの (第一号イ ((1) に係る部分を除く。)、次 号口、第六号口、第七号口又は第八号口に該当する者を除く。) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ

- Ŧi. 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第五号に定める標準割合
- 平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、 かつ、
- 号口、第七号口又は第八号口に該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。)、次 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第六号に定める標準割合
- にも該当しないもの 平成二十八年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、 前各号のいずれ
- 号口又は第八号口に該当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ ((1) に係る部分を除く。)、 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ 次
- にも該当しないもの - 平成二十八年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、か次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第七号に定める標準割合 かつ、 前各号のいずれ
- れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)又は、要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ 次号口に該当する者を除く。)
- 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第八号に定める標準割合
- イ 平成二十八年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、 にも該当しないもの 前各号のいずれ
- U 当する者を除く。) れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。)に該1 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- 前各号のいずれにも該当しない者 第三十八条第一項第九号に定める標準割合
- 2 二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。 二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から 控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条 四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十 前項第一号ハの特別控除額は、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十
- 3 第一項の規定により保険料率を算定する場合には、第三十八条第六項から第十項までの規定を み替えるものとする。 第一項第六号」と、同項第五号及び同条第八項中「第一項第八号」とあるのは「附則第十九条第 第二号」とあるのは「附則第十九条第一項第二号」と、同項第三号中「第一項第四号」とあるの第一号中「第一項第一号」とあるのは「附則第十九条第一項第一号」と、同項第二号中「第一項 第六号」と、同条第七項中「第一項第七号」とあるのは「附則第十九条第一項第七号」と、同項 準用する。この場合において、同条第六項中「第一項第六号」とあるのは「附則第十九条第一項 は「附則第十九条第一項第四号」と、同項第四号中「第一項第六号」とあるのは「附則第十九条 一項第八号」と、同条第十項中「第一項第一号」とあるのは「附則第十九条第一項第一号」と読
- 4 に第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十九条第一項」と、同項中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号イ中「並び 十一号イ及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第三条 の二第一項の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二 「賦課し、又は」とあるのは 第一項の規定により保険料率を算定する場合における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 「賦課し、」と、「賦課する」とあるのは 「賦課し、 又は令附則第十

(さな) これには、「です」のででは、「これです」とする。 第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課する」とする。 九条第三項において読み替えて準用する令第三十八条第十項に定める基準に従い令附則第十九条

(平成二十九年度における特別の基準による保険料率の算定に関する特例)

- 町村が定める割合 一次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第一号の規定により十分の五を標準として市
- する者を除く。) イーを輸品 は年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(ロに該当イーを輸品社年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(ロに該当
- 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者
- されたならば保護を必要としない状態となるもの(2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用)
- 口 被保護者
- いもの額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しな額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しない。平成二十八年中の公的年金等の収入金
- を除く。) 第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号口に該当する者れたならば保護を必要としない状態となるもの(イ ((1) に係る部分を除く。)、次号ロ、三 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- て市町村が定める割合 第三十九条第一項第二号の規定により十分の七・五を標準とし
- ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除れたならば保護を必要としない状態となるもの(前号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの4 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であって、平成二十八年中の公的年金等の収入金
- て市町村が定める割合二 第三十九条第一項第三号の規定により十分の七・五を標準とし二 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第三号の規定により十分の七・五を標準とし
- イ 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないものて市町村が定める割合
- 号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- り、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの二十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であイ。平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、平成
- 号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ

- 町村が定める割合
 五一次のいずれかに該当する者。第三十九条第一項第五号の規定により十分の十を標準として市
- 前各号のいずれにも該当しないもの・平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、
- 号ロ、第七号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次東保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- =叮नが定める馴合 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第六号の規定により十分の十を超える割合で
- ずれにも該当しないもの- 平成二十八年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のい- 平成二十八年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のい
- 号ロ、第八号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ

口

- 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額
- 号ロ又は第九号ロに該当する者を除く。)れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- を超える割合で市町村が定める割合八、次のいずれかに該当する者、第三十九条第一項第八号の規定により同項第七号に定める割合八、次のいずれかに該当する者、第三十九条第一項第八号の規定により同項第七号に
- イ 平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額を超える割合で市町村が定める割合
- れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1) に係る部分を除く。) 又はロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- を超える割合で市町村が定める割合九 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第九号の規定により同項第八号に定める割合九 次号口に該当する者を除く。)
- 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものイー平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額を超える割合で市町村が定める割合
- 当する者を除く。) に該れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)に該れたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ((1)に係る部分を除く。)に該口、要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用さ
- を超える割合で市町村が定める割合 第三十九条第一項の規定により同項第九号に定める割合
- 条第一項」と、同項中「賦課し、又は」とあるのは「賦課し、」と、「賦課する」とあるのは「賦一、同号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第二十十一号イ及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第三条の二第一項の規定の適用についに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二3 第一項の規定により保険料率を算定する場合における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に従い令附則第二十条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課する」とする。 課し、又は令附則第二十条第二項において読み替えて準用する令第三十九条第五項に定める基準

(平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額

第二十一条 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。 該要介護被保険者支給額が第三項第一号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額、 負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額をいう。次項において同じ。)(当 その額は、要介護被保険者支給額(利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除し の被保険者である者(次条第一項において「基準日被保険者」という。)に支給するものとし、 の末日(以下この条及び次条において「基準日」という。)において当該市町村の行う介護保険 月一日から翌年七月三十一日までの期間(以下この条及び次条において「計算期間」という。) での規定によるほか、利用者負担年間世帯合算額が四十四万六千四百円を超える場合に、毎年八 居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項ま て得た額に基準日要介護被保険者按分率(第三項第一号及び第三号に掲げる額の合算額を利用者 3

- ビス等を受けることとした場合に法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される当該被保険者の属する世帯に属する被保険者のいずれかが、居宅サービス等又は介護予防サ

二 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者(要介護被保険者等に該当しない者に限る。) 者(次号及び次条第一項において「一定以上所得者」という。)である場合

のいずれかが、要介護被保険者等に該当するとしたならば、一定以上所得者となる場合

者」という。)を有する者にあっては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額)がる十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(口において「控除対象 計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八 百四十五万円以上である場合(当該被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者につ 々年の十二月三十一日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属す 年。以下この号において同じ。)の所得について、イに掲げる額(当該基準日の属する年の前 々年(第五項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日まで いて、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該基準日の属する年の前々年の収入の合 十三万円)に満たない場合を除く。) 当該被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの当該基準日の属する年の前 いずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前

当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額 年)の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条 までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所 当該基準日の属する年の前年(第五項の規定により同年八月一日から同年十二月三十一日

て得た額の合計額 三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じ

除して得た額に、基準日以外要介護被保険者按分率 あった者に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額から次項第一号に掲げる額を控 び次項並びに次条第二項において「基準日以外市町村」という。)が行う介護保険の被保険者で 保険者に対し介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。)以外の市町村(以下この項及 護被保険者支給額の算定の対象となった計算期間において基準日市町村(基準日において当該被 項の規定によるほか、要介護被保険者支給額が次項第一号に掲げる額を超える場合に、当該要介 ビス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項まで及び前 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた居宅サー (第一号に掲げる額を次に掲げる額の合算額

> で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日において、 げる場合は、この限りでない。 前項各号に掲

合にあっては、当該支給額を控除した額とする。) 第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場 に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の二第二項 当該計算期間(当該被保険者が当該基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間

に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る前号に規定する合算額 当該計算期間(当該被保険者が他の基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間

保険者と同一の世帯に属する他の被保険者をいう。以下この項において同じ。)が計算期間に受 第一項の利用者負担年間世帯合算額は、被保険者及びその合算対象者(基準日において当該被 た居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る次に掲げる額の合算額とする。

第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあって は、当該支給額を控除した額とする。) において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第一号及び 当該計算期間(当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限る。)

ス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。) 及び第四号に掲げる額の合算額(第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービ において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第三号 当該計算期間(当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限る。)

三 当該計算期間(当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限 る。) において、 当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

Ŧi. 兀 る。) において、 当該計算期間(当該合算対象者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限 当該計算期間(当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限 当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

六 当該計算期間(当該合算対象者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限 る。)において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

t る。) において、 限る。)において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額 当該計算期間(当該合算対象者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間に 当該合算対象者が受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

険者であったものとみなし、当該月に当該被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給さ 防サービス等に係る前三項の規定の適用については、当該被保険者は当該月を通じて要介護被保 保険者としての期間を有する場合は、当該被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予 ス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるも れる介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若 のとみなす しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービ 八 当該計算期間(当該合算対象者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間に 被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間及び居宅要支援被 限る。)において、当該合算対象者が受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

6 5 計算期間において新たに被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第一 適用する。ただし、平成二十九年八月一日に被保険者でなくなった場合は、この限りでない。 省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、前各項の規定を 項及び第二項の規定による高額介護サービス費の支給については、当該日の前日(当該厚生労働 被保険者が計算期間において被保険者でなくなり、かつ、被保険者でなくなった日以後の当該

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

第二十二条の三第二項第三号(第二十九条の三第二項同項同項若しくは附則第二十一条第二項において準用する場合を含む。)

|健康保険法施行令第四十三条の二第一項第六号 | 同項同項又は同令附則第二十一条第一項若しにおいて準用する場合を含む。)

六の四第一項第四号 くは第二項 けっぽん くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項

|船員保険法施行令第十一条第一項第四号

同項

|同項又は同令附則第二十一条第一項若

2

号 くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項 くは第二項

第一項第四号 くは第二項 に関する法律施行令第十六条の二同項同項又は同令附則第二十一条第一項若し「項第六号 くは第二項 くは第二項 くは第二項 に対象組合法施行令第二十三条の三の六第同項同項又は同令附則第二十一条第一項若し地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第同項同項又は同令附則第二十一条第一項若し

高額介護予防サービス費の特例)(平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る)

(11十二条 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた

のいずれかが、要介護被保険者等に該当するとしたならば、一定以上所得者となる場合二 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者(要介護被保険者等に該当しない者に限る。) 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者のいずれかが、一定以上所得者である場合

までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する|- 当該基準日の属する年の前年(第四項の規定により同年八月一日から同年十二月三十一日|

- 得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所年)の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条
- 三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じ」 当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を
- 予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護に限る。)において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第当該計算期間(当該被保険者が当該基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間
- ては、前二項の規定は、適用しない。 保険者としての期間を有する場合は、当該被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等につい 保険者としての期間を有する場合は、当該被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に保る前号に規定する合算額 に限る。)において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前号に規定する合算額 二 当該計算期間(当該被保険者が他の基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であった間 二
- それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 5 第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

第七号 健康保険法施行令第四十三条の二第 条の三第二項において準用する場合を含1 |第二十二条の三第二項第三号(第二十九|第二十九条の二の |条の三第二項において準用する場合を含|二第二項 第二十二条の三第二項第二号(第二十九第二十九条の 一項第二十九条の一 二第二項 第二項 <u>ニ</u>の <u>ー</u>の |第二十二条第二項| 第二十九条の二の二第二項又は附則第 第 十二条第一項若しくは第二項 -二条第一項 <u>ー</u> 第 第 一項又は附則第二 |項若しくは附

||令第十七条の六の四第一項第五号 船員保険法施行令第十一条第一項第五号第二十九条の 防衛省の職員の給与等に関する法律施行第二十九条の二の 国民健康保険法施行令第二十九条の四 |第一項第七号 第二十九条の一 一第二項 第二項 第二項 の 第二十九条の二の二第二項又は附則第 第二十九条の二の二第二項又は附則第 |第二十九条の二の二第二項又は附則第: 一条第一項若しくは第二項 一条第一項若しくは第二項 一条第一項若しくは第二項

附則(平成一二年六月七日政令第三〇九号) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 第一条 この政令は、 第一条 この政令は、 |第十六条の二第一項第五号 |高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二十九条の二の第二十九条の二の二第二項又は附則第: |地方公務員等共済組合法施行令第 |国家公務員共済組合法施行令第十一条の第二十九条の二の第二十九条の二の二第二項又は附則第1 第二十三条 二の六の二第一項第七号 されている者に対する介護支援専門員名簿からの消除に関しては、この政令の施行前に生じた事。この政令の施行の際現に介護保険法施行令第三十五条の二第一項の介護支援専門員名簿に登録 項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、 る。)及び第三十九条第一項(第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イに係る部分に限る。) 由については、なお従前の例に する。 三年一月六日)から施行する。 同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。 除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし」とする。 した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控 規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算 計所得金額をいい、所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に の規定の適用については、第三十八条第一項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合 保険料率の算定についての第三十八条第一項(第六号イ、第七号イ及び第八号イに係る部分に限 同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における 十三号に規定する合計所得金額をいう。)に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は (施行期日) (経過措置) (施行期日) (令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例) (施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) 一条 この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。 附 附 則 (平成一二年一月二一日政令第一二号) かこの政令は、平成十二年四月一日から施行する。 則 則 則 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第 (平成一一年一二月八日政令第三九三号) (平成一四年一月一七日政令第四号) (平成一二年三月三一日政令第一七五号) (平成一三年一月三一日政令第一六号) (平成一三年八月三日政令第二五八号) 平成十三年九月一日から施行する。 医療法等の一部を改正する法律の施行の日 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日 十 第二十九条の 一第二項 第二項 第二項 抄 抄 抄 抄 の第二十九条の二の二第二項又は附則第 抄 |十二条第一項若しくは第二項 十二条第一項若しくは第二項 一条第一項若しくは第二項 (平成十三年三月一日) この場合において、 (平成十四年三月 日 から施行 (平成十 同 第二条 この政令の施行の日前に行われた居宅サービス(介護保険法第七条第五項に規定する居宅 第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法 第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。 第一条 この政令は、 第一条 この政令は、 第一条 この政令は、 第 第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する 第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。 第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年九月十七日) 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。 サービスをいい、これに相当するサービスを含む。)又は施設サービス(同条第二十項に規定す 要する費用(平成十七年度において支弁されたものであって、 給については、なお従前の例による。 項及び第二十九条の二第七項の規定による高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支 る施設サービスをいう。)に係るこの政令による改正前の介護保険法施行令第二十二条の二第七 するものに限る。)についても、 医療機関の円滑な運営を期するためにこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に 律の施行の日(平成十七年七月十五日)から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、 (施行期日) 施行期日 条 この政令は、 この政令は、公布の日から施行する。 附 附 附 附 附 附 附 則 則 則 則 則 則 則 (平成一七年六月二九日政令第二三一号) 則 則 則 (平成 (平成一七年七月六日政令第二三三号) (平成 (平成一六年九月二九日政令第二九七号) (平成一四年八月三〇日政令第二八二号) (平成一四年三月一三日政令第四三号) (平成一七年八月三一日政令第二九〇号) (平成一六年九月一五日政令第二七五号) (平成一五年三月二六日政令第七二号) (平成一四年一一月二七日政令第三四八号) (平成一四年二月八日政令第二七号) 法の施行の日(平成十四年四月一日) 一四年三月三一日政令第一〇二号) 平成十四年四月一日から施行する。 一四年三月二五日政令第六〇号) 抄 平成十四年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 抄 抄 抄 抄 抄 抄 抄 抄 抄 から施 から施行する。 厚生労働大臣が定める基準に適合 行する。

3 2

第

から施行する。

(平成一八年三月一日政令第二八号)

指定入院

第

(施行期日)

(地域支援事業の額に関する経過措置) :一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 平成十八年度の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十第二条 平成十八年度の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十第二条 平成十八年度の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十第二条 平成十八年度の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十第二条 平成十八年度の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十

た額と」とあるのは「百分の○・八を乗じて得た額と」とする。
三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得三」と、「百分の二」とあるのは「百分の二・の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二・2 平成十九年度の旧法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条 2 平成十九年度の旧法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条

(保険料率の算定に関する基準の特例)

課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に規定する者準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。

一 地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に規定する者

市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)って、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定によるる市町村民税が課されていないもの(平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であ四.前号に規定する者と同一の世帯に属する者であって、平成十九年度分の地方税法の規定によ

歳以上であった者(同法の施行地に住所を有しない者を除く。)額をいう。)が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五五平成十九年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)

- 市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)って、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の同法の規定によるる市町村民税が課されていないもの(平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であへ 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であって、平成二十年度分の地方税法の規定によ
- 険料により確保することができるようにするものとする。 つては、保険料収納必要額(新令第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額(新令第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。)を保2 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当た

(施行期日) 附 則 (平成一八年三月三一日政令第一五四号) 抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三条ただし書、附則第五

(要介護認定等に係る調査に関する経過措置)

第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)がら平成二十年三月三十一日までの間は、平成十七年改正第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法)の調査の円滑な実施が困難であると認めるときは、当該第二条の規定による改正後の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「新法」という。)がら平成二十年法律第百二十三号。以下「新法」という。)がら平成二十年三月三十一日までの間は、平成十七年改正第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の

3.新法第二十八条第六項から第八項までの規定は、前項の規定による調査の委託について準用する。

| 円以下の罰金に処する。 | 3 前項において準用する新法第二十八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万|

第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険が関連ないとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定める法(以下「旧法」という。)第四十一条第一項本文の指定を上月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長(他の市町村(平成十七年改正法附則第一十条第二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。)が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長(他の市町村(平成十七年改正法附則第一年)という。)第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護(認知症である定型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文の指定を受けている通所介護(認知症であるで型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文の指定を受けている通所介護(認知症であるで型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文の指定を受けている通所介護(認知症であるで型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文の指定を受けている通所介護(認知症である受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定める法(以下「旧法」という。以下に対している。

第四条 前条の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。第四条 前条の規定により指定地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護・回り、第四条 前条の規定により指定地域密着型サービス事者及び指定地域密着型介護・回り、第四条 前条の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事

村の長(施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型共同生応型共同生活介護の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町第五条 平成十七年改正法の施行の際現に旧法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対

り別段の申出をしたときは、この限りでない。とみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところによとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところによる介護予防認知症対応型共同生活介護に係る新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたもの活介護を利用している場合には、当該他の市町村の長)から、新法第八条の二第十七項に規定す

(指定又は許可の有効期間の経過措置)

第八条 新法第七十条第二項第四号から第十一号まで(新法第七十条の二第四項(新法第七十八条 号から第十一号までの規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられ た者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者について で、第百十五条の二十第二項第四号から第八号まで又は第百十五条の二十六第一号若しくは第九 号まで若しくは第三項各号、第百十五条の十七第一号、第二号若しくは第十一号から第十三号ま 条の八第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第百十五条の十一第二項第五号から第九 号若しくは第十号から第十三号まで、第百十五条の二第二項第四号から第十一号まで、第百十五 ら第十号まで (新法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百十四条第一項第一 合を含む。)、第百四条第一項第二号若しくは第九号から第十二号まで、第百七条第三項第三号か 第四項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項第一号若しくは第十号から第十二号ま しくは第十号から第十二号まで、第八十六条第二項第三号から第七号まで(新法第八十六条の二 号まで (新法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十四条第一項第一号若 八条の九第一号、第二号若しくは第十二号から第十四号まで、第七十九条第二項第四号から第八 で、第七十八条の二第四項第五号から第九号まで若しくは第五項第一号から第三号まで、第七十 む。)において準用する場合を含む。)、第七十七条第一項第一号若しくは第九号から第十二号ま の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十五条の二十八において準用する場合を含 第九十四条第三項第四号から第十一号まで(新法第九十四条の二第四項において準用する場

(包括的支援事業の実施の委託に関する経過措置)

十九第一項に規定する地域包括支援センターが設置されるまでは、新法第百十五条の四十第二項第九条 市町村は、平成二十年三月三十一日までの間において、当該市町村に新法第百十五条の三

号に掲げる事業のみの実施を委託することができる。二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者に対し、新法第百十五条の三十八第一項第三の規定にかかわらず、平成十七年改正法第十条の規定による改正後の老人福祉法第二十条の七の

(要介護認定等の有効期間に関する経過措置)

第十条 平成十七年改正法附則第三条第二項の規定を適用する。 のいては、当該認定に係る法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める期間内に限り、条例で定則第三条第二項において読み替えられた法第十九条第一項の規定による要介護認定を受けた者に規定する条例で定める日をいう。以下この条において同じ。)までの間に、平成十七年改正法附第十条 平成十七年改正法附則第三条第一項の場合において、施行日から条例で定める日(同項に

(要介護認定等に関する経過措置)

2 平成十七年改正法附則第八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者のうち、定又は同条第二項に規定する要支援認定の区分に応じ、厚生労働省令で定める区分とする。護状態区分は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、旧法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る要介第十一条 平成十七年改正法附則第八条の規定により受けたものとみなされた新要介護認定(新法

定を受けていた者を除く。以下この条及び次条において同じ。)」とする。 「、要介護被保険者」とあるのは「、要介護被保険者(旧法第十九条第二項に規定する要支援認
援認定を受けていた者を除く。以下この条及び次条において同じ。)」と、法第四十八条第一項中
び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、旧法第十九条第二項に規定する要支
び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、旧法第十九条第二項に規定する要支
二第一項中「、要介護被保険者」とあるのは「、要介護被保険者(認知症対応型共同生活介護及
二第一項中「、要介護被保険者」とあるのは「、要介護被保険者(認知症対応型共同生活介護及
二第一項中「、要介護被保険者」とあるのは「、要介護被保険者(認知症対応型共同生活介護及
二第一項中「、要介護被保険者」とあるのは「、要介護被保険者(認知症対応型共同生活介護及

(旧指定介護老人福祉施設等の旧入所者の要介護状態区分に関する経過措置)

第十二条 平成十七年改正法附則第十一条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める区分と第十二条 平成十七年改正法附則第十一条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者

(指定介護予防サービス事業者に関する経過措置)

保険医療機関の承認の取消しがあったときは、その効力を失う。 指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の者に係る新法第五十三条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、第十三条 平成十七年改正法附則第十三条の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)

項」とする。

「現立のは「第四十八条第三項」とあるのは「第四十二条の二第三項又は第四十八条第三項」とする。

「日本第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。」の額を超えるときは、条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。」の額を超えるときは、条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。」の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用(同める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用(同法第四十一条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める費用を除く。」の額を勘案して厚生労働大臣が定工条の二第二項第三日、に要する平均的な費用(同法第四十一条の二第一項に規定する地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規設サービス」とあるのは「算定される指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規設サービス」とあるのは「算定される指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規

(介護員養成研修の経過措置)

一 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(以下「旧令」とい護保険法施行令(以下「新令」という。)第三条第一項に規定する養成研修修了者とみなす。第十六条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の介

修了した旨の証明書の交付を受けたもの令の施行後当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものにつき、当該研修を行った者から当該研修の課程を「この政令の施行の際現に旧令第三条第一項各号に掲げる研修を受講中の者であって、この政

う。) 第三条第一項に規定する訪問介護員である者

(介護員養成研修事業者の指定に関する経過措置)

(福祉用具専門相談員指定講習の指定に係る経過措置)であるものについては、施行日に、新令第三条第一項第二号の指定を受けたものとみなす。第十七条 この政令の施行の際現に旧令第三条第一項第二号に規定する訪問介護員養成研修事業者 |

生労働大臣が指定するものは、施行日に同号の指定を受けたものとみなす。 用具専門相談員指定講習をいう。次項において同じ。)に相当する講習を行っている者として厚第十八条 施行日前に福祉用具専門相談員指定講習 (新令第三条の二第一項第十号に規定する福祉)

公示するもの(以下この号及び次号において「適格講習」という。)の課程を修了し、当該適一 この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事がをいう。)とみなす。 次に掲げる者は、福祉用具専門相談員(新令第三条の二第一項に規定する福祉用具専門相談員

た旨の証明書の交付を受けたもの講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格構習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(指定試験実施機関等の指定に関する経過措置)

(介護支援専門員の登録の経過措置)

(介護支援専門員証の経過措置) 録されている者は、施行日に、新法第六十九条の二第一項の登録を受けたものとみなす。 第二十条 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員名簿に登

支援専門員証とみなす。場合の区分に応じ、当該各号に定める日までを有効期間とする新法第六十九条の七第一項の介護第二十一条 旧令第三十五条の二第二項に規定する登録証明書は、施行日から、次の各号に掲げる

明書が作成された日に応当する日である場合。平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において当該登録証のある場合。平成二十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間(当該登録証明書が作成された日が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間)

証明書が作成された日に応当する日である場合 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において当該登録三 当該登録証明書が作成された日が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間

(調査員養成研修等の経過措置)

当該都道府県の調査員名簿(同項の調査員名簿をいう。)に登録するものとする。 研修をいう。以下この条において同じ。)の課程を修了している者とみなし、同項の規定により第二十二条 次に掲げる者は、調査員養成研修(新令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成

の交付を受けている者修了したことにつき、当該適格研修を行った者から当該適格研修の課程を修了した旨の証明書に「この政令の施行の際現に適格研修を受講中であり、この政令の施行後当該適格研修の課程を一 この政令の施行の際現に適格研修を受講中であり、この政令の施行後当該適格研修の課程を

(特定被保険者に係る高額介護サービス費に関する特例)

第二十三条 特定被保険者(新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限第二十三条 特定被保険者(新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限第二十三条 特定被保険者(新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限第二十三条 特定被保険者(新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限

定する要介護被保険者をいう。) であるものとする。 前二項の特定被保険者は、次に掲げる者であって要介護被保険者 (新法第四十一条第一項に規3) 前二項の特定被保険者は、次に掲げる者であって要介護被保険者

一 居宅サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地一 居宅サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地一 居宅サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地一 居宅サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地一 居宅サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地一 居宅サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地

方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者及びその者と同一の世帯に属す二 居宅サービス等のあった月が平成十九年七月から平成二十年六月までの場合にあっては、地

民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者 者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村 る者であって平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの(その

(特定被保険者に係る高額介護予防サービス費に関する特例)

算額から二万四千六百円を控除して得た額とすることができる。 額介護予防サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合 れるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高 を控除して得た額が、新令第二十九条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対して支給さ 居宅要支援被保険者利用者負担合算額をいう。以下この条において同じ。)から二万四千六百円 う。以下この条において同じ。)に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額(同項に規定する る。)が同一の月に受けた介護予防サービス等(同条第二項に規定する介護予防サービス等をい 特定被保険者(新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限

得た額とすることができる。 同項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して 費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、 十九条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス ス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、新令第二 く老齢福祉年金の受給権を有しているものに限る。)が同一の月において受けた介護予防サービ によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法に基づ 特定被保険者(昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例

3 居宅要支援被保険者をいう。)とする。 前二項の特定被保険者は、次に掲げる居宅要支援被保険者(新法第五十三条第一項に規定する

市町村民税が課されていない者又は同項に該当する者に限る。) (その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による は、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項に該当する者及びその者と同一の世帯 に属する者であって平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの 介護予防サービス等のあった月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあって

二 介護予防サービス等のあった月が平成十九年七月から平成二十年六月までの場合にあって 市町村民税が課されていない者又は同項に該当する者に限る。) (その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による は、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者及びその者と同一の世帯 に属する者であって平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの

(高額介護サービス費等に関する経過措置)

居宅支援サービス費の支給については、なお従前の例による。 ビス等をいう。)に係る同条又は旧令第二十九条の二の規定による高額介護サービス費又は高額 施行日前に行われた居宅サービス等(旧令第二十二条の二第一項に規定する居宅サー

(平成一八年八月三〇日政令第二八五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、 第二号及び第二十六条の改正規定は、 (平成十八年度における特例) 公布の日から施行する。 介護保険法施行令第三条第 項

第二条 平成十八年度における介護保険法施行令第四十五条の四の規定の適用については、同条中 等の一部を改正する法律 項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の 収の方法によって徴収する場合を除く。)又は法第百三十四条第四項」とあるのは「介護保険法 「法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(法第百三十五条第一 (平成十七年法律第七十七号) 附則第十四条の規定により読み替えられ 一部を特別徴

> 料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。)又は第百三十四条第四項」とあるの た場合(前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険 た法第百三十四条第四項」と、「第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行わ り読み替えられた第百三十四条第四項」とする。 は「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第十四条の規定によ

(施行期日) (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄

|第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日 (施行期日) 附 (平成十九年一月九

月 カュ

ら施行する。 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。 (介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 整備法附則第十六条第一項の規定により整備法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保 後の介護保険法施行令第三十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 険契約についてなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定に係る介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百六条の規定の適用については、第七十八条の規定による改正

罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。 則 (平成一九年一〇月三一日政令第三二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、

公布の日から施行する。 次条及び附則第三条の規定は、

(国民健康保険の保険料の特別徴収の開始の際の特例)

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。次項及び次条にお る事項を、その者が基準日現在において住所を有する市町村(介護保険法第十三条第一項又は第 保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けているもののうち平成二十年四月一日までの間におから老齢等年金給付の支払を受けている者であって六十五歳以上七十五歳未満のもの(当該年金 年十月一日(以下この項及び第三項において「基準日」という。)現在において当該年金保険者 おいて「平成二十年四月改正国保法」という。)第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給 込まれる者に限る。)を含み、次に掲げるものを除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定め 金保険者」という。)は、平成二十年四月一日前の厚生労働省令で定める期日までに、平成十九 付(以下この条において「老齢等年金給付」という。)の支払をする者(以下この項において「年 二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、 いて六十五歳に達するもの(六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有すると見 「健康保険法等改正法」という。)第十三条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この ·町村) に通知しなければならない。 当該他の

年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額 が、基準日の現況において十八万円未満である者 平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等

の他の厚生労働省令で定める特別の事情を有する者 当該老齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることそ

2 掲げる字句は、それぞれ司表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に 護保険法」という。)第百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通 健康保険法等改正法第二十四条の規定による改正後の介護保険法(以下この条において「新介

第百三十四条年金呆険者	l ⁴	宇金呆倹者(建康呆倹去等の一部を牧正する去津(平
第七項		律第八十三号)第十三条の規定による
		後の国民健康保険法第七十六条の三第二項に規定する
		老齢等年金給付の支払をする者をいう。以下同じ。)
	前各項	国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平
		-九年政令第三百二十四号。以下「改正令」とい
		附則第二条第一項
	政令で定めるところにより、	国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働
	連合会及び国民健康保険法第大臣が指定する法人	(以下「指定法人」という。
	四十五条第六項に規定する厚連合会の順に経由	連合会の順に経由して行われるよう指定法人に伝達す
	生労働大臣が指定する法人	ることにより、これら
	(以下「指定法人」という。)	
第百三十四条	条第十項、第百三十六条第三項改	改正令附則第二条第二項において準用する第十項
八項	及び第六項並びに第百三十七	
	条第二項	
	第一項から第六項まで	同条第一項
第百三十四条前	項	改正令附則第二条第二項において準用する前項
九項	で定めるところにより、	庁
	指定法人	るよう社会保険庁長官に
		これら
第百三十四条第	一項から第六項まで	改正令附則第二条第一項
第十項	政令で定めるところにより、	組合連合会、
	連合会、指定法人及び地方公 に経由して行わ	に経由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に
	務員共済組合連合会	伝達することにより、これら
第百三十四条	条第八項	改正令附則第二条第二項において準用する第八項
第十一項	年金保険者(第百三十六条に 年金保険者	年金保険者
	おいて「特定年金保険者」と	
	V	
る 波 果) お) お) お) は) は) は) は) は) は) は) に) は) は) は) に) に) に) に) に) に) に) に	くある世帯主(災害その也の寺第一項の規定による通知が行	守別の事青があることこより、平戊二十早四月牧王国行われた場合においては、基準日における当該通知に
法第七十六条	米の三第一項に規定する特別!	徴収(以下この条において「特別徴収」という。)の
に	は険料を徴収することが著しく	よって保険料を徴収することが著しく困難であると市町村が認めるもの及び年金額半額以上
徴収者等を除	者等を除く。)について、平成二十年四月一	一四月一日から平成二十年九月三十日までの間におい
削戻しいほう	、 1、1、1)、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	保険計算の乱込質(自物質にようによど適当では、このつっしら時間は事情だらら場合にお該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回
利不会に追り		THE ALL STATE OF THE PROPERTY OF THE STATE O

- 徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところ により算定した額 前項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該
- ロ 場合において、当該徴収に係る新介護保険法第百三十一条に規定する老齢等年金給付の支払 の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額 新介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収しようとする
- されない者 当該市町村から新介護保険法の規定による特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収
- 六十五歳未満の被保険者が属する世帯に属する者
- 村が認める者 よりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町 の方法による納付の実績等を考慮した上で、同項に規定する特別徴収の方法によって徴収する 保法第七十六条の三第一項に規定する普通徴収(以下この号において「普通徴収」という。) 前三号に掲げる者のほか、当該被保険者である世帯主に係る保険料の平成二十年四月改正国
- 保険料額の見込額の二分の一に相当する額を、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日ま て厚生労働省令で定める額とする。 での間における第一項の規定による通知に係る老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とし 第三項の支払回数割保険料額の見込額は、当該被保険者である世帯主につき、平成二十年度

5

6 険法第百三十六条第二項を除く。)並びに第百四十一条の規定は、第三項の規定による特別徴収 について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄 .掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 新介護保険法第百三十五条第五項及び第六項、第百三十六条から第百三十九条まで(新介護保

|第百三十五条第五項||市町村は、第一項本||市町村は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政 特別徴収 第二項又は第三令(平成十九年政令第三百二十四号。 |健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 六条の三第一項に規定する特別徴収(以下「特別徴収」 八十三号)第十三条の規定による改正後の国民健康保険 いう。)附則第二条第三項 (以下「平成二十年四月改正国保法」という。) 第七 以下 「改正令」 لح

又は第三項に規定す主 る第一号被保険者 第一項本文、 第二 項改正令附則第二条第三項に規定する被保険者である世帯

という。)

第百三十五条第六項前条第 項まで 項 から第 六改正令附則第二条第 払をする者

項

準用する次項において

する老齢等年金給付(改正令附則第二条第六項において

「老齢等年金給付」という。)の支

-成二十年四月改正国保法第七十六条の三第二項に規

年金保険者

第百三十六条第 一項第百三十四条第一項 改正令附則第二条第 項

者である世帯主が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当るところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る被保険

ては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。)を、厚生労働省令で定め 割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合におい

でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる

係る老齢等年金給付の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える者 該被保険者である世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収 平成二十年四月一日から平成二十年五月三十一日までの同一の月に徴収されると見込まれる ・項の年金額半額以上徴収者等は、次のいずれかに該当する被保険者である世帯主とする。

> 条第一項に係る部 に限る。)

五項及び第六項(同項及び第六項 前条第一項並びに第同条第三項並びに同条第六項において準用する前条第五

第百三十七条第二頁		第 E 三 一十	-				第百三十六条第六項						第百三十六条第五項					第百三十六条第四項						第百三十六条第三項第	55	
第一項	前項	年三月三十一日か四数割保険料額	組合連合会	生人及び地方公務 より、連合会、指 令で定めるところ	する年の七月三十一	該年度の初日の		庁長宮 定法人及び社会保険	、連合会、指	政令で定めるところ連合会、	日する年の七月三十一	- 属	第一項	定法人	により、連合会及び	至りる こころ	の七月三十一度の初日の属	第一項	日の人月三十一	初日の属			特定年金保険者	可項		支払回数割保険料額
則第二条第六項において準用する第一項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	本はコイ阿貝第二条第六項において準用する前条第一項 支払回数割保険料額の見込額 中成二十年四月一日から九月三十日まで 中で記入が見り、一般ではよりで発見する前条第一項 中で記入が見り、一般で記入が表別である。 中で記入が見り、一般で記入が表別である。 中で記入が見り、一般で記入が表別である。 「本で記入が見り、一般で記入が表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入が見り、これが表別である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記入がまたが、これが表記である。」 「本で記述しているではないである。」 「本で記述しているではないではないである。」 「本で記述しているではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	111分寸川等に及うに質において集月にう行ど等に質しています。	れら経由して行われるよう連合会に伝達することにより、ことはら、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に	Coty	年一月三十一日	改正令附則第二条第六項において準用する第一項		う連合会に伝達することにより、これら	指定法人及び社会保険庁長官の順に経由して行	tier	平成二十年一月三十一日	正令附則第二条第六		作れれる。 コン連合会	の頁に登目して行っいるよう車分点	平成二十年一月三十一日 第	改正令附則第二条第六項において準用する第一項	rice	平成二十年二月二十九日	という。)	六項において準用する第五項において「特定年金保険者」 定する当該同意に係る年金保険者(改正令附則第二条第 第	条第二項において準用する第百三十四条第十一項に規	改正令附則第二条第六項において準用する第一項	。) の見込客(以口「予お巨麥害停除米客の見込客」という の見込客(以口「予お巨麥害停除米客の見込客」という	見入質(以下「左ム国攻削呆食斗質の見入質」という 正令附則第二条第三項に規定する支払回数割保険料額
第 匹 当 亥 E	条第四百三十第一項	定替える規管を表している場合を表していません。現では、の規制を表している。	表のとおりとする。 第六項において準	ものとする。 お項において準	第百四十一条第二項前項	第百四十一条第一項			第百三十十多第三項	第1月11日 しが毎11日	第百三十九条第二項第一号被				第百三十九条第一項	٠	第百三十八条第四項		第百三十八条第三項	第百三十八条第二項		第百三十八条第一項		第百三十七条第七項		第百三十七条第六項
いて準用	第三百二国民健康	られる字句 読み替える字句	。	護保険の保険料の特別用する新介護保険法等	前項	第十三条第一項	同項	この法律	第一号被保険者	竹頁 グロ	<u>欠</u> 項 第一号被保険者			F	第5三十三条 第一号被保険者	前項	項第百三十四条第七項	7	数 又 t	前項	支払回数割保険料額	<u>項</u> 第百三十六条第一項	支払回数割保険料額	項第一項	前項	項第百三十四条第七項
する第百三十八条第一項 十四号 - 以下「改正令」という) 除貝第二条第六項に	第三5二十四号。以下「牧王令」という。)付則第二条第六頁こ20国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十九年政令	る字句	る。 て準用する新介護保険法第百三十八条第二項の規定による技術的読替えは、次の	さ 護	改正令附則第二条第六項において準用する前項	平成二十年四月改正国保法第百十六条の二第一項でいに係る。	「日条第六項において準用する前項	国保法	被保険者である世帯主 の四名所具第二条第プ項において当月する前項	さいて生	牧王令付則第二条第六頁こおいて集用する欠頁 被保険者である世帯主	当該保険料	。) の方法によって徴収する保険料	する普通徴収(以下この項において「普通徴収」という 「 6 1 - 4 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平戊二十年四月女王国呆去第七十六条の三第一頁こ見記被保険者である世帯主	改正令附則第二条第六項において準用する前項	第七項 改正令附則第二条第二項において準用する第百三十四条		象呆検斗 乳に関う見をしている。 数又の方法によって数又する。	改正令附則第二条第六項において準用する前項	支払回数割保険料額の見込額		支払回数割保険料額の見込額	て準用する第	おい	寛上頁 改正令附則第二条第二項において準用する第百三十四条

一項
われるよう連合会に伝達することに合会、指定法人及び社会保険庁長官の
条第十一項に規定する当該同意に係る年金保険者改正令附則第二条第二項において準用する第百三十条第一項
人の順に経由して行
一項が開発のでは、「では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」で、「では、、」で、、、、、、、、、、
規定による技術的読替えは、次
て行われるよう車合会で云達することでより、これら、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、対象被保険者が改正令附則第二条第六項において準用すり第二条第六項において準用する第百三十八条第一項
厅長官により、行われるよう連合会に伝達することにより、これらにより、行われるよう連合会に伝達することにより、これら
速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に経由してる第百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、特別徴収対象被保険者が改正令附則第二条第六項において準用す
[条 第 -
改正令附則第二条第六項において準用する第百三十八条第一項
われるよう連合会に伝達することにより、これら至ったときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に経由して行まり、3月では資富ニーノジ第一工に表気であれる。
30いて集目する第写三十八条第一頁こ見をする昜合こ亥当するこ「特別徴収対象被保険者」という。)が改正令附則第二条第六項に「特別徴収対象被保険者」という。)

令で連合会の順に経由して行われるよう連合会に伝達する年の速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合 豆会、ことにより、これら

日政令第三六五号)

ら施行する。

政令第三〇号)

政令第一一六号) 抄

日から施行する。

施行令」という。)第二十二条の三第二項第一号(同条第五 月三十一日までの間に受けた居宅サービス等(介護保険法 の場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法施行 5から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一 の三第二項において準用する場合を含む。以下この項及び ついては、第七条の規定による改正後の介護保険法施行令 三号)の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額 ^る介護予防サービス等をいう。次項において同じ。) に係 ^る居宅サービス等をいう。次項において同じ。) 又は介護 」と読み替えて、新介護保険法施行令第二十二条の三又は それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一項におい険法施行令 |定により読み替えられた国民健康第五項及び国民 健康 保改正令附則第三十九条第一項の規 一項におい施行令 定により読み替えられた船員保険第五項及び船員 保険 法改正令附則第四十五条第一項の規 一項におい施 行 令 第 四定において適用する健康保険法施第五項及び健 康 保 険 法改正令附則第三十三条第一項の規 **弗五項及び|健 康 保 険 法|健康保険法施行令等の一部を改正|** |項におい||施行令 同令 四条第二行令第四十四条第二項 令」という。) 附則第三十三条第一六号。以下この条において「改正する政令(平成二十年政令第百十 保険法施行令 定により読み替えられた健康保険 改正令附則第三十三条第一項の規 項の規定により読み替えられた健 法施行令 法施行令 康保険法施行令

新介護保険法施行令第二十九条の三第二項におい共済組合法定により読み替えられた国家公務 第二十二条の三第二項第七号ホ(同条第五項及び国家 公務員改正令附則第五十二条第一項の規 て準用する場合を含む。) 施行令 員共済組合法施行令

第二十二条の三第二項第七号へ(同条第五項及び|防衛省の職|改正令附則第六十条第二項の規定 |新介護保険法施行令第二十九条の三第二項におい て準用する場合を含む。) に関する法員の給与等に関する法律施行令第.員の給与等により読み替えられた防衛省の職 3

律施行令第十七条の六の四第一項第一号 十七条の六

|の四第一項

第一号

新介護保険法施行令第二十九条の三第二項におい 等共 済 組合定により読み替えられた地方公務第二十二条の三第二項第七号ト(同条第五項及び地 方公 務員改正令附則第五十八条第一項の規 て準用する場合を含む。) 法施行令 員等共済組合法施行令

4

第二十二条の三第二項第七号チ(同条第五項及び私 立 学 校 教私立学校教職員共済法第四十八条 施行令

第二十二条の三第二項第七号リ |新介護保険法施行令第二十九条の三第二項におい て準用する場合を含む。) .職員共済法の二の規定によりその例によるこ 第一項の規定により読み替えられ |ととされる改正令附則第五十二条 私立学校教職員共済法施行令

第二十二条の三第六項 |新介護保険法施行令第二十九条の三第二項におい て準用する場合を含む。) (新介護保険法施行令第 関する法律医療の確保に関する法律施行令の三第二項におい療の確保に定により読み替えられた高齢者の(同条第五項及び高齢者の医改正令附則第三十四条第一項の規 六十七万円 施行令 八十九万円

|十九条の三第二項において準用する場合を含む。)

五十六万円 一十四万円 四十五万円

百二十六万百六十八万円

九万円 十一万円 四十一万円 七十五万円

|第二十二条の三第七項(新介護保険法施行令第 十九条の三第二項において準用する場合を含む。) 六十七万円 六十二万円 一十一万円 四十一万円 七十五万円 八十九万円 一十五万円

2 月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読 準用する場合を含む。)中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」とする。 新介護保険法施行令第二十二条の三第七項(新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において み替えて、同条又は新介護保険法施行令第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、 の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の三第二項第一号中「前年八月一日から七 防サービス費の支給については、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えるときは、前項 サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた居宅サービス等又は介護予防 九万円 二十五万円

が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該医療合算利用者負担世帯合算額の算定に ととした場合の同条第二項(同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項におい て準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する医療合算利用者負担世帯合算 この項後段の規定により新介護保険法施行令第二十二条の三の規定を読み替えて適用するこ から新介護保険法施行令第二十二条の三第二項の医療合算算定基準額を控除した額(当該額

> 支給総額を合算した額 つき同項ただし書に該当する場合には、零とする。)及び同項に規定する七十歳以上医療合算

- 前号中「この項後段」とあるのを「前項後段」と読み替えて同号を適用した場合の同号に掲
- 法施行令第二十二条の三第六項(新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場 令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)の医療合算算定基準額は、新介護保険 当するものに係る新介護保険法施行令第二十二条の三第二項(同条第五項及び新介護保険法施 保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)に定める額とする。 合を含む。)の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の三第六項第三号イ(新介護 項において準用する場合を含む。)に掲げる者のうち附則第三十四条第四項各号のいずれにも該 新介護保険法施行令第二十二条の三第六項第三号ロ(新介護保険法施行令第二十九条の三第二
- 令第二十二条の三第七項(新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含 施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)に定める額とする。 む。)の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の三第七項第一号イ 第二項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定基準額は、新介護保険法施行 新介護保険法施行令第二十二条の三第三項(同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三 項において準用する場合を含む。)に掲げる者のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る 新介護保険法施行令第二十二条の三第七項第一号ロ(新介護保険法施行令第二十九条の三第二 (新介護保険法

附則第三十三条第四項各号のいずれにも該当するもの

- 附則第四十五条第四項各号のいずれにも該当するもの
- 附則第五十二条第四項各号のいずれにも該当するもの
- 五. 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十八条の二の規定によりそ 附則第五十八条第四項各号のいずれにも該当するもの

5 令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定基準額 当するものに係る新介護保険法施行令第二十二条の三第三項(同条第五項及び新介護保険法施 準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の三第七項第二号 新介護保険法施行令第二十二条の三第七項(新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において 項において準用する場合を含む。)に掲げる者のうち附則第三十九条第四項各号のいずれにも該 イ 新介護保険法施行令第二十二条の三第七項第二号ロ(新介護保険法施行令第二十九条の三第二 の例によることとされる附則第五十二条第四項各号のいずれにも該当するもの (新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。) に定める額とす

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二〇年一〇月二四日政令第三二八 則 (平成二〇年一〇月二四日政令第三二八号 (平成二〇年一一月二一日政令第三五七号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条中健康保険法施行令附 則第三十四条の四」に改める部分に限る。)及び同条の表に次のように加える改正規定、第五条項並びに附則第三十四条の三」を「第十一条の三の六の四第一項、附則第三十四条の三並びに附 中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三の次に二条を加える改正規定、第六条中国民 十四条の三」の下に「から第三十四条の五まで」を加える部分及び「第十一条の三の六の四第一 私立学校教職員共済法施行令第六条の表以外の部分の改正規定(「第十一条の四並びに附則第三 則に二条を加える改正規定、第三条中船員保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第四条中 施行す 健康保険法施行令附則第二条の次に二条を加える改正規定、第七条中地方公務員等共済組合法施 行令附則第五十二条の五の次に二条を加える改正規定並びに第八条の規定は、 同年四月一日から

則 (平成二一年一月二八日政令第一〇号)

附

この政令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十一年五月

(平成二一年二月四日政令第一七号

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二一年一二月二四日政令第二九六号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する

則 (平成二一年一二月二八日政令第三一〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

(施行期日) (平成二二年三月三一日政令第六五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する (施行期日) 則 (平成二三年三月三〇日政令第五五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成二三年三月三一日政令第六八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(施行期日) (平成二三年一二月二日政令第三七五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。 (平成二三年一二月二日政令第三七六号) 抄

一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。 (施行期日) 則

第

この政令は、公布の日から施行する。 (平成二四年三月二八日政令第七四号)

則 (平成二四年四月六日政令第一三一号)

施行期日

(経過措置) この政令は、 公布の日から施行する。

2 施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十三年政令第三百七十六号)第年度以前の年度における介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の二十四年度以後の年度における同条第一項に規定する地域支援事業について適用し、平成二十三 ついては、なお従前の例による。 一条の規定による改正前の介護保険法施行令第三十七条の十三第一項に規定する地域支援事業に この政令による改正後の介護保険法施行令第三十七条の十三第二項及び第三項の規定は、平成

(施行期日) (平成二四年八月一〇日政令第二一一号) 抄

法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月 則 (平成二五年一月一八日政令第五号) 一日)から施行する。

この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

」の政令は、平成二十五年四月一日から施行する。 則 (平成二五年三月二一日政令第七〇号)

の政令は、公布の日から施行する。

則 (平成二五年四月一二日政令第一二二号) 抄

第一条 この政令は、 法の施行の日 (平成二十五年四月十三日) から施行する。

附 (平成二五年六月一四日政令第一八三号)

規定中「及び」を「、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及 び」に改める部分に限る。)及び第五条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。 政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条(児童手当法施行令第六条第一項の改正

則 (平成二六年三月二六日政令第八二号)

この政令は、公布の日から施行する。

則 (平成二六年三月三一日政令第一二九号) 抄

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。 (介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に行われた居宅サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第一項に規定する 防サービス費の支給については、なお従前の例による。 をいう。)に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予 居宅サービス等をいう。)又は介護予防サービス等(同条第二項に規定する介護予防サービス等

則 (平成二六年三月三一日政令第一三四号)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。 附

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。附 則 (平成二六年四月一八日政令第一六四号 則 (平成二六年四月一八日政令第一六四号)

附 則 (平成二六年七月九日政令第二五一号)

抄

(施行期日)

この政令は、平成二十六年七月十一日から施行する

1

施行期日 附 則 (平成二六年七月三〇日政令第二六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。 附則 (平成二六年八月八日政令第二七八号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

抄

附 則 (平成二六年八月二〇日政令第二八九号)

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する (平成二六年九月三日政令第三〇〇号) 抄

(施行期日) 附 則

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第三十五条 の五第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、 しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

(平成二六年一一月一二日政令第三五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、 の日から施行する。 附則第十三条の規定は、 公布

則 (平成二六年一一月一九日政令第三六五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 特定計算期間に行われた居宅サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第一項に 規定する居宅サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)又は介護予防サービス等 同

険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給につ 条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。 号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条(介護保険法施行令第二十九 とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同 円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第二号ロ中「二百十二万円」 十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万| いては、第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号ロ中「二百 条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)に係る介護保

高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、 特定計算期間に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による 定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において介護保険法施行令第二十二条の三第九項の規 なお従前

3 ついては、なお従前の例による。 保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給に 平成二十六年七月三十一日以前に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護

(平成二六年一二月一二日政令第三九七号)

(施行期日)

(経過措置) この政令は、 平成二十七年四月一日から施行する

2 受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、 該当している者の助言(平成二十八年三月三十一日までの間において行われるものに限る。)を この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第一項第九号に なお従前の例による。

則 (平成二七年三月三一日政令第一三八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 (施行期日) 当

四条の規定(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなお る部分に限る。)を除く。)、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条 五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日 並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第 活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定 条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生 月」を「七月」に改める部分に限る。)、同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改める その効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定(「六 の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第 月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改め 五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定(同条第五項第一号の改正規定(「六 規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)を除く。)、同条を同令第二十二条の二の二と 条第五項第一号の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正 する改正規定、同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十 :分に限る。) 及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。)、第八条の規定、第十二 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定 第 第 項 第

日前に当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又 た介護保険法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等について適用し、第一号施行 は介護予防サービス等については、なお従前の例による。

| 域支援事業について適用し、平成二十六年度以前の各年度における第三号旧介護保険法第百十五第三条 介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は、平成二十七年度以後の各年度における新地 条の四十五に規定する地域支援事業については、なお従前の例による。

| 第四条 | 前条の規定にかかわらず、医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、 日又は平成二十九年三月三十一日である場合にあっては、当該条例で定める日の属する年度)ま から当該条例で定める日の属する年度の前年度(当該条例で定める日が平成二十八年三月三十一 三十七条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同 七条の十三第一項、第二項、第五項及び第六項第二号の規定は適用せず、旧介護保険法施行令第 での各年度における当該特定市町村が行う新地域支援事業については、介護保険法施行令第三十 特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日以後のときは、平成二十七年度

項 第 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 額は 条第二項第四号から第六号までに掲げる事業及び法第百十五条の四十八城支援事業」という。)のうち旧地城支援事業(地域支援事業のうち同額(同条に規定する地域支援事業(以下この項及び第三項において「地 第一項に規定する会議を行う事業を除く事業をいう。 る部分に限る。) は 以下同じ。)に

五に規定する地域支法第百十五条の四十 援事業(以下「地域 介護予防等事業(法 支援事業」という。) |介護予防等事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する 旧地域支援事業 以下この条において「医療介護総合確保推進法」という。)附則第九条 ための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。 険法」という。 に規定する第三号旧介護保険法 (以下この条において「第三号旧介護保

項において同じ。)及 以下この項及び第三第三項各号において同じ。)については

法第百十五条の四 五第二項各号 護予防等事業を除く び地域支援事業(介 。) については、そ 土|医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項

0)

市町村 政令で定める額は 政令で定める額 的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施 る。 市町村であって、平成二十六年度の第三号旧介護保険法第百十五条の四 規定により同項各号 に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 十五第四項の政令で定める額について地域における医療及び介護の総合 (地域支援事業のうち旧地域支援事業に係る部分に限 (平成二十七年政令

第二条 第二条の規定(前条第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の介護保険法施行令

第二十二条の二の二又は第二十九条の二の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(以

「第一号施行日」という。) 以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受け

地域支援三号(軍事業) 地域支援三号(軍事業) 地域支援三号(軍事業) 地域支援三号(軍事業) 地域支援三号(軍事業) 地域支援三号(軍事業) 地域支援三号(軍事業) 地域支援三号(軍事業) 地域支援三十二十八号																
東京 (介護介護予防等事業 (介護介護予防等事業 (介護介護予防等事業 (介護介護予防等事業 (介護介護予防等事業 (介護介護予防等事業 とおいり (第一号及び第二号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の別定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の別定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の別定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 同条第一項 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二項の規定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 により第三号 によりの はいました はいまた はいました はいました はいました はいました はいまた はいました はいました はいました はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいま				号	二章	育]	頁	三	第							
町村 (第一号及び第二号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の規定により同項各号 (第一号及び第二号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の規定により同項各号 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二項の規定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二項の規定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二項の規定により第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第六項 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二項の規定により第三号に介護保険法第百十五条の四十五第六項		1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	同条第六項					五第二項各号	法第百十五条の四十	介護予防等事業	額は三百万円とし、	に係る政令で定める	予防等事業を除く。)	域支援事業 (
		日放で受罪を	条第一項				規定こより司須各号	を有するものとされた第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第二項の	項の規定によ					介護予防等事業	町村	第百三十八号) 第二条の規定による改正前のこの号の適用を受けた市

則 (平成二七年四月一〇日政令第二一一号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十八条第十項及び第三十九条第五項の規定 平成二十七年度分の保険料から適用する。

(平成二七年七月三日政令第二六九号)

3

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する 経過措置)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法 常生活支援総合事業」とあるのは、「経過的介護予防等事業(医療介護総合確保推進法附則第十 律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第四条の規定の適用を受 二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。)」とする。 第二号に係る部分に限る。)及び同条第二項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第百 十五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村が行う事業又は同項(第一号及び 四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第百十五条の四 法施行令」という。)第三十七条の十三の規定の適用については、同条第六項中「介護予防・日 年度)までの各年度における第一条の規定による改正後の介護保険法施行令(以下「新介護保険 月三十一日又は平成二十九年三月三十一日である場合にあっては、当該条例で定める日の属する 定市町村の同項の条例で定める日の属する年度の前年度(当該条例で定める日が平成二十八年三 第十四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。)に対する平成二十七年度から当該特に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則 ける特定市町村(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等

条第五項中「介護予防・日常生活支援総合事業費額が」とあるのは 分に限る。)及び同条第二項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第百二十二条の二第 定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第一項(第第一項」とあるのは「経過的介護予防等事業(医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規 度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「同条 定める日が平成二十八年三月三十日以前のときは、当該特定市町村の平成二十七年度以後の各年:三条 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で 一号に係る部分に限る。)の規定により市町村が行う事業又は同項(第一号及び第二号に係る部 項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。)及び法第百十五条の四十五第一項」と、同 「経過的介護予防等事業費額

> 介護予防等事業費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の合算額」とする。 業及び」と、同条第八項第八号中「介護予防・日常生活支援総合事業費額」とあるのは「経過的 過的介護予防等事業及び」と、同条第六項中「のうち」とあるのは「のうち経過的介護予防等事 。)及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の合算額が」と、「のうち」とあるのは「のうち経 (各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ

- 。)」とあるのは「経過的介護予防等事業費額」と、「とする」とあるのは「と、同項第九号中「平 年度から平成二十九年度までのいずれかの年度」とあるのは「平成二十八年度又は平成二十九年 成二十七年度」とあるのは「平成二十八年度」とする」とする。 (各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。 第八項第八号において同じ 度」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」と、」と、「経過的介護予防等事業費額 費額及び経過的介護予防等事業費額の合算額」と、同項第二号中「平成二十七年度又は平成二十 と、同号ロ(1)中「前項第一号ロ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十七年度の予防給付 費額(各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。以下同じ。)の合算額[五第一項」と、同条第五項中」とあるのは「」と、同項第一号イ(1)中「前項第一号イ(1) のは「」とあるのは「同条第二項中「のうち」とあるのは「のうち」と、「法第百十五条の四十 ては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項中「同条第一項」とある 平成二十八年度以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用につい る日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までのときは、当該特定市町村 に掲げる額」とあるのは「平成二十七年度の経過的特定予防給付費額及び経過的介護予防等事業 〈年度」とあるのは「平成二十八年度」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「平成二十七 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定め
- この場合において、同項中「同条第一項中「同条第一項」とあるのは「」とあるのは「同条第三 する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。)」とあるのは「経過的介護予防等事業費額 までのいずれかの年度」とあるのは「平成二十九年度」と、同条第五項中「前各項」とあるのは 業費額の合算額」と、同項第二号及び同条第四項第二号中「平成二十七年度から平成二十九年度 一号ロ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十八年度の予防給付費額及び経過的介護予防等事 介護予防等事業に要する費用の額をいう。以下同じ。)の合算額」と、同号ロ(1)中「前項第 二十八年度の経過的特定予防給付費額及び経過的介護予防等事業費額(各市町村における経過的 とあるのは「」と、同項第一号イ(1)中「前項第一号イ(1)に掲げる額」とあるのは「平成 項中「のうち」とあるのは「のうち」と、「法第百十五条の四十五第一項」と、同条第五項中」 ける新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、第一項の規定を準用する。 る日が平成二十九年三月三十一日のときは、当該特定市町村の平成二十九年度以後の各年度にお とする」とする。 と、「とする」とあるのは「と、同項第九号中「平成二十七年度」とあるのは「平成二十九年度」 「前二項」と、」と、「経過的介護予防等事業費額(各市町村における経過的介護予防等事業に要 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定め

則 (平成二七年八月二八日政令第三〇三号)

(平成二十七年九月一日) から施行する。 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施 行の

(平成二七年九月九日政令第三二三号)

抄

施行期日

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十八年一月一日) 附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三四二号) 抄 から施行する

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する 附 則 (平成二七年一一月二六日政令第三九二号) 抄

第一条 この政令は、 (経過措置の原則) 行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

された行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前に るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、 なお従前の例による。

(平成二七年一二月一六日政令第四二五号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する

(平成二八年二月一九日政令第四五号) 抄

関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。 この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に

附則 (平成二八年三月四日政令第五六号)

十五日)から施行する。 この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十八年三月

(施行期日) 則 (平成二八年五月二五日政令第二二六号) 抄

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。次条第二項 から施行する 及び附則第四条第二項において「改正法」という。) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(施行期日) (平成二八年九月七日政令第三〇〇号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。 則 (平成二八年九月一四日政令第三〇七号) 抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行期日)

(施行期日) 則 (平成二八年一二月二六日政令第四〇〇号)

抄

第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。 (健康保険法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第二条

月以後の場合における同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の医療合算算定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。)の属する月が同 医療合算算定基準額については、なお従前の例による 並びに基準日の属する月が同月以前の場合における当該医療合算算定基準額及び当該七十歳以上 基準額について適用し、当該居宅サービス等のあった月が同年七月以前の場合における当該所得 基準額及び同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定 号被保険者の所得並びに同令第二十二条の三第二項第一号に規定する基準日(同条第九項の規定 十一条第一項に規定する要介護被保険者の属する世帯に属する同法第九条第一号に規定する第一 項に規定する居宅サービス等のあった月が平成二十九年八月以後の場合における介護保険法第四 の二第五項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、介護保険法施行令第二十二条の二の二第一 第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の一

則 (平成二九年七月二八日政令第二一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険の要介護被保険者

医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。 等に係る高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額

(平成二九年七月二八日政令第二一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する

(平成二九年九月二一日政令第二四六号)

(平成二十九年九月二十二日) から施行する。 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施 附 行の 日

(平成二九年一一月二七日政令第二九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日) から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成三〇年二月二八日政令第四一号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日) から施行する。

則 (平成三〇年三月一六日政令第四九号)

抄

(施行期日)

1

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定 は、公布の日から施行する。

(医療法人の分割及び合併に関する準備行為)

第二条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十九条の二において読み替えて準用する同 同じ。)の名称及び開設場所を定めるものに限る。)は、地域包括ケア強化法の施行の日 法第一条の規定による改正後の介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下 療法」という。)第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院(地域包括ケア強化 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下この条において は同法第六十一条の二第一号に規定する新設分割設立医療法人が、定款又は寄附行為をもって、 の三第四項の規定による認可の手続(同法第五十九条第二号に規定する新設合併設立医療法人又 第五十八条の二第四項の規定及び同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条 「改正法施行日」という。)前においても行うことができる。 「地域包括ケア強化法」という。)第七条の規定による改正後の医療法(次条において「改正後医 (以 下

(地域医療連携推進法人の認定等に関する準備行為)

| 療連携推進法人が介護医療院を開設しようとする場合に限る。) は、改正法施行日前においても第四条 医療法第七十条の八第三項の規定による確認(同法第七十条の五第一項に規定する地域医 第三条 改正後医療法第七十条第一項の規定による認定の手続(介護医療院を開設する法人を同項 に規定する参加法人とするものに限る。)は、改正法施行日前においても行うことができる。

(平成三〇年三月二二日政令第五六号) 抄

(施行期日)

行うことができる。

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

及び居宅要支援被保険者が受けた介護保険法の規定による居宅サービス等及び介護予防サービス 第二条 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二又は介護保険法施行令第二 相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。) 密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに 以後に行われた介護保険法の規定による居宅サービス (これに相当するサービスを含む。)、地域 十九条の二の規定は、この政令の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)

いて適用し、施行日前に行われた介護給付等対象サービスに係る保険給付については、なお従前 又は住宅改修(以下この項において「介護給付等対象サービス」という。)に係る保険給付につ 例による。

については、 険者又は居宅要支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等 規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等について適用し、施行日前に当該要介護被保 規定は、施行日以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法の 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の二の なお従前の例による。

(平成三〇年三月二二日政令第五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二六日政令第六三号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行期日) (平成三〇年五月三〇日政令第一七五号) 抄

1 この政令は、 医療法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成三十年六月一日) から施行す

(施行期日) 則 (平成三〇年七月一三日政令第二一〇号) 抄

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。 (介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行日前に行われた介護保険法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に については、 係る同法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給 なお従前の例による。

(施行期日) (平成三〇年七月一九日政令第二一三号)

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の 又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による居宅サニの規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に介護保険の要介護被保険者 額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。 者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高 サービス費の支給について適用し、施行日前に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険 ビス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高額介護サービス費又は高額介護予防

則 (平成三一年三月二九日政令第一一八号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(令和元年一二月二五日政令第二〇九号)

抄

則

(施行期日)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日政令第九八号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(令和二年七月八日政令第二一九号) 抄

(令和二年九月一日) から施行する。 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(令和二年九月三〇日政令第二九九号)

」の政令は、令和二年十月一日から施行する。

(令和二年一二月二四日政令第三八一号) 抄

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、 条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。 第七条中介護保険法施行令附則に

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第七条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二第一項、第二項及び第四 年度分の介護保険の保険料について適用し、介護給付等に係るサービスが行われた月が同年七月 支給(以下この条において「高額介護サービス費等の支給」という。)並びに令和三年度以後 サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の 第三十八条第一項(第六号イに係る部分に限る。)の規定は、介護保険法(平成九年法律第百二 度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。 以前の場合における当該保険給付、要介護被保険者等が受ける居宅サービス等及び介護予防サー 防サービス等(以下この条において「居宅サービス等及び介護予防サービス等」という。)が行 法施行令第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等及び同条第二項に規定する介護予 第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この条において同じ。)が受ける介護保険 という。)が行われた月が令和三年八月以後の場合における保険給付、要介護被保険者等(同法 項(第一号に係る部分に限る。)、第二十二条の三第六項(第三号へに係る部分に限る。)並びに ビス等が行われた月が同月以前の場合における当該高額介護サービス費等の支給並びに令和二年 十三号)第四十九条の二第一項各号に掲げる介護給付に係るサービス及び同法第五十九条の二第 ;れた月が同月以後の場合における同法の規定による高額介護サービス費の支給、高額介護予防 項各号に掲げる予防給付に係るサービス(以下この条において「介護給付等に係るサービス」

則 (令和三年三月一九日政令第五四号)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

抄

則 (令和三年三月三一日政令第九七号)

第一条 この政令は、令和三年八月一日から施行する。 (介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険法第六十二条に規 る介護予防サービス等に係る同法の規定による高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費 の支給については、なお従前の例による。 定する要介護被保険者等が受けた介護保険法施行令第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サ ・ビス等及び第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定す

(令和三年三月三一日政令第一三七号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(令和四年一月四日政令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正す る法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (令和四年十月 一日)から施行する。

(令和四年一月一九日政令第二七号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(令和四年三月三〇日政令第一二八号) 抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する (施行期日)

(令和四年三月三一日政令第一三三号) 抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、 (施行期日) 次の各号に掲げる規定は、

号に定める日から施行する。

から三まで 略

条の規定 号、第十八条の五第十九項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び第十八条の七の二第十 条第八項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一 九項第一号、第十八条の六第二十八項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号の項及び同 条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条の五第十 四項第一号の項中「、 項第一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条の六第十二項第一号及び第十八条の七の二第 第一号の項及び同条第四項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条の六第十二項第一号及び第十八条の七の二第四項 改正規定(同条第二項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九項第 約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第二条の四の 第四号、第二十二項第五号及び第二十四項第五号に係る部分を除く。)並びに第五条中租税条 及び第八項の改正規定並びに同令附則第十八条の五の改正規定(同条第十項第四号、第十一項 に改める部分を除く。)及び同条第三項第一号の改正規定並びに同令附則第十八条の四第四項 |項第一号の項中「、第十八条の五第十九項第一号」を削る部分に限る。) 並びに附則第十 第一条中地方税法施行令第四十八条の九の三第一項の改正規定(「においては」を「には」 令和六年一月一日 第十八条の五第七項第一号」を削る部分並びに同条第六項の表第四十八

則 (令和四年三月三一日政令第一六七号)

抄

(施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

年四月一日)から施行する。 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六

則 (令和五年一二月二七日政令第三八三号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年一月一九日政令第一二号) 抄

一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。 則 (令和六年一月一九日政令第一三号) 抄

第

一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。 (施行期日)

第

則 (令和六年三月三〇日政令第一三九号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

則 (令和六年三月三〇日政令第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、 号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各

並びに附則第二十七条の規定 令和六年六月一日 める部分を除く。)、第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定 十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定(「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第